令和元年度業務実績に係る自己評価書

令和2年6月29日 独立行政法人農畜産業振興機構

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1-1	1 畜産(肉畜・食肉等)関係業務(1)経営安定対策ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子(2)緊急対策	・牛生産者補給交付金の交付等、	ウ 畜産業振興事業

主要な経年ラ														
①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
肉用牛交付	_	_	1,255件	18, 197 件				予算額 (千円)	206, 302, 632	243, 818, 007				
金を交付し			(517件)					決算額 (千円)	41, 605, 988	27, 773, 606				
た件数								経常費用 (千円)	53, 246, 549	113, 425, 014				
目標業務日	35 業務日	_	1,255件	18, 197 件				経常利益 (千円)	△25, 493, 694	$\triangle 103, 827, 209$				
以内に交付	以内の交付		(517件)					当期総利益(千円)	14	50, 480				
した件数								行政コスト (千円)	_	113, 425, 014				
達成度合	_	_	100% (100%)	100%				行政サービス実施 コスト (千円)	18, 172, 373	_	_	_	_	
								従事人員数	52.86	52.00				
肉用牛交付 金を交付し	_	_	— (—)	4回										
た回数														
目標業務日		_	_	4 回										
以内に交付 状況を公表 した回数			(-)											
達成度合	_	_	_	100%										
			(-)											
肉豚交付金 を交付した 件数		_	(-)	_										
目標業務日 以内に交付		_	— (—)											
した件数														
達成度合	_	_	_											

			(-)						
肉豚交付金	_		_	_					
を交付した			(-)						
回数									
	5業務日以	_	_			*			
以内に交付			(-)						
状況を公表									
した回数									
達成度合	_	_	_						
			(-)						
肉用子牛生	_	188 件	202 件	229 件					
産者補給交									
付金等を交									
付した件数									
目標業務日		188 件	202 件	229 件					
以内に交付	以内の交付							,	
した件数									
達成度合	_	100%	100%	100%					
肉用子牛生	_	_	1回	3 回					
産者補給交									
付金を交付 した回数									
目標業務日	5業務日以	_	1回	3 旦		**		1	
以内に交付		_		5 円					
状況を公表	F107AX								
した回数									
達成度合	_	_	100%	100%		**			
緊急対策と	_	_	28 事業	41 事業			<u>/</u>		
して制定し									
た事業数									
	18 業務日	_	28 事業	41 事業					
以内に要綱									
を制定した	制定								
事業数									
達成度合	_	_	100%	100%					

注1)主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産(肉畜・食肉等)関係に関するもの(生産者等へ交付される補助金等が含まれる。)を掲載している。

²⁾予算額、決算額は支出額を記載。

³⁾経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益(返還金等)が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

⁴⁾³⁰年度の欄の括弧内は、TPP11協定発効前までの目標に基づく件数を記載。

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第2 中期目標の期間			(◎:大項目、			
機構の中期目標の期			〇:中項目、			
間は、平成30年4月1			◇:小項目)			
日から令和5年3月31						
日までの5年間とする。						
第3 国民に対して提	第1 国民に対して提	第1 国民に対して提	◎第1 国民に対して			
供するサービスその他	供するサービスその他	供するサービスその他	提供するサービスその			
の業務の質の向上に関	の業務の質の向上に関	の業務の質の向上に関	他の業務の質の向上に			
する事項	する目標を達成するた	する目標を達成するた	関する目標を達成する			
	めとるべき措置	めとるべき措置	ためとるべき措置			
1 畜産(肉畜・食肉等)	1 畜産(肉畜・食肉等)	1 畜産(肉畜・食肉等)	○1 畜産(肉畜・食肉			
関係業務	関係業務	関係業務	等)関係業務			
(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1) 経営安定対策			
ア 肉用牛及び肉豚に	ア 肉用牛及び肉豚に	ア 肉用牛及び肉豚に	ア 肉用牛及び肉豚に			
ついての交付金の交付	ついての交付金の交付	ついての交付金の交付	ついての交付金の交付			
等	等	等	等			
(ア) 肉用牛交付金につ	(ア) 肉用牛交付金の交	(ア) 肉用牛交付金の交	◇ (ア) 肉用牛交付金の	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
いては、肉用牛生産者か	付	付	交付	肉用牛交付金につい	評定a	
らの販売確認申出書の	肉用牛交付金につい	肉用牛交付金につい	分母を肉用牛交付金	て、販売確認申出書の提	販売確認申出書の提	
提出期限から 35 業務日	ては、肉用牛生産者から	ては、肉用牛生産者から	を交付した件数とし、分	出期限から 35 業務日以	出期限から 35 業務日以	
以内に交付する。	の販売確認申出書の提	の販売確認申出書の提	子を当該交付金を 35 業	内に全て交付した。	内に全て交付すること	
(第3期中期目標期間	出期限から 35 業務日以	出期限から 35 業務日以	務日以内に交付した件	肉用牛交付金につい	ができた。達成度合は	
実績:一業務日)	内に交付する。	内に交付する。	数とする。	ては、平成30年12月末	100% (18, 197 件/18, 197	
			s : 達成度合は 100%で	の TPP11 協定の発効に伴	件)であった。	
【重要度:高】			あり、かつ、その達成の	い、従来の予算事業から	また、新たに法制化さ	
基本計画に基づく経			ための特に優れた取組	法制化された交付金制	れた業務がスタートし	
営安定対策であり、ま			内容が認められる	度として新たに業務を	た中、円滑な移行を実現	
た、TPP等政策大綱に			a :達成度合は 100%で	スタートすることとな	して交付金の交付等の	
おいて充実の措置を講			あり、かつ、その達成の	ったが、事業関係者に対	事務を引き続き適切に	
ずるとされた経営安定			ための優れた取組内容	し丁寧に制度の周知を	実施するとともに、台風	
対策として、的確に実施			が認められる	行うとともに、交付金計	等による被災生産者等	
する必要があるため。			b : 達成度合は 100%で	算システムの改善を図	への支援対策として、負	
			あった	るなど、引き続き交付金	担金の納付期限の延長	
			c : 達成度合は、80%以	の交付等の事務を適切	等を的確に実施するな	
			上 100%未満であった	に実施することができ	ど、災害対応についても	
			d:達成度合は、80%未	た。	遺漏なく実施したこと	

		満であった		から、a評価とした。	
			また、8月から9月にかけての大雨・台風により畜産の生産者にも被害が及んだことを受けて、国からの要請に基づき、生産者負担金の納付期限の延長措置等を講じた。	特になし	
付状況に係る情報を、全 交付対象生産者に対す る交付金の交付が終了 した日から5業務日以 内に、ホームページで公 付対象 表する。	に係る情報の公 付状況に係る表 牛交付金の交付 係る情報を、全交 生産者に対する 付対象生産者 の交付が終了し 交付金の交付 ら5業務日以内 た日から5美	交付金の交 は (イ) ホームページに な (イ) ホームの (イ) ホームページに な (イ) カージに な (イ) カームの (<主要な業務実績> 肉用牛交付金の交付 状況に係る情報につい て、交付を終了した日か ら5業務日以内にホー ムページで公表した。	事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表	
ては、各四半期末月の肉 豚生産者からの販売確 肉豚 認申出書の提出期限か は、各型 ら 30 業務日以内に交付 生産者	交付金について 肉豚交付金 四半期末月の肉豚 は、各四半期 からの販売確認 生産者からの	付金の交付 付 会について 末月の肉豚 の販売確認 対対 が対した件数とし、分子 を当該交付金を 30 業務	肉豚交付金について は、平均粗収益が平均コ ストを上回ったため、本 年度内に交付金の交付	<課題と対応>	
する。申出書(第3期中期目標期間30 業務実績:一業務日)る。			は行われなかった。 肉豚交付金について は、平成30年12月末の		

I			المستحد من المستحد المستحد المستحد المستحدد المس	mpp [+		
Foregraph the Law				TPP11 協定の発効に伴		
【重要度:高】				い、従来の予算事業から		
基本計画に基づく経				法制化された交付金制		
営安定対策であり、ま				度として新たに業務を		
た、TPP等政策大綱に			あり、かつ、その達成の	スタートすることとな		
おいて充実の措置を講			ための優れた取組内容	ったが、事業関係者に対		
ずるとされた経営安定			が認められる	し丁寧に制度の周知を		
対策として、的確に実施			b : 達成度合は 100%で	行うことにより、引き続		
する必要があるため。			あった	き適切に事務を実施す		
			c:達成度合は、80%以	ることができた。		
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未	また、豚熱(CSF)の		
			満であった	発生及び8月から9月		
				にかけての大雨・台風に		
				より畜産の生産者にも		
				被害が及んだことを受		
				けて、国からの要請に基		
				づき、生産者負担金の納		
				付期限の延長措置等を		
				講じた。		
				H11 0 1 C 0		
(エ) 肉豚交付金の交付	(エ) 肉豚交付金の交付	(エ) 肉豚交付金の交付	◇ (エ) ホームページに	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
状況に係る情報を、全交		状況に係る情報の公表	よる交付状況の公表	該当なし	評定一	
	肉豚交付金の交付状			₩ □ '& O	μ1 <i>λ</i> Σ	
			交付した回数とし、分子		<課題と対応>	
			を5業務日以内に公表		特になし	
		付金の交付が終了した			11 (C, Y C)	
			s:達成度合は100%で			
			あり、かつ、その達成の			
実績:一業務日)	る。	る。	ための特に優れた取組			
			内容が認められる			
			a:達成度合は100%で			
			あり、かつ、その達成の			
			ための優れた取組内容			
			が認められる			
			b : 達成度合は、100%			
			であった			
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
I I						

イ 肉用子牛牛産者補 給交付金の交付等 (ア) 肉用子牛牛産者補 給交付金等については、 指定協会からの交付申

実績:11業務日)

【重要度:高】

基本計画に基づく経 営安定対策であり、ま た、TPP等政策大綱に おいて充実の措置を講 ずるとされた経営安定 対策として、的確に実施 する必要があるため。

(イ) 肉用子牛生産者補 | 給交付金の交付状況に一報の公表 係る情報を、全指定協会 者補給交付金の交付が | 子牛生産者補給交付金 | で公表する。

実績:5業務日)

給交付金の交付等

(ア) 肉用子牛生産者補 | (ア) 肉用子牛生産者補 | ◇(ア) 生産者補給交付 | <主要な業務実績> 給交付金等の交付

(第3期中期目標期間 | を受理した日から 14 業 | 補給交付金等を交付す | 務日以内に交付する。

イ 肉用子牛牛産者補 イ 肉用子牛牛産者補 イ 肉用子牛牛産者補 給交付金の交付等

給交付金等の交付

肉用子牛生産者補給 指定協会からの交付

給交付金の交付等

金等の交付

合計件数とし、分子をそ 件数とする。

内容が認められる

a:達成度合は100%で あり、かつ、その達成の ための優れた取組内容 が認められる

b:達成度合は、100% であった

c:達成度合は、80%以 上 100%未満であった

d:達成度合は、80%未

満であった

(イ)交付状況に係る情│(イ)交付状況に係る情│◇(イ)ホームページに│<主要な業務実績> 報の公表

交付業務の透明性を 対象付業務の透明性を 対母を肉用子牛生産 交付状況に係る情報に 日以内に、ホームページ | を、全指定協会に対する | を、全指定協会に対する | た回数とする。 ホームページで公表す ホームページで公表す 内容が認められる

よる交付状況の公表

肉用子牛生産者補給交 ┃肉用子牛生産者補給交 ┃ s : 達成度合は 100%で (第3期中期目標期間 付金の交付を終了した 付金の交付を終了した あり、かつ、その達成の 日から5業務日以内に、 日から5業務日以内に、 ための特に優れた取組

> a : 達成度合は 100%で あり、かつ、その達成の

肉用子牛生産者補給 │評定 b 分母を肉用子牛生産 | 交付金等について、指定 | 請を受理した日から 14 | 交付金等については、指 | 申請を受理した日から | 者補給交付金を交付し | 協会からの交付申請を | 日から 14 業務日以内に 業務日以内に交付する。 | 定協会からの交付申請 | 14 業務日以内に生産者 | た件数と生産者積立助 | 受理した日から 14 業務 | 全て交付することがで 成金を交付した件数の 日以内に全て交付した。 交付業務に当たって れぞれの交付金等を 14 は、全国会議を開催した。 業務日以内に交付した一て、事務スケジュールの 順守の徹底等を図ると s:達成度合は100%で ともに、指定協会に対し あり、かつ、その達成の て四半期毎に事務連絡 ための特に優れた取組 文書を発して周知した。

<評定と根拠>

交付申請を受理した きた。達成度合は100% (229 件/229 件) であっ

<課題と対応> 特になし

生産者補給交付金の 評定 b

<評定と根拠>

事務処理を迅速に行 に対する肉用子牛生産 | 確保する観点から、肉用 | 確保する観点から、肉用 | 者補給交付金を交付し | ついて、交付を終了した | った結果、計画的に公表 子牛生産者補給交付金 | た回数とし、分子を5業 | 日から5業務日以内に | することができた。達成 終了した日から5業務 | の交付状況に係る情報 | の交付状況に係る情報 | 務日以内に公表を行っ | ホームページで公表し | 度合は 100% (3回/3 回)であった。

> <課題と対応> 特になし

る。

			ための優れた取組内容			
			が認められる			
			b:達成度合は、100%			
			であった			
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
ウ 畜産業振興事業	ウ 畜産業振興事業	ウ 畜産業振興事業	◇ウ 畜産業振興事業	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
肉畜・食肉等の生産・	肉畜・食肉等の生産・	肉畜・食肉等の生産・	肉畜・食肉等に係る経	経営安定対策の補完	評定b	
流通の合理化を図るた	流通の合理化を図るた	流通の合理化を図るた	営安定対策を補完する	対策にあっては、必要の	第2の6の(1)のイ	
めの事業その他の肉	めの事業その他の肉	めの事業その他の肉	事業の効率的かつ効果	あった全ての新規・拡充	参照	
畜・食肉等に係る産業の	畜・食肉等に係る産業の	畜・食肉等に係る産業の	的な実施	事業等について、事業説		
振興に資するための事	振興に資するための事	振興に資するための事	分母を新規・拡充事業	明会等を実施した。(第	<課題と対応>	
業で、国の補助事業を補	業で、国の補助事業を補	業で、国の補助事業を補	数とし、分子を事業説明	2の6の(1)のイ参照)	特になし	
完するためのものを対	完するためのものを対	完するためのものを対	会を開催した又は現地			
象とし、国等の行う事	象とし、国等の行う事	象とし、国等の行う事	確認調査等を行った事			
業・施策との整合性を確	業・施策との整合性を確	業・施策との整合性を確	業数とする。			
保しつつ、肉畜・食肉等	保しつつ、肉畜・食肉等	保しつつ、肉畜・食肉等	s : 達成度合は 100%で			
に係る環境変化等を踏	に係る環境変化等を踏	に係る環境変化等を踏	あり、かつ、その達成の			
まえ、独立行政法人農畜	まえ、国、事業実施主体	まえ、国、事業実施主体	ための特に優れた取組			
産業振興機構法(平成14	等との明確な役割分担	等との明確な役割分担	内容が認められる			
年法律第126号。以下「機	と連携の下に、新規・拡	と連携の下に、新規・拡	a : 達成度合は 100%で			
構法」という。) に基づ	充事業の事業説明会等	充事業の事業説明会等	あり、かつ、その達成の			
き、国、事業実施主体等	の実施により、効率的か	の実施により、効率的か	ための優れた取組内容			
との明確な役割分担と	つ効果的に実施する。な	つ効果的に実施する。な	が認められる			
連携の下に、新規・拡充	お、継続事業についても	お、継続事業についても	b:達成度合は、100%			
事業の事業説明会等の	必要に応じて事業説明	必要に応じて事業説明	であった			
実施により、効率的かつ	会等を実施する。	会等を実施する。	c:達成度合は、80%以			
効果的に実施する。な			上 100%未満であった			
お、継続事業についても			d:達成度合は、80%未			
必要に応じて事業説明			満であった			
会等を実施する。						
(第3期中期目標期間						
実績:新規・拡充事業の						
事業説明会の実施:						
100%)						
(9) 取為計等	(9) 馭色計築	(9) 馭色計築	△ (9) 馭色异笨	/ 主西ね	/ 証分と担告へ	
(2) 緊急対策	(2) 緊急対策	(2) 緊急対策	◇(2)緊急対策 八四な緊急対策 1.1	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
畜産をめぐる諸情勢	畜産をめぐる諸情勢	畜産をめぐる諸情勢	分母を緊急対策とし	CSF の発生に伴う野生	評走 a	

の変化に対応して緊急 の変化に対応して緊急 の変化に対応して緊急 に行うものを対象とし、 に行うものを対象とし、 に行うものを対象とし、 口蹄疫等の畜産に重大┃口蹄疫等の畜産に重大┃口蹄疫等の畜産に重大┃係る国からの要請文受┃び8月から9月にかけ┃行い、期限内に事業実施 かつ甚大な影響を及ぼ | かつ甚大な影響を及ぼ | かつ甚大な影響を及ぼ | 理後、原則として 18 業 | ての大雨・台風による畜 | 要綱を制定することが す家畜疾病や畜産をめ す家畜疾病や畜産をめ ぐる情勢の変化等に対 | ぐる情勢の変化等に対 | 応した畜産農家及び畜口にる畜産農家及び畜 産関係者への影響緩和 | 産関係者への影響緩和 | 産関係者への影響緩和 | s:達成度合は100%で | からの要請文受理後、18 対策を、国との緊密な連|対策を、国との緊密な連|対策を、国との緊密な連|あり、かつ、その達成の|業務日以内に全ての事|や台風等により被災し 携の下、機動的に実施す | 携の下、機動的に実施す | 携の下、機動的に実施す | ることとし、国からの要しることとし、国からの要しることとし、国からの要し内容が認められる 請文受理後、原則として | 請文受理後、原則として | 請文受理後、原則として | 18 業務日以内に事業実 18 業務日以内に事業実 18 業務日以内に事業実 あり、かつ、その達成の 施要綱を制定する。

(第3期中期目標期間 実績:18業務日)

【難易度:高】

災害等の緊急事態に おいては、事態の展開の 予測や活動が困難な状 況下で、状況に応じた迅 速かつ適切な対応が求 められることから、国、 地方自治体、事業実施主 体等と緊密に連携して 調整を行いながら、短期 間で事業の新たな仕組 み及び要綱の策定等を 行い、的確に実施する必 要があるため。

施要綱を制定する。

す家畜疾病や畜産をめ ぐる情勢の変化等に対 | 綱を制定した事業数と |応した畜産農家及び畜 | する。 施要綱を制定する。

て制定した事業数とし、 務日以内に事業実施要

- ための特に優れた取組|業実施要綱を制定した。
- a : 達成度合は 100%で ための優れた取組内容 が認められる
- b:達成度合は、100% であった
- c:達成度合は、80%以 上 100%未満であった d:達成度合は80%未満

であった

イノシシへの経口ワク 分子を当該緊急対策に「チン散布等への支援、及「国との協議を速やかに 舎等の損壊や停電等の |被害を受けた生産者へ|100% (41 事業/41 事業) の支援対策について、国一であった。

事業内容についての できた。達成度合は

特に、一連の CSF 対策 た生産者への支援の実 施に当たっては、国、地 方自治体、事業実施主体 と緊密に連携し、迅速か つ的確に事業を行うこ とができた。

<課題と対応> 特になし

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の11%程度となっているが、子牛価格や牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報												
1-2	2 畜産(酪農・乳業) 関係業務												
	(1)経営安定対策												
	ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業	業											
	(2) 需給調整・価格安定対策												
	ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議	義の開催											
	(3) 緊急対策												

〕主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインフ	プット情報(財	務情報及	び人員に関す	る情報)		
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期 間最終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30 年	三度	元年度	2年度	3年度	4年度
加工原料乳	_	44 件	66 件	147 件				予算額(千円)	97,	, 982, 477	103, 326, 214			
上産者補給								決算額 (千円)	63,	, 337, 019	68, 069, 232			
交付金の支								経常費用(千円	3) 60,	, 988, 102	66, 820, 877			
公請求件数								経常利益(千円	$\triangle 7$,	, 991, 425	△9, 860, 020			
目標業務日	18 業務日以	44 件	66 件	147 件				当期総利益(千	-円)	1	7, 466			
以内に交付	内の交付							行政コスト(千	-円)	_	66, 820, 877			
した件数								行政サービス実 ト (千円)	産施コス 28,	, 477, 095	_	_	_	_
達成度合	_	100%	100%	100%				従事人員数		20. 39	22.70			
受託数量等 を公表した 回数	_	12 回	12 回	12 回										
目標業務日 以内に公表 した回数	9業務日以 内の公表	12 回	12 回	12 回										
達成度合	_	100%	100%	100%										
加工原料乳 生産者積立 金に係る補 助金を交付 した件数	_	一件	1 件	3件										
目標業務日 以内に交付 した件数		一件	1件	3件										

達成度合	_	_	100%	100%							/
国から通知	全量の輸入	137, 202 トン	137, 202	137, 202							
を受けた輸			トン	トン							
入数量			※全乳換算	※全乳換算							
			数量	数量							
輸入入札に	_	137, 202 トン	137, 202	137, 202							
付した数量			トン	トン						/	
			※全乳換算	※全乳換算							
			数量	数量							
達成度合	_	100%	100%	100%		 					
国が指示す	計画の確実	64, 496 トン	58, 455	37, 510							
る方針によ	な実施		トン	トン							
る売渡計画			※製品重量	※製品重量							
の合計数量											
売渡入札に	_	64, 496 トン	58, 455	37, 510							
付した数量			トン	トン							
			※製品重量	※製品重量							
					 _	 			/		
達成度合	_	100%	100%	100%		4				_	
指定乳製品	_	295 件	443 件	288 件							
等の輸入の								_			
契約数		005 //	440 //	200 //	 	 		-	/		
目標業務日		295 件	443 件	288 件					/		
以内に売渡	内の元渡し 										
した契約数 達成度合	_	100%	100%	100%							
流通計画の		4回	1	4回		++		 			
公表回数		4 凹	4 円					+/			
	四半期終了	4回	4回	4回	 	 		 /			
までに公表			1 1				/	1			
した回数	までの公表										
達成度合	_	100%	100%	100%							
売買実績に	_	12 回	1	12 回		+					
係る情報を		,									
公表した回											
数											
目標の期日	翌月19日ま	12 回	12 回	12 回							
までに公表											
した回数											

達成度合	_	100%	100%	100%					
緊急対策と	_		5事業	5 事業					
して制定し									
た事業数									
目標業務日	18 業務日以	_	5 事業	5事業					
以内に要綱	内の要綱制								
を制定した	定								
事業数									
達成度合	_	_	100%	100%					

- 注1)主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産(酪農・乳業)関係に関するもの(指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。) を掲載している。
 - 2) 予算額、決算額は支出額を記載。
 - 3)経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益(返還金等)が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 畜産(酪農・乳業)	2 畜産(酪農・乳業)	2 畜産(酪農・乳業)	○ 2 畜産(酪農・乳業)			
関係業務	関係業務	関係業務	関係業務			
(1) 経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策			
ア 加工原料乳生産者	ア 加工原料乳生産者	ア 加工原料乳生産者	ア 加工原料乳生産者			
補給交付金の交付等	補給交付金の交付等	補給交付金の交付等	補給交付金の交付等			
(ア) 加工原料乳生産者	(ア)加工原料乳生産者	(ア)対象事業者及び指	◇ (ア) 生産者補給交付	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
補給交付金、加工原料乳	補給交付金、加工原料乳	定事業者からの交付申	金等の交付	加工原料乳生産者補	評定 a	
生産者補給金及び集送	生産者補給金及び集送	請を受理した日から 18	分母を支払請求件数	給交付金について、法改	18 業務日を超えた支	
乳調整金については、対	乳調整金については、対	業務日以内に加工原料	とし、分子を 18 業務日	正を受けた新たな制度	払希望のあった1件を	
象事業者及び指定事業	象事業者及び指定事業	乳生産者補給交付金、加	以内に交付した件数と	が平成 30 年度から開始	除き、支払請求のあった	
者からの交付申請を受	者からの交付申請を受	工原料乳生産者補給金	する。	され、交付対象事業者が	全てについて、18業務日	
理した日から 18 業務日	理した日から 18 業務日	及び集送乳調整金を交	s : 達成度合は 100%で	大幅に増加(10 者から	以内に交付した。達成度	
以内に交付する (対象事	以内に交付する。	付する。	あり、かつ、その達成の	88者) した中、交付対象	合は 100%(147 件/147	
業者及び指定事業者か	ただし、対象事業者及	ただし、対象事業者及	ための特に優れた取組	事業者からの加工原料	件)であった。	
ら 18 業務日を越えた支	び指定事業者から 18 業	び指定事業者から 18 業	内容が認められる	乳生産者補給交付金等	その際、制度改正によ	
払希望がある場合を除	務日を超えた支払希望	務日を超えた支払希望	a : 達成度合は 100%で	の交付申請に係る支払	り交付対象事業者が大	
<.)。	がある場合を除く。	がある場合を除く。	あり、かつ、その達成の	請求件数 148 件に対し、	幅に増加した中、特に新	
(第3期中期目標期間			ための優れた取組内容	18 業務日以内に交付を	規に参入した関係者に	
実績:18業務日)			が認められる	行った件数は147件であ	対して交付手続等につ	
			b : 達成度合は、100%	った(1件は、交付対象	いてきめ細かな対応を	
【重要度:高】			であった	事業者が 18 業務日を超	行ったことにより、目標	
基本計画に基づく経			c:達成度合は、80%以	えた支払を希望)。	を達成したことに鑑み、	
営安定対策として、加え			上 100%未満であった	加工原料乳生産者補	a評価とした。	

て、TPP等政策大綱に			d:達成度合は、80%未	給交付金業務の一層の		
おいて充実の措置を講			満であった	迅速化に当たっては、第	<課題と対応>	
ずるとされた経営安定				1号交付対象事業者	特になし	
対策として、的確に実施				(注)に対し、事務の効		
する必要があるため。				率的処理への協力を要		
				請する文書を発すると		
				ともに、現地調査等によ		
				る指導を行った。		
				(注) 第1号交付対象事		
				業者とは、生乳を生産者		
				から集めて乳業者に販		
				売し、機構から補給交付		
				金を預かり、生産者に補		
				給金を交付する事業者。		
(イ)加工原料乳認定数	(イ) 交付業務の透明性	(イ) 交付業務の透明性	◇(イ)加工原料乳認定	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
量等に係る情報を、全都	を確保する観点から、加	を確保する観点から、加	数量等に係る情報の公	交付対象事業者別の	評定 b	
道府県からの報告が終	工原料乳認定数量等に	工原料乳認定数量等に	表	受託数量、加工原料乳認	加工原料乳認定数量	
了した日から9業務日	係る情報を、全都道府県	係る情報を、全都道府県	分母を公表回数とし、	定数量等に係る情報に	等に係る情報を9業務	
以内に、ホームページで	からの報告が終了した	からの報告が終了した	分子を9業務日以内に	ついて、全都道府県から	日以内に公表し、達成度	
公表する。	日から9業務日以内に、	日から9業務日以内に、	公表した回数とする。	の報告終了後、9業務日	合は100%(12回/12回)	
(第3期中期目標期間	ホームページで公表す	ホームページで公表す	s : 達成度合は 100%で	以内にホームページで	であった。	
実績:8業務日)	る。	る。	あり、かつ、その達成の	公表した。		
			ための特に優れた取組	事務処理の迅速化等	<課題と対応>	
			内容が認められる	に当たっては、都道府県	特になし	
			a : 達成度合は 100%で	及び第1号交付対象事		
			あり、かつ、その達成の	業者に文書を発し、相互		
			ための優れた取組内容	連絡等について指導を		
			が認められる	行った。		
			b : 達成度合は、100%			
			であった			
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
イ 畜産業振興事業	イ 畜産業振興事業	イ 畜産業振興事業	イ 畜産業振興事業			

(ア) 酪農対策

酪農経営の安定を図 価格を下回った場合に 補塡基準価格を下回っ 引価格が補塡基準価格 基金造成

このため、補塡金の交|等を行う。 付状況等に応じて所要 の基金造成を行う。な | 付状況等に応じて所要 | に行う。なお、基金造成 | 分子を、当該補助金を14 お、基金造成は、事業実しの基金造成を行う。なしは、事業実施主体からのし業務日以内に交付した 施主体からの概算払請しお、基金造成は、事業実し概算払請求書を受理し 求書を受理した日から | 施主体からの概算払請 | た日から 14 業務日以内 | s:達成度合は 100%で 14 業務日以内に行う。

(第3期中期目標期間 14業務日以内に行う。 実績:実績なし)

【重要度:高】

基本計画に基づく経 営安定対策として、的確 に実施する必要がある ため。

(イ) 補完対策

酪農・乳業に係る環境 変化等を踏まえ、酪農・|変化等を踏まえ、酪農・|安定対策を補完する事|安定対策を補完する事|対策にあっては、必要の 乳業の生産性向上等に | 乳業の生産性向上等に | 業にあっては、新規、拡 | 業の効率的かつ効果的 | あった全ての新規・拡充 | 資するため、経営安定対 | 資するため、経営安定対 | 充事業の事業説明会等 | な実施 策を補完する事業を、新 | 策を補完する事業を、新 | の実施により、効率的か | 分母を新規・拡充事業 | 明会等を実施した。(第 | <課題と対応> 規・拡充事業の事業説明 規・拡充事業の事業説明 会等の実施により、効率 | 会等の実施により、効率 | お、継続事業についても | 会を開催した又は現地 的かつ効果的に実施す 的かつ効果的に実施す る。なお、継続事業につしる。なお、継続事業につし会等を実施する。 いても必要に応じて事しいても必要に応じて事 業説明会等を実施する。 (第3期中期目標期間 実績:新規・拡充事業の

事業説明会の実施:

(ア) 酪農対策

生乳生産者の経営の

| 求書を受理した日から | に行う。

(イ) 補完対策

酪農・乳業に係る環境 業説明会等を実施する。

(ア) 酪農対策

加工原料乳生産者経

(イ) 補完対策

酪農・乳業に係る経営 つ効果的に実施する。な | 数とし、分子を事業説明 | 2の6の(1)のイ参照) 必要に応じて事業説明 | 確認調査等を行った事

◇ (ア) 酪農対策

加工原料乳生産者経

このため、補塡金の交 | 所要の基金造成を適切 | 金を交付した件数とし、 件数とする。

> あり、かつ、その達成の ための特に優れた取組 内容が認められる

a : 達成度合は 100%で あり、かつ、その達成の ための優れた取組内容 が認められる

b:達成度合は、100% であった

c:達成度合は、80%以 上 100%未満であった

d:達成度合は、80%未 満であった

◇ (イ) 補完対策

酪農・乳業に係る経営

業数とする。

s : 達成度合は 100%で あり、かつ、その達成の ための特に優れた取組 内容が認められる

a:達成度合は100%で

<主要な業務実績>

補塡金の財源となる 評定b るため、加工原料乳の平 | 安定を図るため、加工原 | 営安定対策事業につい | 営安定対策事業に係る | 加工原料乳生産者積立 均取引価格が補塡基準 | 料乳の平均取引価格が | て、加工原料乳の平均取 | 所要(当面の必要額)の | 金の造成を行うため、補 | 件について、いずれも 14 補塡金の交付等を行う。 | た場合に、補塡金の交付 | を下回った場合に、補塡 | 分母を加工原料乳生 | る支払件数3件に対し、 金の交付等を行うため、 産者積立金に係る補助 いずれも 14 業務日以内 に交付した。

<評定と根拠>

支払請求のあった3 助金の概算払請求に係し業務日以内に交付した。 達成度合は100%(3件/ 3件)であった。

> <課題と対応> 特になし

<主要な業務実績>

経営安定対策の補完 | 評定 b 事業等について、事業説

<評定と根拠>

第2の6の(1)のイ

特になし

- 13 -

1009/)	I	なり かっ ての苦けの			
100%)		あり、かつ、その達成の			
		ための優れた取組内容			
		が認められる			
		b:達成度合は、100%			
		であった			
		c:達成度合は、80%以			
		上 100%未満であった			
		d:達成度合は、80%未			
		満であった			
	(2) 需給調整・価格安				
	定対策	定対策			
ア 指定乳製品等の輸 ア 指定乳製品等の輸]	ア 指定乳製品等の輸	ア 指定乳製品等の輸			
入・売買入・売買	入・売買	入・売買			
(ア)国家貿易機関とし (ア)生乳及び牛乳・乳	(ア) 生乳及び牛乳・乳	◇ (ア) 国が定めて通知	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
て、国際約束に従って国製品の需給に関する情気	製品の需給に関する情	する数量の指定乳製品	国家貿易機関として、	評定b	
が定めて通知する数量 報を定期的に把握する	報を定期的に把握する	等の全量の輸入入札	令和元年度に国際約束	国から通知を受けた	
の指定乳製品等につい とともに、国家貿易機関	とともに、国家貿易機関	分母を国から通知を	に従って国が定めて機	数量について、全量を輸	
て、その全量を輸入のたとして、国際約束に従っ	として、国から通知を受	受けた輸入数量とし、分	構に通知する数量につ	入入札に付した上で契	
めの入札に付するとと て国が定めて通知する じ	けた平成 31 年度の指定	子を輸入入札に付した	いて、需給状況を踏まえ	約を締結した。達成度合	
もに、指定乳製品の生産 数量の指定乳製品等に 3	乳製品等の全量を輸入	数量とする。	て品目、数量等を決定	は 100% (137, 202 トン	
条件及び需給事情その一ついて、毎年度、その全一	のための入札に付する。	s : 達成度合は 100%で	し、輸入契約を締結し	/137,202 トン) であっ	
他の経済事情を考慮し、量を輸入のための入札		あり、かつ、その達成の	た。	た。	
指定乳製品の消費の安に付するとともに、指定		ための特に優れた取組	i)国から通知を受けた		
定に資することを旨と 乳製品の生産条件及び		内容が認められる	数量 137, 202 トン	<課題と対応>	
して国が指示する方針 需給事情その他の経済		a :達成度合は100%で	ii)輸入入札に付した上	特になし	
により、指定乳製品等の事情を考慮し、指定乳製		あり、かつ、その達成の	で契約を締結した、脱		
売渡し計画の数量を売 品の消費の安定に資す		ための優れた取組内容	脂粉乳、ホエイ・調製		
渡しのための入札に付 ることを旨として国が		が認められる	ホエイ及びバターオ		
する。 指示する方針により、指		b : 達成度合は、100%	イルの数量 (不落札分		
(第3期中期目標期間 定乳製品等の売渡し計		であった	を除く。)		
実績:輸入及び売渡しの 画の数量を売渡しのた		c:達成度合は、80%以	全乳換算数量		
ための入札に付した数めの入札に付する。		上 100%未満であった	137, 202 トン		
量の割合:100%)		d:達成度合は、80%未			
		満であった			
	(イ) 指定乳製品の生産	◇ (イ) 国が指示する方	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	
			四半期毎に農林水産		<u> </u>
	他の経済事情を考慮し、		省生産局長あてに届け		
			出ている売渡計画に基		
	定に資することを旨と			を売渡入札に付した。達	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			= /= /	

	T	T	T	T		
		して国が指示する方針		ホエイ・調製ホエイ及び		
				バターオイルを売渡入		
		売渡し計画の数量を売	合計数量とし、分子を売	札に付した。	た。	
		渡しのための入札に付	渡入札に付した数量と	i) 売渡計画の合計数量		
		する。	する。	37,510トン	<課題と対応>	
			s : 達成度合は 100%で	ii) 売渡入札に付した数	特になし	
			あり、かつ、その達成の	量 37,510 トン		
			ための特に優れた取組			
			内容が認められる			
			a : 達成度合は 100%で			
			あり、かつ、その達成の			
			ための優れた取組内容			
			が認められる			
			 b : 達成度合は、100%			
			であった			
			 c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
			(売渡計画において、売			
			渡を行わない場合を除			
			く。)			
			(0)			
	また、指定乳製品等の	また、指定乳製品等の	② 需要者との意見交	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	
		売渡しに当たっては、指				
		定乳製品等の輸入・売渡		入・売渡し業務の透明性		
		し業務の透明性を確保			会議や落札需要者から	
				毎に大手需要者との情		
		の意見交換を通じ、外国			把握を行い、輸入商社等	
		産指定乳製品等の品				
		質・規格等の情報を提供			(0) 1 1 7 7 0 100	
		するほか、外国産指定乳		て意見交換を行った。ま	<証題と対応>	
				た、機構の売渡入札にお		
	望・意向を把握する。	る需要者の要望・意向を		ける落札需要者から輸		
	土	おおいる おいますの おいます まいます まいますす	あり、改善を要する	入乳製品に関する要		
		1口近まりで		望・意向を把握し、輸入		
				童・息向を花佐し、 「商社等に品質面の改善		
			る 	等についてフィードバ		
				ックした。		
	(八) 松丹河 制口 粉 本 原	(五) 松声动制口粉《声	(よ)	ノナ亜と米を中は、	/部分1.担地へ	
(1) 指正乳製品等の価	(イ) 指定乳製品等の価	(ソ) 指正乳製品等の価	▽(リ)価格局騰等の場	<土妛は羌務夫稹>	<評定と根拠>	

格が著しく騰貴し、又は | 格が著しく騰貴し、又は | 格が著しく騰貴し、又は | 合における 20 業務日以 | と認められる場合にお | と認められる場合にお | と認められる場合にお | 実施 入し、売渡しを行うとき | 入し、売渡しを行うとき | 入し、売渡しを行うとき | (20 業務日以内の売渡 | 渡業務を行うものとし、一渡業務を行うものとし、 機構が国内において輸 | 機構が国内において輸 | 機構が国内において輸 | を除く。)とし、分子を | 入業者から現品を受け | 入業者から現品を受け | 入業者から現品を受け | このうち当該輸入に係 | 結した。 た日から 20 業務日以内 た日から 20 業務日以内 た日から 20 業務日以内 る指定乳製品等を 20 業 に需要者へ売渡しを行 に需要者へ売渡しを行 に需要者へ売渡しを行 務日以内に売渡した契 の引渡しとなるバター

ただし、20 業務日以内 る場合を除く。

(第3期中期目標期間 実績:20業務日)

る場合を除く。

表する。

(ウ)上記(ア)又は(イ) | (ウ)上記(ア)又は(イ) | (エ)上記(イ)又は(ウ) | \diamondsuit (エ)売り渡した輸入 | <主要な業務実績> により売り渡した輸入 により売り渡した輸入 により売り渡した輸入 バターの流通計画等の バターの流通状況を把 │ バターの流通状況を把 │ バターの流通状況を把 │ 公表 収した流通計画等を四 | 収した流通計画等を四 | 収した流通計画等を四 | 末までに公表した回数 | 等を四半期毎にそれぞ 半期毎に取りまとめ、四 | 半期毎に取りまとめ、四 | 半期毎に取りまとめ、四 | とする。 でにホームページで公 | でにホームページで公 | でにホームページで公 | あり、かつ、その達成の | ームページで公表した。 表する。

る場合を除く。

約数とする。

ただし、20 業務日以内 | ただし、20 業務日以内 | s : 達成度合は 100%で | 288 件の契約について、 の売渡しが需給に悪影 | の売渡しが需給に悪影 | の売渡しが需給に悪影 | あり、かつ、その達成の | 20 業務日以内に売渡し 響を及ぼすと認められ | 響を及ぼすと認められ | 響を及ぼすと認められ | ための特に優れた取組 | を行った。 内容が認められる

> a : 達成度合は 100%で あり、かつ、その達成の ための優れた取組内容 が認められる

b:達成度合は、100% であった

c:達成度合は、80%以 上 100%未満であった d:達成度合は、80%未

満であった

ための特に優れた取組 内容が認められる

a:達成度合は100%で あり、かつ、その達成の ための優れた取組内容

バター及び脱脂粉乳 評価 b 騰貴するおそれがある | 騰貴するおそれがある | 騰貴するおそれがある | 内の需要者へ売渡しの | の安定的な供給を確保 いて指定乳製品等を輸しいて指定乳製品等を輸しいて指定乳製品等を輸し、分母を輸入の契約数 年 1 月 30 日付けで農林 | 輸入したバターについ 水産大臣からバター には、速やかに輸入・売 には、速やかに輸入・売 には、速やかに輸入・売 しが需給に悪影響を及 20,000 トンの輸入承認 | | 渡業務を行うものとし、 | ぼすと認められる場合 | を受け、バター465件の 輸入業務委託契約を締

> このうち、令和2年度 177 件を除いたバター

農林水産大臣から輸 する観点から、平成 31 人承認を受け、年度内に て、20業務日以内に売渡 しを行った。達成度合は 100% (288 件/288 件) であった。

> <課題と対応> 特になし

<評定と根拠> 輸入バターの流通状 | 評定 b

況を把握するため、機構 輸入バターの流通販 握するため、機構の輸入 | 握するため、機構の輸入 | 握するため、機構の輸入 | 分母を4回とし、分子 | の輸入バターの落札者 | 売計画を四半期毎に取 バターの落札者から徴 | バターの落札者から徴 | バターの落札者から徴 | を四半期終了月の翌月 | から徴収した流通計画 | りまとめ、四半期終了月 の翌月末までに公表し れ取りまとめ、四半期終 た。達成度合は100%(4 半期終了月の翌月末ま | 半期終了月の翌月末ま | 半期終了月の翌月末ま | s:達成度合は100%で | 了月の翌月末までにホ | 回/4回)であった。

> <課題と対応> 特になし

表する。

(第3期中期目標期間 実績: 四半期終了月の翌 月末)

ページで	り日までに、ホーム	の 19 日までに、ホーム	b:達成度合は、100% であった c:達成度合は、80%以 上100%未満であった d:達成度合は、80%未		
脱脂粉乳、バターの需 給や国家貿易等につい た、関係者間で情報共有 と意見交換を行うため、と意見交 「乳製品需給等情報交」「乳製品	会議の開催 指粉乳、バターの需 国家貿易等につい 関係者間で情報共有 見交換を行うため、 製品需給等情報交 製品需給等情報交 議」を国と共催す	交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需 給や国家貿易等につい て、関係者間で情報共有 と意見交換を行うため、	報交換会議の開催 s:取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕著 な成果があった a:取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成果	脱脂粉乳、バターの需 給や国家貿易等につい て、関係者間で情報共有 と意見交換を行うため、 「乳製品需給等情報交 換会議」を国と5月、10 月、11月及び1月に共催	「乳製品需給等情報 交換会議」を国と共催 し、関係者間で情報共有 と意見交換を行った。

(3) 緊	急対第
酪農•	乳業を
	L

をめぐる諸 綱を制定する。

(第3期中期目標期間 する。 実績:18業務日)

【難易度:高】

災害等の緊急事態にお いては、事態の展開の予 測や活動が困難な状況 下で、状況に応じた迅速 かつ適切な対応が求め られるところであり、 国、地方自治体、事業実 施主体等と緊密に連携 しながら、短期間で実施 要綱の制定を含む事業 設計を行い、迅速かつ的 確に実施する必要があ るため。

(3) 緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸|

(3) 緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸 分母を緊急対策とし をめぐる情勢の変化等 | をめぐる情勢の変化等 | をめぐる情勢の変化等 | する。 機動的に実施すること | 緊密な連携の下、機動的 | 緊密な連携の下、機動的 | 内容が認められる 理後、原則として 18 業 | からの要請文受理後、原 | からの要請文受理後、原 | あり、かつ、その達成の | た。 務日以内に事業実施要 | 則として 18 業務日以内 | 則として 18 業務日以内 | ための優れた取組内容 に事業実施要綱を制定 に事業実施要綱を制定 が認められる する。

◇ (3) 緊急対策

- b:達成度合は、100% であった
- c:達成度合は、80%以 上 100%未満であった d:達成度合は80%未満

であった

<主要な業務実績>

8月から9月にかけ | 評定a 情勢の変化に対応して | 情勢の変化に対応して | 情勢の変化に対応して | て制定した事業数とし、 | ての大雨・台風による畜 緊急に行うものを対象 | 緊急に行うものを対象 | 緊急に行うものを対象 | 分子を当該緊急対策に | 舎等の損壊や停電等の とし、口蹄疫等の畜産に | とし、口蹄疫等の畜産に | とし、口蹄疫等の畜産に | 係る国からの要請文受 | 被害を受けた生産者へ | 行い、期限内に事業実施 重大な影響を及ぼす家 | 重大な影響を及ぼす家 | 重大な影響を及ぼす家 | 理後、原則として 18 業 | の支援対策、及び新型コ | 要綱を制定することが 畜疾病や乳製品等の価│畜疾病や乳製品等の価│畜疾病や乳製品等の価│務日以内に事業実施要│ロナウイルス感染拡大│できた。 達成度合は 格の変動など酪農・乳業 | 格の変動など酪農・乳業 | 格の変動など酪農・乳業 | 綱を制定した事業数と | 防止のため実施された | 100% (5事業/5事業) 休校措置に伴う学校給 | に対応した酪農生産者 | に対応した生乳生産者 | に対応した生乳生産者 | s : 達成度合は100%で | 食用牛乳の需給緩和の 等への影響緩和対策を、 | 及び酪農関係者等への | 及び酪農関係者等への | あり、かつ、その達成の | 影響軽減対策について、 | 国との緊密な連携の下、 | 影響緩和対策を、国との | 影響緩和対策を、国との | ための特に優れた取組 | 国からの要請文受理後、 18 業務日以内に全ての とし、国からの要請文受 | に実施することとし、国 | に実施することとし、国 | a : 達成度合は 100%で | 事業実施要綱を制定し

<評定と根拠>

事業内容についての 国との協議を凍やかに であった。

特に、台風により被災 した生産者への支援や 生乳の需給対策の実施 に当たっては、国、地方 自治体、事業実施主体等 と緊密に連携し、迅速か つ的確に事業を行うこ とができた。

<課題と対応> 特になし

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の66%程度となっているが、生産者補給交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入れが 当初の見込よりも少なかったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報
1-3	 3 野菜関係業務 (1)経営安定対策 ア 指定野菜価格安定対策事業、イ 契約指定野菜安定供給事業、ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、エ 業務内容等の公表、 オ セーフティネット対策の適切な対応、カ 野菜農業振興事業 (2)需給調整・価格安定対策

主要な経年ラ	データ												
①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット情報	報(財務情報及	び人員に関す	る情報)		
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登録出荷団	_	1,115件	1,515件	1,845件				予算額 (千円)	17, 434, 234	22, 450, 495			
体等別の品								決算額 (千円)	15, 274, 910	19, 864, 951			
目毎の交付								経常費用 (千円)	14, 451, 961	19, 451, 678			
申請の総件								経常利益 (千円)	28, 514	33, 779			
数(指定野								当期総利益(千円)	235, 256	35, 940			
菜)								行政コスト (千円)	_	19, 451, 678			
目標業務日 以内に交付		1,115件	1,515件	1,845件				行政サービス実施コ スト (千円)	11, 557, 545	_	_	_	-
した件数								従事人員数	30. 25	30.00			
達成度合	_	100%	100%	100%									
登録出荷団 体等別の品 目毎の交付 申請の総件 数(契約指定 野菜)	_	109 件	87 件	115 件									
目標業務日 以内に交付 した件数		109 件	87 件	115 件									
達成度合	_	100%	100%	100%									
野菜価格安 定法人別の 品目毎の交 付申請の総 件数(特定野		707 件	771 件	969 件									

菜)											/
目標業務日	11 業務日	707 件	771件	969 件							
以内に交付	以内の交付										
した件数											
達成度合	_	100%	100%	100%							
交付予約数		12 月	12 月	12 月							
量等の公表											
月数(計画											
値)											
交付予約数		12 月	12月	12 月							
量等の公表 月数 (実績											
(重)											
達成度合	_	100%	100%	100%							
経営安定対	_	1事業	1事業	1 事業						1	
策に係る野		_ 7 //(_ , ,,,,	- 7 //							
菜農業振興											
事業の事業											
数									1		
事業説明会	_	1事業	1事業	1事業							
等を開催し											
た事業数											
達成度合	_	100%	100%	100%		\perp		 /			
需給調整•価		2事業	2事業	2事業							
格安定対策											
に係る野菜 農業振興事											
長 未 派 典 争 常の事業数											
事業説明会	_	2事業	2 事業	2事業							
等を開催し		2 7 7		2 7 7							
た事業数											
達成度合	_	100%	100%	100%							

注1)主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、野菜関係に関するもの(生産者等へ交付される交付金等が含まれる。)を掲載している。

²⁾ 予算額、決算額は支出額を記載。

———————————— 中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務 生	績・自己評価	主務大臣による評価
I 581 H 192	1 \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	一人人口四	H I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	業務実績	自己評価	
	3 野菜関係業務		○3 野菜関係業務	71×1/4 7×1/3	1 0 41 144	
(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策			
ア 指定野菜価格安定			◇ア 指定野菜価格安	 <主要な業務実績>	<評定と根拠>	
対策事業	対策事業	対策事業	定対策事業に係る生産		.,,, = ,, =	
		指定野菜価格安定対策		の交付については、交付		
	策事業に係る生産者補	****				
	給交付金等については、		等別の品目毎の交付申	·		
	登録出荷団体等からの					
	交付申請を受理した日				(1,845件/1,845件)で	
	から 11 業務日以内に交				あった。	
生産者の経営に及ぼす		する。	s:達成度合は100%で		, and the second	
影響を緩和するため、生		-	あり、かつ、その達成の		<課題と対応>	
産者補給交付金等を交			ための特に優れた取組		特になし	
付する。			内容が認められる			
生産者補給交付金等			a : 達成度合は 100%で			
については、登録出荷団			あり、かつ、その達成の			
体等からの交付申請を			ための優れた取組内容			
受理した日から 11 業務			が認められる			
日以内に交付する。			b:達成度合は、100%			
(第3期中期目標期間			であった			
実績:11業務日)			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
【重要度:高】			d:達成度合は、80%未			
基本計画に基づく経			満であった			
営安定対策として、的確						
に実施する必要がある						
ため。						
イ 契約指定野菜安定	イ 契約指定野菜安定	イ 契約指定野菜安定	◇イ 契約指定野菜安	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
供給事業	供給事業	供給事業	定供給事業に係る生産	生産者補給交付金等	評定 b	
あらかじめ締結した	契約指定野菜安定供	契約指定野菜安定供	者補給交付金等の交付	の交付については、交付	交付申請のあった全	
指定野菜の供給に係る	給事業に係る生産者補	給事業に係る生産者補	分母を登録出荷団体	申請のあった 115 件に	てについて、21業務日以	
契約につき指定野菜の	給交付金等については、	給交付金等については、	等別の品目毎の交付申	対し、登録出荷団体等か	内に交付することがで	
価格の著しい低落があ	登録出荷団体等からの	登録出荷団体等からの	請の総件数とし、分子を	らの交付申請を受理し	きた。達成度合は 100%	
った場合及びあらかじ	交付申請を受理した日	交付申請を受理した日	そのうち 21 業務日以内	た日から 21 業務日以内	(115 件/115 件) であっ	
め締結した契約に基づ	から 21 業務日以内に交	から 21 業務日以内に交	に交付した件数とする。	に全て交付した。	た。	
き契約数量の確保を要	付する。	付する。	s : 達成度合は 100%で			

する場合において、生産			あり、かつ、その達成の		<課題と対応>	
者の経営に及ぼす影響			ための特に優れた取組		特になし	
を緩和するため、生産者			内容が認められる			
補給交付金等を交付す			a : 達成度合は 100%で			
る。			あり、かつ、その達成の			
生産者補給交付金等			ための優れた取組内容			
については、登録出荷団			が認められる			
体等からの交付申請を			b:達成度合は、100%			
受理した日から 21 業務			であった			
日以内に交付する。			c:達成度合は、80%以			
(第3期中期目標期間			上 100%未満であった			
実績:21業務日)			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
【重要度:高】						
基本計画に基づく経						
営安定対策として、的確						
に実施する必要がある						
ため。						
ウ 特定野菜等供給産	ウ 特定野菜等供給産	ウ 特定野菜等供給産	◇ウ 特定野菜等供給	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
地育成価格差補給事業	地育成価格差補給事業	地育成価格差補給事業	産地育成価格差補給事	助成金の交付につい	評定 b	
特定野菜等の価格の	ア又はイの業務に準	ア又はイの業務に準	業に係る助成金の交付	ては、交付申請のあった	交付申請のあった全	
著しい低落があった場	ずるものとして都道府	ずるものとして都道府	分母を都道府県の野	969 件に対し、都道府県	てについて、11業務日以	
合において、生産者の経	県野菜価格安定法人が	県野菜価格安定法人が	菜価格安定法人別の品	野菜価格安定法人から	内に交付することがで	
	行う業務に係る助成金					
するため、ア又はイの業	については、都道府県野	については、都道府県野	数とし、分子をそのうち	日から 11 業務日以内に	(969 件/969 件) であっ	
	菜価格安定法人からの			全て交付した。	た。	
都道府県野菜価格安定	交付申請を受理した日	交付申請を受理した日	た件数とする。			
	から 11 業務日以内に交				<課題と対応>	
	付する。	付する。	あり、かつ、その達成の			
助成金については、都			ための特に優れた取組			
道府県の野菜価格安定			内容が認められる			
法人からの交付申請を			a : 達成度合は 100%で			
受理した日から 11 業務			あり、かつ、その達成の			
日以内に交付する。			ための優れた取組内容			
(第3期中期目標期間			が認められる			
実績:11業務日)			b:達成度合は、100%			
			であった			
【重要度:高】			c:達成度合は、80%以			
基本計画に基づく経			上 100%未満であった			

営安定対策として、的確		d:達成度合は、80%未			
に実施する必要がある		満であった			
ため。					
	表 エ 業務内容等の公表	 ◇エ 業務内容等の公	< 主亜か業務宝績>	 <評定と根拠>	
ア、イ又はウの事業の野菜価格安定制			野菜価格安定制度の		
対象となっている各品 対象となっている					
日及い山桐時期時の及 日及い山桐時期時 付予約数量、価格等に関 付予約数量、価格等					
する情報を、原則として する情報を、原則と					
する情報を、原則として する情報を、原則と 毎月ホームページで公 毎月ホームページ			ページで公表した。	<課題と対応>	
表する。 表する。 表する。	表する。		また、対象出荷期間の	·	
(第3期中期目標期間			終了月の翌月に、指定野		
実績:毎月)		る。	菜価格安定対策事業の		
			対象となっている各品 目の旬別又は月別の平		
			均販売価額をホームペ		
			ージで公表した。		
		a:達成度合は100%で			
		あり、かつ、その達成の			
		ための優れた取組内容			
		が認められる			
		b:達成度合は、100%			
		であった			
		c:達成度合は、80%以			
		上 100%未満であった			
		d:達成度合は、80%未			
		満であった			
			. \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
	ットオセーフティネット			<評定と根拠>	
対策の適切な対応	対策の適切な対応	ト対策の適切な対応	全国野菜価格安定対		
	昭和 平成 31 年産から農業			全国野菜価格安定対	
	が農 保険法 (昭和 22 年法律				
	、収 第 185 号)に基づく収入			会や都道府県・ブロック	
	産か 保険が開始されたこと			単位の説明会等におい	
	ら、に伴い、生産者の自由な				
	営判 経営判断により必要と			収入保険に加入する場	
	れる。されるセーフティネッ				
	対策ト対策が選択されるよ				
	事業 う、登録出荷団体等から		場合の手続き、留意事項		
説明会の実施によ	り周の照会等に適切に対応	[d:取組は不十分であ	等について周知を図っ		

	知を図るなど、適切に対	しつつ 生産者が収入保	り、抜本的な改善を要す	<i>t-</i>	<課題と対応>	
	応する。	険へ移行する場合の野		/_0	特になし	
	//Li 9 70 0	菜価格安定制度上の手			11100	
		続を的確に実施する。				
		桃で印作に天旭りる。				
才 野菜農業振興事業	カ 野菜農業振興事業	カ 野菜農業振興事業	◇カ 野菜農業振興事	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
野菜農業振興事業は、	野菜農業振興事業は、	野菜農業振興事業は、	業の機動的・弾力的な実	契約野菜収入確保モ	評定 b	
野菜の生産・流通の合理	野菜の生産・流通の合理	野菜の生産・流通の合理	施	デル事業について、全国	全国野菜価格安定対	
化を図るための事業そ	化を図るための事業そ	化を図るための事業そ	分母を経営安定対策	野菜価格安定対策事業	策事業実務担当者説明	
の他の野菜農業の振興	の他の野菜農業の振興	の他の野菜農業の振興	に係る野菜農業振興事	実務担当者説明会等に	会等において、生産者団	
に資するための事業で、	に資するための事業で、	に資するための事業で、	業の事業数とし、分子を	おいて事業内容、申請手	体等に対して事業内容、	
国の補助事業を補完す	国の補助事業を補完す	国の補助事業を補完す	事業説明会等を開催し	続き等の説明を行った	申請手続等事業の周知	
るためのものを対象と	るためのものを対象と	るためのものを対象と	た事業数とする。	ほか、業界紙への広告掲	を図ることができた。達	
し、国等の行う事業・施	し、国等の行う事業・施	し、国等の行う事業・施	s : 達成度合は 100%で	載、事業実施主体への現	成度合は 100% (1 事業	
	策との整合性を確保し			地調査を通じて、事業内	/1 事業) であった。	
つつ、機構法に基づき、	つつ、国、事業実施主体	つつ、国、事業実施主体	ための特に優れた取組	容の周知・指導を行っ		
国、事業実施主体等との	 等との明確な役割分担	 等との明確な役割分担	内容が認められる	た。	<課題と対応>	
明確な役割分担と連携	と連携の下に、事業説明	と連携の下に、事業説明	a : 達成度合は 100%で		特になし	
	会等を実施し、機動的か		あり、かつ、その達成の	また、これらの取組の		
実施し、機動的かつ弾力		つ弾力的に実施する。	ための優れた取組内容			
的に実施する。			が認められる	わせて51者(165契約)		
(第3期中期目標期間			•	の事業実施計画を承認		
実績:事業説明会の実			であった	し、うち 42 者 (79 契約)		
施:100%)			c : 達成度合は、80%以	· ·		
,,,,			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
			III, COD DIC			
(2) 需給調整・価格安	(2) 需給調整・価格安	(2) 需給調整・価格安	(2) 需給調整・価格安	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
定対策	定対策	定対策	定対策	野菜の生産・流通・消	評定 a	
野菜の需給動向を定	野菜の需給動向を定	野菜の需給動向を定	◇野菜農業振興事業の	費の各分野の代表、有識	全国野菜価格安定対	
期的に把握するととも	期的に把握するととも	期的に把握するととも	機動的・弾力的な実施	者、国で構成する野菜需	策事業実務担当者説明	
に、野菜農業振興事業に	に、野菜農業振興事業に	に、野菜農業振興事業に	分母を需給調整・価格	給協議会を開催し、野菜	会等において、野菜農業	
ついては、野菜の需給の	ついては、野菜の需給の	ついては、国等の行う事	安定対策に係る野菜農	の需給・価格動向、緊急	振興事業の事業内容、申	
調整その他の野菜農業	調整その他の野菜農業	業・施策との整合性を確	業振興事業の事業数と	需給調整事業の実施方	請手続等の説明を行い、	
の振興に資するための	の振興に資するための	保しつつ、国、事業実施	し、分子を事業説明会等	針等の説明・共有を図っ	事業の普及推進を図る	
事業で、国の補助事業を	事業で、国の補助事業を	主体等との明確な役割	を開催した事業数とす	た。	ことができた。達成度合	
補完するためのものを	補完するためのものを	分担と連携の下に、事業	る。	また、暖冬による野菜	は 100% (2事業/2事	
対象とし、国等の行う事	対象とし、国等の行う事	説明会等を実施し、機動	s : 達成度合は 100%で	価格の大幅低下の中で、	業)であった。	
	業・施策との整合性を確	İ		1		

保しつつ、機構法に基づ保しつつ、国、事業実施	る。	ための特に優れた取組	携し、令和2年3月、緊	な低下の中で、緊急需給
き、国、事業実施主体等 主体等との明確な役割		内容が認められる	急需給調整事業の運用	調整事業の一環として、
との明確な役割分担と 分担と連携の下に、事業		a :達成度合は 100%で	を見直し、供給過剰とな	初めてフードバンクへ
連携の下に、事業説明会 説明会等を実施し、機動		あり、かつ、その達成の	った野菜のフードバン	の野菜の提供を実施す
等を実施し、機動的かつ的かつ弾力的に実施す		ための優れた取組内容	クへの提供を実施した。	るに至ったことに鑑み、
弾力的に実施する。 る。		が認められる	全国野菜価格安定対	a評価とした。
(第3期中期目標期間		b : 達成度合は、100%	策事業実務担当者説明	
実績:事業説明会の実		であった	会等において、緊急需給	<課題と対応>
施:100%)		c : 達成度合は、80%以	調整事業及び加工・業務	特になし
		上 100%未満であった	用野菜生産基盤強化事	
		d:達成度合は、80%未	業の事業内容、申請手続	
		満であった	等の説明を行い、周知を	
			図った。	
			さらに、加工・業務用	
			野菜生産基盤強化事業	
			については、21 者の交	
			付決定を行った。	

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の88%程度となっているが、一昨年の暖冬の影響で野菜価格が低落したことにより、生産者補給交付金について当初予算を上回る交付が見込まれたため、年度途中に 予算の積増しを行ったところ、その後価格が堅調に推移したことに伴い、その全額が交付されるには至らなかったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
1-4	4 特産(砂糖・でん粉)関係業務											
	(1)経営安定対策											
	アー砂糖関係業務、イーでん粉関係業務											
	(2) 需給調整・価格安定対策											
	ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務											

①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット情	報(財務情報)	及び人員に関す	する情報)		
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
甘味資源作	_	229 件	210 件	208 件				予算額(千円)	105, 049, 913	108, 463, 796			
物交付金概								決算額(千円)	88, 534, 195	95, 355, 078			
算払請求の								経常費用 (千円)	67, 069, 951	78, 380, 556			
総件数								経常利益 (千円)	5, 438, 645	△6, 403, 913			
目標業務日	8業務日以	229 件	210 件	208 件				当期総利益(千円)	5, 438, 645	△6, 403, 913			
以内に交付	内の交付							行政コスト (千円)	_	78, 380, 556			
した件数								行政サービス実施コ スト (千円)	△21, 468, 916	_	_	_	_
達成度合		100%	100%	100%				従事人員数	50. 20	52. 98			
国内産糖交付金の申請 書受理の総 件数	_	184 件	158 件	183 件									
目標業務日 以内に交付 した件数	18業務日以 内の交付	184 件	158 件	183 件									
達成度合	_	100%	100%	100%									
交付決定数 量を公表し た回数	_	12 回	12 回	12 回									
目標の期日までに公表した回数	翌月の 15 日までの公 表	12 回	12 回	12 回									
		100%	100%	100%									

でん粉原料 用いも交付 金の概算払 請求の総件	_	82 件	77 件	70 件							
数											
目標業務日 以内に交付 した件数		82 件	77 件	70 件							
達成度合		100%	100%	100%							
国内産いも でん粉交付	_	82 件	79 件	77 件							
金の申請書 受理の総件 数											
目標業務日 以内に交付 した件数		82 件	79 件	77 件							
達成度合	_	100%	100%	100%					/		
交付決定数 量を公表し た回数	_	12 回	12 回	12 回							
目標の期日 までに公表 した回数		12 回	12 回	12 回				/			
達成度合	_	100%	100%	100%							
輸入指定糖 等の売買実 績を公表し た回数	_	12 回	12 回	12 回							
目標の期日 までに公表 した回数		12 回	12 回	12 回							
達成度合		100%	100%	100%							
輸入指定で ん粉等の売 買実績を公 表した回数	_	12 回	12 回	12 回							
目標の期日までに公表した回数		12 回	12 回	12 回							

達成度合	_	100%	100%	100%					
建规反口		100 /0	100 /0	100 /0					

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、特産関係に関するもの(生産者等へ交付される交付金等が含まれる。) を掲載している。
 - 2) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 3) 平成30年度の行政サービス実施コストはマイナスとなっているが、これは国の食料安定供給特別会計へ国庫納付(砂糖19,600百万円、でん粉6,160百万円) したため。
- 4)経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入611億円に対し交付金等支出が677億円となり66億円の収支差が生じたため。

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4 特産(砂糖・でん	4 特産(砂糖・でん	4 特産(砂糖・でん	○4 特産(砂糖・で			
份) 関係業務	粉)関係業務	粉)関係業務	ん粉)関係業務			
(1)経営安定対策	(1) 経営安定対策	(1)経営安定対策	(1) 経営安定対策			
アー砂糖関係業務	アー砂糖関係業務	アー砂糖関係業務	アー砂糖関係業務			
(ア) 甘味資源作物交	(ア) 甘味資源作物交	(ア) 甘味資源作物交	◇ (ア) 甘味資源作物	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
付金の交付	付金の交付	付金の交付	交付金の交付	甘味資源作物交付	評定b	
甘味資源作物交付金	甘味資源作物交付金	甘味資源作物交付金に	分母を機構が指定す	金については、進行管	概算払請求のあった	
こついては、機構が指	については、機構が指	ついては、機構が指定	る電磁的方法による概	理を徹底することに	全てについて8業務日	
定する電磁的方法によ	定する電磁的方法によ	する電磁的方法による	算払請求があった、甘	より、機構が指定する	以内に交付することが	
る概算払請求におい	る概算払請求におい	概算払請求において、	味資源作物交付金の概	電磁的方法による概	できた。達成度合は	
て、対象甘味資源作物	て、対象甘味資源作物	対象甘味資源作物生産	算払請求の総件数と	算払請求があった 208	100% (208件/208件)	
生産者からの概算払請	生産者からの概算払請	者からの概算払請求書	し、分子を8業務日以	件全てについて、8業	であった。	
求書を受理した日から	求書を受理した日から	を受理した日から8業	内に交付した件数とす	務日以内に交付した。	また、交付対象要件	
8業務日以内に交付す	8業務日以内に交付す	務日以内に交付する。	る。		が見直されることにつ	
る。	る。		s :達成度合は 100%	また、交付対象要件	いて、関係者に周知浸	
(第3期中期目標期間			であり、かつ、その達	が見直されることに	透を図ることにより、	
実績:8業務日)			成のための特に優れた	ついて、関係者に周知	交付業務を円滑に行っ	
			取組内容が認められる	浸透を図ることによ	た。	
【重要度:高】			a :達成度合は 100%	り、交付業務を円滑に		
基本計画に基づく経			であり、かつ、その達	行った。	<課題と対応>	
営安定対策であり、ま			成のための優れた取組		特になし	
た、TPP等政策大綱			内容が認められる			
こおいて充実等の措置			b:達成度合は、100%			
を講ずるとされた経営			であった			
安定対策として、的確			c : 達成度合は、80%			
こ実施する必要がある			以上 100%未満であっ			
ため。			た			
			d : 達成度合は、80%			
			未満であった			

の交付	の交付	の交付	金の交付	国内産糖交付金に	評定b	
国内産糖交付金につ	国内産糖交付金につ	国内産糖交付金につ	分母を交付申請があ	ついては、進行管理を	交付申請のあった全	
いては、対象国内産糖	いては、対象国内産糖	いては、対象国内産糖	った、てん菜糖、鹿児	徹底することにより、	てについて、18 業務日	
製造事業者からの交付	製造事業者からの交付	製造事業者からの交付	島県産甘しゃ糖、沖縄	交付申請があった 183	以内に交付することが	
申請を受理した日から	申請を受理した日から	申請を受理した日から	県産甘しゃ糖の申請書	件全てについて、18業	できた。達成度合は	
18業務日以内に交付す	18業務日以内に交付す	18業務日以内に交付す	受理の総件数とし、分	務日以内に交付した。	100% (183 件/183 件)	
る。	る。	る。	子を 18 業務日以内に		であった。	
(第3期中期目標期間			交付した件数とする。	また、交付事務手続	また、交付事務手続	
実績:18業務日)			s : 達成度合は 100%	 きに係る Q&A を改定	きに係る Q&A を改定	
			であり、かつ、その達	し、ホームページに公	し、ホームページに公	
【重要度:高】			成のための特に優れた	表するなどにより対	表するなどにより対象	
基本計画に基づく経			取組内容が認められる	象国内産糖製造事業	国内産糖製造事業者の	
営安定対策であり、ま				者の利便の向上を図		
た、TPP等政策大綱			であり、かつ、その達			
において充実等の措置			成のための優れた取組		<課題と対応>	
を講ずるとされた経営			内容が認められる		特になし	
安定対策として、的確			b:達成度合は、100%			
に実施する必要がある			であった			
ため。			c : 達成度合は、80%			
			以上 100%未満であっ			
			た			
			d : 達成度合は、80%			
			未満であった			
(ウ)業務内容等の公	(ウ)業務内容等の公	(ウ)業務内容等の公	 ◇ (ウ) 業務内容等の	 <主要な業務実績>	<評定と根拠>	
表	表	表	公表	ホームページにお		
	本業務の透明性を確		·			
	保する観点から、ホー					
	ムページにおいて、制			するとともに、甘味資		
	度の仕組みを公開する					
	とともに、甘味資源作	·	·			
	物交付金及び国内産糖					
	交付金の月毎の交付決			月の 15 日までに公表	<課題と対応>	
	定数量を翌月の 15 日				特になし	
実績:翌月の15日)	までに公表する。	までに公表する。	であり、かつ、その達	•		
			成のための特に優れた			
			取組内容が認められる			
			a : 達成度合は 100%			
			であり、かつ、その達			
			成のための優れた取組			

内容が認められる

			b : 達成度合は、100%			
			b. 建成反日は、100/0 であった			
			c : 達成度合は、80%			
			以上 100%未満であっ			
			以上 100 /0 木個 (<i> </i>			
			'- d : 達成度合は、80%			
			d . 達成度日は、60 /6 未満であった			
イーでん粉関係業務	イ でん粉関係業務	 イ でん粉関係業務	 イ でん粉関係業務			
	(ア) でん粉原料用い		◇ (ア) でん粉原料用	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
も交付金の交付	も交付金の交付	も交付金の交付	いも交付金の交付	でん粉原料用いも		
	でん粉原料用いも交付			交付金については、進		
		金については、機構が				
		指定する電磁的方法に				
		よる概算払請求におい				
		て、対象でん粉原料用				
		いも生産者からの概算				
		払請求書を受理した日				
日から8業務日以内に	から8業務日以内に交	から8業務日以内に交	する。	した。	が元年産から見直され	
交付する。	付する。	付する。	s : 達成度合は 100%	また、交付対象要件	ることについて、関係	
(第3期中期目標期間			であり、かつ、その達	が元年産から見直さ	者に周知浸透を図るこ	
実績:8業務日)			成のための特に優れた	れることについて、関	とにより、交付業務を	
			取組内容が認められる	係者に周知浸透を図	円滑に行った。	
【重要度:高】			a :達成度合は 100%	ることにより、交付業		
基本計画に基づく経			であり、かつ、その達	務を円滑に行った。	<課題と対応>	
営安定対策であり、ま			成のための優れた取組		特になし	
た、TPP等政策大綱			内容が認められる			
において充実等の措置			b:達成度合は、100%			
を講ずるとされた経営			であった			
安定対策として、的確			c : 達成度合は、80%			
に実施する必要がある			以上 100%未満であっ			
ため。			た			
			d : 達成度合は、80%			
			未満であった			
(八)見中立いませい	(7) 昆虫类(3)	(7) 屋中立いませい	△ (/) 図由立いまっ	ノナ亜よ業が守守	/部点) 担 棚 /	
		(イ) 国内産いもでん			<評定と根拠>	
粉交付金の交付			ん粉交付金の交付			
		国内産いもでん粉交				
		付金については、対象				
		国内産いもでん粉製造				
事来有かり の父何申請	尹耒有かりの父何申請	事業者からの交付申請	剱とし、分十を 18 美務	めつに 11 件主てにつ	でさた。達成度合は	

,						
を受理した日から 18	を受理した日から 18	を受理した日から 18	日以内に交付した件数	いて、18業務日以内に	100%(77 件/77 件)で	
業務日以内に交付す	業務日以内に交付す	業務日以内に交付す		交付した。	あった。	
る。	る。	る。	s : 達成度合は 100%	また、交付事務手続	また、交付事務手続	
(第3期中期目標期間			であり、かつ、その達	きに係る Q&A を改定	きに係る Q&A を改定	
実績:18業務日)			成のための特に優れた	し、ホームページに公	し、ホームページに公	
			取組内容が認められる	表するなどにより対	表するなどにより対象	
【重要度:高】			a :達成度合は 100%	象国内産いもでん粉	国内産いもでん粉製造	
基本計画に基づく経			であり、かつ、その達	製造事業者の利便の	事業者の利便の向上を	
営安定対策であり、ま			成のための優れた取組	向上を図った。	図った。	
た、TPP等政策大綱			内容が認められる			
において充実等の措置			b:達成度合は、100%		<課題と対応>	
を講ずるとされた経営			であった		特になし	
安定対策として、的確			c : 達成度合は、80%			
に実施する必要がある			以上 100%未満であっ			
ため。			た			
			d:達成度合は、80%			
			未満であった			
(ウ)業務内容等の公	(ウ)業務内容等の公	(ウ)業務内容等の公	 ◇(ウ)業務内容等の	 <主要な業務実績>	<評定と根拠>	
表	表	表	公表	ホームページにお	評定 b	
			でん粉原料用いも交	いて、でん粉の価格調	計画どおり全て翌月	
ホームページにおい	本業務の透明性を確	本業務の透明性を確	付金及び国内産いもで	整制度の仕組みを公	の 15 日までに公表す	
て、制度の仕組みを公	保する観点から、ホー	保する観点から、ホー	ん粉交付金の交付決定	開するとともに、でん	ることができた。達成	
開するとともに、でん	ムページにおいて、制	ムページにおいて、制	数量の公表	粉原料用いも交付金	度合は 100% (12 回/12	
粉原料用いも交付金及	度の仕組みを公開する	度の仕組みを公開する	分母を公表回数と	及び国内産いもでん	回)であった。	
び国内産いもでん粉交	とともに、でん粉原料	とともに、でん粉原料	し、分子を翌月の 15 日	粉交付金の月毎の交		
付金の月毎の交付決定	用いも交付金及び国内	用いも交付金及び国内	までに公表した回数と	付決定数量を翌月の	<課題と対応>	
数量を翌月の 15 日ま	産いもでん粉交付金の	産いもでん粉交付金の	する。	15 日までに公表した。	特になし	
でに公表する。	月毎の交付決定数量を	月毎の交付決定数量を	s : 達成度合は 100%			
(第3期中期目標期間	翌月の 15 日までに公	翌月の 15 日までに公	であり、かつ、その達			
実績:翌月の15日)	表する。	表する。	成のための特に優れた			
			取組内容が認められる			
			a : 達成度合は 100%			
			であり、かつ、その達			
			成のための優れた取組			
			内容が認められる			
			b:達成度合は、100%			
			であった			
			c : 達成度合は、80%			
			以上 100%未満であっ			
			た			

			d:達成度合は、80%			
			未満であった			
(2) 需給調整・価格	(2) 需給調整・価格	(2) 需給調整・価格	○(2)需給調整・価			
安定対策	安定対策	安定対策	格安定対策			
アー砂糖関係業務	アー砂糖関係業務	アー砂糖関係業務	◇ア 砂糖関係業務	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
機構の買入れ・売戻	砂糖の内外価格差の	砂糖の内外価格差の	輸入指定糖・異性化	ホームページにお	評定a	
しの申込みをする者か	調整を図るため、機構	調整を図るため、機構	糖等・輸入加糖調製品	いて、砂糖の価格調整	計画どおり全て翌月	
ら、調整金の徴収を行	の買入れ・売戻しの申	の買入れ・売戻しの申	の売買実績の公表	制度の仕組みを公開	の 15 日までに公表す	
い、ホームページにお	込みをする者から、調	込みをする者から、調	分母を公表回数と	するとともに、輸入指	ることができた。達成	
いて、制度の仕組みを	整金の徴収を行い、本	整金の徴収を行い、本	し、分子を翌月の 15 日	定糖・異性化糖等・輸	度合は、100%(12 回	
公開するとともに、輸	業務の透明性を確保す	業務の透明性を確保す	までに公表した回数と	入加糖調製品の買入	/12 回) であった。	
入指定糖·異性化糖	る観点から、ホームペ	る観点から、ホームペ	する。	れ・売戻しにおける月	特に、全ての者が	
等・輸入加糖調製品の	ージにおいて、制度の	ージにおいて、制度の	s:達成度合は 100%	毎の売買実績につい	100% web を通じ売買	
買入れ・売戻しにおけ	仕組みを公開するとと	仕組みを公開するとと	であり、かつ、その達	て、翌月の 15 日まで	申込みを行うととも	
る月毎の売買実績を翌	もに、輸入指定糖・異	もに、輸入指定糖・異	成のための特に優れた	に公表した。	に、機構からの承諾書	
月の 15 日までに公表	性化糖等・輸入加糖調	性化糖等・輸入加糖調	取組内容が認められる		及び納付通知書の交付	
する。	製品の買入れ・売戻し	製品の買入れ・売戻し	a :達成度合は 100%	また、TPP11 協定の	等の手続についても	
(第3期中期目標期間	における月毎の売買実	における月毎の売買実	であり、かつ、その達	発効に伴い開始され	web 化が実現した結	
実績:翌月の15日)	績を翌月の 15 日まで	績を翌月の 15 日まで	成のための優れた取組	た輸入加糖調製品を	果、業務の効率化・合	
	に公表する。	に公表する。	内容が認められる	はじめ全ての対象品	理化に加え、社会的要	
			b:達成度合は、100%	目からの調整金徴収	請を踏まえた輸入者に	
			であった	業務では、輸入者に対	おけるテレワークの推	
			c : 達成度合は、80%	して web 手続きを利用	進にも寄与することが	
			以上 100%未満であっ	するメリットを説明	できた。	
			た	し、年間 475 者から約	これらのことから、	
			d : 達成度合は、80%	14,391 件の売買申込	中期計画における所期	
			未満であった	みについて、全ての者	の目標を上回る成果が	
				が 100% web を通じて	得られたため、a評価	
				の手続きを実現した。	とした。	
					<課題と対応>	
					特になし	
イ でん粉関係業務	イーでん粉関係業務	イでん粉関係業務	 ◇イ でん粉関係業務	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
機構の買入れ・売戻	でん粉の内外価格差	でん粉の内外価格差	輸入指定でん粉等の	ホームページにお	評定 b	
しの申込みをする者か	の調整を図るため、機	の調整を図るため、機	売買実績の公表	いて、でん粉の価格調	計画どおり全て翌月	
ら、調整金の徴収を行	構の買入れ・売戻しの	構の買入れ・売戻しの	分母を公表回数と	整制度の仕組みを公	の 15 日までに公表す	
い、ホームページにお	申込みをする者から、	申込みをする者から、	し、分子を翌月の 15 日	開するとともに、輸入	ることができた。達成	
いて、制度の仕組みを	調整金の徴収を行い、	調整金の徴収を行い、	までに公表した回数と	指定でん粉等の買入	度合は 100% (12 回/12	

公開するとともに、輸	本業務の透明性を確保	本業務の透明性を確保	する。	れ・売戻しにおける月	回)であった。	
入指定でん粉等の買入	する観点から、ホーム	する観点から、ホーム	s :達成度合は 100%	毎の売買実績を翌月		
れ・売戻しにおける月	ページにおいて、制度	ページにおいて、制度	であり、かつ、その達	の 15 日までに公表し	<課題と対応>	
毎の売買実績を翌月の	の仕組みを公開すると	の仕組みを公開すると	成のための特に優れた	た。	特になし	
15 日までに公表する。	ともに、輸入指定でん	ともに、輸入指定でん	取組内容が認められる			
(第3期中期目標期間	粉等の買入れ・売戻し	粉等の買入れ・売戻し	a :達成度合は 100%			
実績:翌月の15日)	における月毎の売買実	における月毎の売買実	であり、かつ、その達			
	績を翌月の 15 日まで	績を翌月の 15 日まで	成のための優れた取組			
	に公表する。	に公表する。	内容が認められる			
			b : 達成度合は、100%			
			であった			
			c : 達成度合は、80%			
			以上 100%未満であっ			
			た			
			d : 達成度合は、80%			
			未満であった			

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の88%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1 - 5	5 情報収集提供業務						
	(1)調査テーマの重点化						
	(2) 需給等関連情報の提供						
	(3)情報提供の効果測定						

2. 主要な経年データ ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (参考) 30 年度 4年度 30 年度 指標等 達成目標 元年度 2年度 3年度 元年度 2年度 3年度 4年度 (前中期目標期間最 終年度値等) 予算額 (千円) 需給等関連 1,227 件 655, 268 647, 324 1, 198 件 1,137件 情報を提供 決算額(千円) 559, 216 518, 772 した件数 経常費用 (千円) 556, 555 501, 354 経常利益 (千円) 目標の期日 8業務日又 1,227件 1, 198 件 1,137件 6, 197 26,874 までに提供 は翌月まで 当期総利益(千円) 48, 135 26,874 した件数 の公表 行政コスト (千円) 501, 354 達成度合 行政サービス実施 100%100%100%416, 308 コスト(千円) 情報利用者 4.0以上 従事人員数 4.0 4.0 4.0 25.32 29.30 の満足度に 係る指標(5 段階評価、目 標) アンケートー 4. 1 4. 1 4.2 調査結果の 平均值(実 績)

105%

103%

103%

達成度合

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
		中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
						業務実績	自己評価				
	5	情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	○5 情報収集提供美	生					
					務						

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。

²⁾ 予算額、決算額は支出額を記載。

(1)調査テーマの重点 化

需給等関連情報の収し いて検討する。

【指標】

を年3回開催)

(1)調査テーマの重点 (1)調査テーマの重点 \Diamond (1)調査テーマの重 \langle (1)調査テーマの重 \langle (1)

農畜産物の需給動向 る。

とした調査報告会の開しとした調査報告会の開 催や外部からの講演依|催や外部からの講演依 頼への対応等に積極的 頼への対応等に積極的 に取り組むことにより、 調査成果の普及と情報|調査成果の普及と情報 ニーズの把握に努める。 ニーズの把握に努める。

点化

点化等業務の合理化を | の収集及び提供に当た | の収集及び提供に当た | 重点化 進めつつ、計画段階で情しっては、我が国の農畜産しっては、我が国の農畜産 て開催する委員会にお | 契機として、新たな国際 | 契機として、新たな国際 | かつ、目標を上回る顕著 | 産物の需給動向等に関 | 反映することができた。 環境に入ることも踏ま 環境に入ることも踏ま な成果があった え、その的確な実施を図 | え、その的確な実施を図 | a:取組は十分であり、 | 令和2年度の計画につ | 物の需給及び生産者の 情報利用者等の参画 | るため、調査テーマの重 | るため、調査テーマの重 | かつ、目標を上回る成果 | いて検討した。 を得て開催する委員会 | 点化等業務の合理化を | 点化等業務の合理化を | があった で出された意見等を踏 | 進めつつ、国内外の需給 | 進めつつ、国内外の需給 | b:取組は十分であった | で得られた利用者ニー | は、これを迅速・的確に まえた、調査テーマの重 | 等関連情報の収集及び | 等関連情報の収集及び | c:取組はやや不十分で | ズ等を基に策定した重 | 実施することができた。 点化。(参考:第3期中 | 需給に影響を与える要 | 需給に影響を与える要 | あり、改善を要する |期目標期間実績:委員会 | 因に関する調査並びに | 因に関する調査並びに | d : 取組は不十分であ | 物の需給及び生産者の | については、新たな国際 その提供等について、計 | その提供等について、情 | り、抜本的な改善を要す | 経営安定に関連する重 | 環境の下でのタイムリ 画段階で情報利用者等 | 報利用者等の参画を得 | る の参画を得て開催する「て開催する情報検討委 委員会において検討す | 員会において、令和元年 度の実施状況及び令和 2年度の計画について 検討する。

に取り組むことにより、

また、外部の者を対象 また、外部の者を対象 イ 調査報告会の開催、 <主要な業務実績> 講演依頼への対応等の| 外部の者を対象とし | 評定 b

調査成果普及等の取組 s:取組は十分であり、 な成果があった

があった

b:取組は十分であった | ①調査報告会の開

情報利用者等のニー 評定b

要情報の提供を行った。

海外情報については、| 実・強化を図った。 独立行政法人日本貿易 さらに、提供した情報 振興会 (JETRO) への委 について、新聞等での引 託により北米及び EU に 用等や個別説明の要請 おける調査事業を実施 等の反響があった。 する等により、農畜産物 の需給等に関する情報 の発信や畜産物の輸出 促進支援に取り組んだ。

た調査報告会の開催や

c:取組はやや不十分で 催:15回(平成30年度 <課題と対応>

<評定と根拠>

農畜産物の需給動向 | ア 情報利用者等の参 | ズを的確に把握するた | 令和元年度情報検討 集及び提供に当たって | の判断や経営の安定に | の判断や経営の安定に | 画を得て開催する委員 | め、令和2年3月に畜 | 委員会を、分野毎に計画 は、その的確な実施を図|資する情報等(以下「需|資する情報等(以下「需|会で出された意見等を|産、野菜、砂糖類・でん|どおり開催した。前年度 るため、調査テーマの重 | 給等関連情報」という。) | 給等関連情報」という。) | 踏まえた、調査テーマの | 粉の分野毎に情報検討 | の情報検討委員会で委 委員会を開催(書面開 員から出された意見等 催)し、令和元年度の業 は、令和元年度に提供し 報利用者等の参画を得│業がTPP11 協定等を│業がTPP11 協定等を│s:取組は十分であり、│務の実施状況及び農畜│たレポート等に適切に

> する重点テーマを含む また、国内外の農畜産 経営安定に関連する重 また、情報検討委員会 要情報の提供について

> 点テーマに即し、農畜産 その際、特に海外情報 ーな情報収集・提供の充

<課題と対応> 特になし

<評定と根拠>

調査報告会の開催、講 外部からの講演依頼へ|演依頼や個別説明要請 かつ、目標を上回る顕著 | の対応について以下の | 等に対して積極的に対 とおり積極的に取り組 | 応し、調査成果の普及と a:取組は十分であり、 | み、調査成果の普及と情 | 情報ニーズのより的確 かつ、目標を上回る成果 | 報ニーズの把握に努め | な把握に努めることが できた。

			あり、改善を要する	10 回)	特になし	
			めり、以音を安りる d:取組は不十分であ		1年にない	
			り、抜本的な改善を要す			
			3			
				③新聞等での引用		
				等:1,085 件(平成 30		
				年度 1,387 件)		
				④面談等による個別		
				説明の要請等:23件(平		
				成 30 年度 30 件)		
			△ (I
(2) 需給等関連情報の			○(2)需給等関連情報		<評定と根拠>	
是供	迅速な提供	一、悪な提供	の迅速な提供	情報件数 1,137 件(う		
需給等関連情報の提		需給関連統計情報に				
	いては情報収集から8				び需給動向情報を年度	
	業務日まで、需給動向情			の全てを期間内に公表		
	報については情報収集		げる情報についての提	した。	迅速に公表できた。達成	
計情報については情報	の翌月までに公表する。	集の翌月までに公表す	供件数とし、分子を期間		度合は 100% (1,137 件	
収集から8業務日まで、		る。	内に公表した提供件数		/1,137件) であった。	
需給動向情報について			とする。			
は情報収集の翌月まで			s : 達成度合は 100%で		<課題と対応>	
に公表する。			あり、かつ、その達成の		特になし	
(第3期中期目標期間			ための特に優れた取組			
実績: 需給関連統計情報			内容が認められる			
は 10 業務日、需給動向			a : 達成度合は 100%で			
青報は翌月)			あり、かつ、その達成の			
			ための優れた取組内容			
			が認められる			
			b : 達成度合は、100%			
			であった			
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
	また、情報利用者等か	また、情報利用者等か	イ 情報利用者等から	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	らの需給等関連情報の	らの需給等関連情報の	の需給等関連情報の問	情報利用者等から 246	評定 b	
	問合せ等には迅速に対	問合せ等には迅速に対	合せ等があった場合の	件 (うち国から 65 件、	情報利用者等からの	
	応する。	応する。	迅速な対応	国以外から 181 件) の問	問合せ等に対し迅速に	
			s:取組は十分であり、	合せがあり、情報を保有	対応することができた。	

		な成果があった a:取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成果 があった b:取組は十分であった	していた231件については、全て翌業務日以内に対応した。 対応した。 なお、情報を保有していなかった15件については、新たなデータの収集を行い、2~7日後までに対応した。	<課題と対応> 特になし	
定 情報提供の質の向上 定等 情報提供の質の向上	ア アンケート調査等	測定等 アンケート調査の	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
を図るため、アンケート 調査等の実施により、提 供した情報についての 効果測定を行うことと し、各事業年度における 情報利用者の満足度を 指標化した5段階評価 で 4.0 以上の評価を得 る。 (第3期中期目標期間 実績:4.1)	情報について効果測定 を行うこととし、情報利 用者の満足度を指標化 した5段階評価で 4.0	s:取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕著 な成果があった a:取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成果 があった b:取組は十分であった	提供方法について、その 効果を測定するため、 「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読 者を対象にアンケート	アンケート調査を適 切に実施することがで きた。 <課題と対応> 特になし	
		野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。	アンケート調査の集計結果は5段階評価の平均値は4.2であり、目標の4.0を上回った。「畜産の情報」の評価結果:4.2「野菜情報」の評価結果:4.1「砂糖類・でん粉情報」	情報利用者の満足度	

T	Г	Т		T	T	
			a : 達成度合は、120%			
			以上であった			
			b : 達成度合は、100%			
			以上 120%未満であった			
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
					and the second	
		イアンケート調査結			<評定と根拠>	
				アンケート調査結果		
					アンケート調査結果	
					等を踏まえ、情報提供内	
化を行う。	化を行う。	を行う。	な成果があった	ーマの重点化を図るこ	容について必要な改善	
さらに、ホームページ	さらに、ホームページ	さらに、ホームページ	a:取組は十分であり、	とにより業務の効率化	を行うことができた。	
での情報提供の充実等	での情報提供の充実等	での情報提供の充実等	かつ、目標を上回る成果	を行うとともに、重点テ		
に取り組む。	に取り組む。	に取り組む。	があった	ーマに基づく調査の結	<課題と対応>	
			b:取組は十分であった	果を特別編集として情	特になし	
			c:取組はやや不十分で	報誌に反映させた。		
			あり、改善を要する	ホームページのスマ		
			d:取組は不十分であ	ートフォン対応につい		
			り、抜本的な改善を要す	ては、過去分の情報に対		
			る	応できていなかった野		
				菜関係記事に取り組ん		
				だ結果、情報誌のすべて		
				の記事について対応す		
				ることができた。		
				また、機構職員が執筆		
				する需給動向等の記事		
				について、全ての情報誌		
				にカラーユニバーサル		

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の80%程度となっているが、海外における自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、海外現地調査の一部を中止したこと等が要因である。

デザインを導入した。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1 - 6	6 TPP等政策大綱への対応		

2. 主要な経年	データ												
①主要なア	ウトプット(ア	アウトカム)情報						②主要なインプット	青報(財務情報	級及び人員に関	引する情報)		
指標等	達成目標	(参考)	30 年度	令和元年	2年度	3年度	4年度		30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
		(前中期目標期間最		度									
		終年度値等)											
								予算額(千円)					
								決算額 (千円)					
								経常費用 (千円)					
								経常利益 (千円)					
								当期総利益(千円)					
								行政サービス実					
								施コスト (千円)					
								従事人員数					

注)前述の畜産(肉畜・食肉等)関係業務、特産(砂糖・でん粉)関係業務の一環として実施しているため、主要なインプット情報は記載していない。

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価別	及び主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務	実績・自己評価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	6 TPP等政	6 TPP等政	_	○6 TPP等			
	策大綱への対応	策大綱への対応		政策大綱への対			
				応			
	TPP等政策	TPP等政策	_	TPP等への適	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	大綱では、TPP	大綱では、TPP		切な対応	_	_	
	又は日EU経済	又は日EU経済		s:取組は十分で			
	連携協定の発効	連携協定の発効		あり、かつ、目標		<課題と対応>	
	に合わせて経営	に合わせて経営		を上回る顕著な		_	
	安定対策の充実	安定対策の充実		成果があった			
	等の措置を講ず	等の措置を講ず		a:取組は十分で			
	ることとしてい	ることとしてい		あり、かつ、目標			
	るため、国との緊	るため、国との緊		を上回る成果が			
	密な連携(国から	密な連携(国から		あった			
	の通知を含む)の	の通知を含む)の		b:取組は十分で			
	下、経営安定対策	下、経営安定対策		あった			

の充実等の措置	の充実等の措置	c:取組はやや不
が協定発効の日	が協定発効の日	十分であり、改善
から円滑に実施	から円滑に実施	を要する
できるよう準備	できるよう準備	d:取組は不十分
を行うとともに、	を行うとともに、	であり、抜本的な
協定発効後は、当	協定発効後は、当	改善を要する
該業務を適切に	該業務を適切に	
実施する。	実施する。	

特になし

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報 $2 - 1 \sim 2 - 8$ 2-1 業務運営の効率化による経費の削減 2-5 機能的で効率的な組織体制の整備 2-6 補助事業の効率化等 2-2 役職員の給与水準 2-3 調達等合理化 (1) 透明性の確保 (1)「調達等合理化計画」に基づく取組 (2) 効率的な事業の実施 (2) 競争性、透明性の確保 2-7 ICTの活用による業務の効率化 (3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 2-8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制 2-4 業務執行の改善 (1)業務全体の点検・評価 (2) 補助事業の審査・評価

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年度						当該年度までの累積値等、必要な情
		値等)						報
業務経費(附帯事務費	毎年度平均で少	(平成 29 年度業務経	平成 29 年度比で	平成30年度比で				
(特殊要因により増	なくとも対前年	費 (附帯事務費))	1.0%の抑制	1.0%の抑制				
減する経費を除く。))	度比1%の抑制							
の対前年度比の平均								
縮減率								
業務経費(当年度予算	_	2,984 百万円	2,953 百万円	2,924 百万円				
額)								
対前年度平均縮減率		_	1.0%	1.0%				
達成度合	_	_	100%	100%				
一般管理費(人件費、	毎年度平均で少	(平成 29 年度一般管	平成 29 年度比で	平成30年度比で				
公租公課、事務所借料	なくとも対前年	理費)	3.0%の抑制	3.0%の抑制				
等、情報セキュリティ	度比3%の抑制							
関連経費、監査法人関								
連経費及び特殊要因								
により増減する経費								
を除く。)の対前年度								
比の平均縮減率								
一般管理費(当年度予	_	254 百円	246 百千円	239 百万円				
算額)(百万円)								
対前年度平均縮減率		_	3.0%	3.0%				
達成度合	_	_	100%	100%				
締結した契約件数(真		308 件	322 件	269 件				
にやむを得ない随意	約の実施							

キカシケ エスドル をエアセン・キカ			T	1		1
契約及び少額随意契 約を除く)						
競争性のある契約と	_	308 件	322 件	269 件		
した件数						
達成度合	_	100%	100%	100%		
企画競争・公募等を実	_	89 件	16 件	50 件		
施した随意契約の件						
数						
機構掲示板への掲示	企画競争・公募等	89 件	16 件	50 件		
及びホームページへ	の掲載					
の掲載件数						
達成度合	_	100%	100%	100%		
事業数		13 事業	13 事業	15 事業		
公募を実施した事業	全ての事業につ	13 事業	13 事業	15 事業		
数	いて公募の実施					
達成度合	_	100%	100%	100%		
公表回数		8回	8回	8回		
目標業務日以内に公	四半期終了月の	8 回	8回	8回		
表した回数	翌月末					
達成度合		100%	100%	100%		
新規に実施した補助	_	5事業	3事業	3事業		
事業数(拡充事業を含						
む。)			-			
事業説明会を開催し	全ての新規事業	5事業	3事業	3事業		
た又は現地確認調査	等に係る説明会					
等を行った事業数	等の実施					
達成度合	_	100%	100%	100%		
事業採択を行った件		90 件	137 件	86 件		
数						
評価基準を満たして	評価基準を満た	90 件	137 件	86 件		
いるものを採択した	しているものを					
件数	全て採択	2.1				
達成度合	_	100%	100%	100%		
利用状況調査対象件		45 件	38 件	30 件		
数	上岳田坐のへつ	ue hi.	00 hl	00 11		
利用状況を確認した	対象件数の全て	45 件	38 件	30 件		
件数	を確認	1000/	1000/	1000/		
達成度合	_	100%	100%	100%		
事後評価で効用が費用以下はなった供料		2件	O件	1 件		
用以下となった件数						

現地調査等を通じ改	全て改善を指導	2件	_	1件		
善を指導した件数						
達成度合	_	100%	_	100%		
要領、実施計画及び交	_	1,202件	1,352件	1,285件		
付申請の合計件数						
目標業務日以内で承	10 業務日以内の	1,202件	1,352件	1,285件		
認通知及び交付決定	承認通知及び交					
の通知を行った件数	付決定の通知					
達成度合	_	100%	100%	100%		
新規等の補助事業数		_	3事業	4事業		
評価手法導入事業数	全ての対象事業	_	3事業	4 事業		
	に評価手法を導					
	入					
達成度合	_	_	100%	100%		

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第4 業務運営の効率	第2 業務運営の効率	第2 業務運営の効率	◎第2 業務運営の効			
化に関する事項	化に関する目標を達成	化に関する目標を達成	率化に関する目標を達			
	するためとるべき措置	するためとるべき措置	成するためとるべき措			
			置			
1 業務運営の効率化	1 業務運営の効率化	1 業務運営の効率化	○1 業務運営の効率			
による経費の削減	による経費の削減	による経費の削減	化による経費の削減			·
(1) 業務経費の削減	(1)業務経費の削減	(1)業務経費の削減	◇(1)業務経費の削減	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
		業務の見直し及び効	業務経費(附帯事務費	業務経費(附帯事務費	評定 b	·
業務の見直し及び効	業務の見直し及び効	率化を進め、業務経費	(特殊要因により増減	(特殊要因により増減	令和元年度における	
率化を進め、業務経費	率化を進め、業務経費	(附带事務費(特殊要因	する経費を除く。))を少	する経費を除く。)) につ	業務経費(附帯事務費	
(附帯事務費(特殊要因	(附帯事務費(特殊要因	により増減する経費を	なくとも対前年度比	いては、2,924百万円と	(特殊要因により増減	
により増減する経費を	により増減する経費を	除く。)) については、毎	1%削減する。	なり、対前年度比の毎年	する経費を除く。))に	
除く。)) については、毎	除く。)) については、毎	年度平均で少なくとも	s:達成度合は、120%	度平均は1.0%の抑制と	ついては、対前年度比の	
年度平均で少なくとも	年度平均で少なくとも	対前年度比1%の抑制	以上であり、顕著な成果	なった。	毎年度平均で 1.0%の抑	
対前年度比1%の抑制	対前年度比1%の抑制	を行うことを目標に、削	がある		制となり、達成度合は	
を行うことを目標に、削	を行うことを目標に、削	減する。	a : 達成度合は、120%		100%であった。	
減する。	減する。		以上であった			
			b : 達成度合は、100%		<課題と対応>	
			以上 120%未満であった		特になし	
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			

		I	T	T	T	
			満であった			
(2)一般管理費の削減	(2)一般管理費の削減	(2)一般管理費の削減	◇ (2) 一般管理費の削		<評定と根拠>	
			減	一般管理費(人件費、	評定 b	
業務の見直し及び効		業務の見直し及び効		公租公課、事務所借料		
率化を進め、一般管理費			公租公課、事務所借料			
(人件費、公租公課、事	(人件費、公租公課、事	(人件費、公租公課、事			等、情報セキュリティ関	
務所借料等、情報セキュ	務所借料等、情報セキュ	務所借料等、情報セキュ	連経費、監査法人関連経	費及び特殊要因により	連経費、監査法人関連経	
リティ対策経費、監査法	リティ対策経費、監査法	リティ関連経費、監査法	費及び特殊要因により	増減する経費を除く。)	費及び特殊要因により	
人関連経費及び特殊要	人関連経費及び特殊要	人関連経費及び特殊要	増減する経費を除く。)	については、239百万円	増減する経費を除く。)	
因により増減する経費	因により増減する経費	因により増減する経費	を少なくとも対前年度	となり、対前年度比の毎	については、対前年度比	
を除く。) については、	を除く。)については、	を除く。) については、	比3%削減する。	年度平均は3.0%の抑制	の毎年度平均で 3.0%の	
毎年度平均で少なくと	毎年度平均で少なくと	毎年度平均で少なくと	s : 達成度合は、120%	となった。	抑制となり、達成度合は	
も対前年度比3%の抑	も対前年度比3%の抑	も対前年度比3%の抑	以上であり、顕著な成果		100%であった。	
制を行うことを目標に、	制を行うことを目標に、	制を行うことを目標に、	がある			
削減する。	削減する。	削減する。	a : 達成度合は、120%		<課題と対応>	
			以上であった		特になし	
			b : 達成度合は、100%			
			以上 120%未満であった			
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
2 役職員の給与水準	 2 役職員の給与水準	 2 役職員の給与水準	○2 役職員の給与水	<主要な業務実績>		
給与水準については、			準	平成 30 年度の年齢・	評定b	
	国家公務員の給与水準		·	地域・学歴を勘案した対		
	を十分考慮し、手当てを				について、国家公務員の	
	含め役職員給与の在り				状況を考慮した上で、必	
	方について、厳しく検証				要な取組を行い、国家公	
	した上で、目標水準を設				務員と同程度に維持す	
	定してその適正化に取			家公務員の俸給の特別		
	り組むとともに、検証結				その検証結果等を遅滞	
	果や取組状況を公表す		c:取組はやや不十分で			
る。	3.	給与水準の適正性につ		高いことに要因があり、		
- •	- 5	いて検証し、その検証結			<課題と対応>	
		果や取組状況について		である」とされた。	特になし	
		公表する。	う、 <u>放</u> 不明	この検証結果等を令	141-010	
				和元年6月28日に公表		

				令和元年度において		
				も、引き続き管理職の昇		
				給幅の抑制等を行った		
				ところ、令和元年度の指		
				数は102.4となる見込み		
				である。		
3 調達等合理化	3 調達等合理化	3 調達等合理化	○3 調達等合理化			
			随意契約の見直しに			
			向けた計画的取組			
「独立行政法人にお	「独立行政法人にお	「独立行政法人にお	(1)「調達等合理化計	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
ける調達等合理化の取	ける調達等合理化の取	ける調達等合理化の取	画」に基づく取組	「令和元年度独立行政	評定 b	
組の推進について」(平	組の推進について」(平	組の推進について」(平	分母を機構が締結し	法人農畜産業振興機構	随意契約等審査委員	
成27年5月25日総務大	成27年5月25日総務大	成27年5月25日総務大	た契約件数(真にやむを	調達等合理化計画」に基	会の活用等により、機構	
臣決定)を踏まえ、公正	臣決定)を踏まえ、機構	臣決定)を踏まえ、機構	得ない随意契約及び少	づく取組を着実に実施	が締結した契約のうち、	
かつ透明な調達手続に	が毎年度策定する「調達	が策定した「調達等合理	額随意契約を除く)と	し、随意契約(少額随意	真にやむを得ない随意	
よる適切で迅速かつ効	等合理化計画」に基づく	化計画」に基づく取組を	し、分子を競争性のある	契約を除く) のうち、事	契約及び少額随意契約	
果的な調達を実現する	取組を着実に実施する	着実に実施することに	契約件数とする。	務室の賃借契約、都道府	を除く全てについて、競	
観点から、機構が毎年度	ことにより、契約につい	より、契約については、	s : 達成度合は 100%で	県への委託契約等、真に	争性のある契約とする	
策定する「調達等合理化	ては、真にやむを得ない	真にやむを得ないもの	あり、かつ、その達成の	やむを得ないものを除	ことができ、達成度合は	
計画」に基づく取組を着	ものを除き一般競争入	を除き一般競争入札等	ための特に優れた取組	いた全契約 (48件) につ	100% (269 件/269 件)	
実に実施することによ	札等 (競争入札及び企画	(競争入札及び企画競	内容が認められる	いて、企画競争又は参加	であった。	
り、競争性のない随意契	競争・公募をいい、競争	争・公募をいい、競争性	a : 達成度合は 100%で	確認型公募とした。	また、競争契約、随意	
約は真にやむを得ない	性のない随意契約は含	のない随意契約は含ま	あり、かつ、その達成の	これにより、真にやむ	契約 (少額随意契約を除	
ものを除き行わないこ	まない。) によるものと	ない。) によるものとす	ための優れた取組内容	を得ない随意契約及び	く)の状況及び一者応	
ととするとともに、競争	するとともに、競争性の	るとともに、競争性のあ	が認められる	少額随意契約を除く機	札・応募の解消に向けた	
性のある契約に占める	ある契約に占める一者	る契約に占める一者応	b:達成度合は100%で	構が締結した契約 (269	取組状況について、機構	
一者応札・応募の解消に	応札・応募の解消に向	札・応募の解消に向け、	あった	件)全てについて競争性	ホームページで公表す	
向け、競争参加者の増加	け、競争参加者の増加に	競争参加者の増加に向	c:達成度合は、80%以	のある契約とした。	ることができた。	
に向けた取組を引き続	向けた取組を引き続き	けた取組を引き続き実	上 100%未満であった	また、少額随意契約を		
き実施していくことと	実施していくこととし、	施していくこととし、そ	d:達成度合は、80%未	除く機構が締結した契	<課題と対応>	
し、その取組状況を公表	その取組状況を公表す	の取組状況を公表する。	満であった	約 (354件) 全てについ	特になし	
する。	る。			て毎月ホームページに		
				おいて公表した。		
				さらに、一者応札・応		
				募の解消に向けて、入札		
				等公告の都度、調達情報		
				メールマガジンを配信		
				したほか、一者応札であ		

	T	Ī				
				った入札 32 件のうち入		
				札説明会に複数者が参		
				加したもの(20件、35		
				者) についてアンケート		
				を実施する等の取組を		
				行うとともに、その状況		
				を公表した。		
			(2)競争性、透明性の	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	
			確保	競争性・透明性を確保		
			,	するため、企画競争・公		
				募等を実施した随意契		
				約(50件)全てにおいて、		
				機構掲示板及びホーム		
					い、達成度合は100%(50	
			数とする。	た。	件/50件)であった。	
			s : 達成度合は 100%で			
			あり、かつ、その達成の		<課題と対応>	
			ための特に優れた取組		特になし	
			内容が認められる			
			a : 達成度合は 100%で			
			あり、かつ、その達成の			
			ための優れた取組内容			
			が認められる			
			b : 達成度合は 100%で			
			あった			
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
また、外部有識者等か	また、監事に対し、毎	また、監事に対し、毎	(3)監事への報告及び	 <主要な業務実績>	 <評定と根拠>	
らなる契約監視委員会		月契約状況を報告する			評定 b	
による点検を受ける。		とともに、入札・契約の			毎月、監事に対し契約	
// - / - / - /		適正な実施について、契			状況を報告するととも	
【指標】		約監視委員会による点			に、契約監視委員会によ	
入札・契約の適正な実		検を受ける。	な成果があった		る点検を受け、指摘事項	
施について、契約監視委			a:取組は十分であり、		等に適切に対応し、十分	
員会における点検結果			かつ、目標を上回る成果			

T			1	T	<u> </u>	
及びその反映状況。		があった	受けた。			
(参考:第3期中期目標		b:取組は十分であった	また、監事及び契約監	<課題と対応>		
期間実績:委員会を年1		c:取組はやや不十分で	視委員会から受けた指	特になし		
回開催)		あり、改善を要する	摘については、必要に応			
		d:取組は不十分であ	じ業務運営に反映した。			
		り、抜本的な改善を要す				
		る				
Watch to all the	. N/ 76-1-1 / 1 26-					1
4 業務執行の改善 4 業務執行の改善	4 業務執行の改善	○4 業務執行の改善				
	(1)業務全体の点検・	 ◇(1)業務全体の点	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>		
業務執行の改善を進めに業務執行の改善を進		検・評価	年度計画を具体化す			
るとともに、外部専門 めるとともに、外部専門						
家・有識者からなる第三家・有識者からなる第三						
者機関による業務の点 者機関による業務の点		的確な点検・評価		ことにより、業務運営の		
検・評価及び補助事業に 検・評価を行い、その結		s:取組は十分であり、	事長が主催するヒアリ	的確な進行管理及び自		
ついての審査・評価を行 果を業務運営に反映さ		かつ、目標を上回る顕著		己評価を実施し、業務の		
い、その結果を業務運営しせる。		な成果があった	内容と実績とを比較し、			
に反映させる。		a:取組は十分であり、		検・評価に十分取り組ん		
			検・分析することによ			
		があった	り、目標の達成状況、阻			
		b:取組は十分であった	害要因など、現状を適切	<課題と対応>		
		c:取組はやや不十分で	に把握した。また、抽出	特になし		
		あり、改善を要する	された問題点、課題等へ			
		d:取組は不十分であ	の対応を的確に指示し、			
		り、抜本的な改善を要す	確認することで、業務運			
		る	営の適切な進行管理を			
			行った。併せて、工程表			
			に業務の進捗状況につ			
			いて自己評価を記述す			
			る欄を設け、業績の点検			
			を実施した。			
			【杂字】			
			【参考】 今和一年度は4月 7			
			令和元年度は4月、7			
			月、10月、2月に実施した			
			た。			
	イ 平成 30 年度におけ	イ 第三者機関による	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>		

	フツカウ(中)・・・・ー ウ	光をかけがまたのから	Λ In - F 2 II 2 II) -	⇒i / - 1	
		業務の点検・評価の実施			
	·	s:取組は十分であり、		機構評価委員会によ	
	·		について」等を議題とす		
	実施する。	な成果があった	る、外部有識者からなる	分取り組んだ。	
		a:取組は十分であり、	第 17 回機構評価委員会	なお、第三者機関によ	
		かつ、目標を上回る成果	を開催し、平成 30 年度	り業務実績の自己評価	
		があった	業務実績に関する自己	に当たって点検・評価を	
		b:取組は十分であった	評価等について点検・評	受けることは、独立行政	
		c:取組はやや不十分で	価を実施した。	法人通則法等には規定	
		あり、改善を要する		のない、当機構独自の自	
		d:取組は不十分であ		主的取組である。	
		り、抜本的な改善を要す			
		3		<課題と対応>	
				特になし	
				,,,,,	
	 ウ 第三者機関による	 ウ 第三者機関による	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	
			委員会の開催後、業務		
			運営に反映すべき委員		
	結果を必要に応じて業		指摘事項について整理		
		s:取組は十分であり、	の上、令和元年度におい		
	初建日に次外でとる。		ては、機構 HP における		
		な成果があった		運営の実質的な向上を	
			ンテンツの追加、アンケ		
			ートページの導入準備、		
		があった	職員採用案内ページの		
			運用改善、Facebook によ		
			る画像情報の積極的な	特になし	
		あり、改善を要する	発信などを実施した。		
		d:取組は不十分であ			
		り、抜本的な改善を要す			
		る			
(0) 法叫声类为 (1)	(9) 堵出古光の安木	◇ (0) 活出事業の営			
	(2)補助事業の審査・				
て、毎事業年度の事業の		査・評価	ノン・エル、地々をけべき、	∠=π-+-) Lα μα √	
	平成30年度事業の達			<評定と根拠>	
	成状況等について、自己		「補助事業に関する		
			業務執行規程に係る評		
			価細則」に基づき、平成		
	審査・評価を行い、必要		30 年度の各事業の達成		
に応じ業務の見直しを	に応じ業務の見直しを	a:取組は十分であり、	状況等について自己評	況等についての自己評	

/ >) HED. I HOW NO	TT よ	加工人工工工工工工	
行う。	かつ、目標を上回る成果	価を行った。	価に十分取り組んだ。	
	があった			
	b:取組は十分であった		<課題と対応>	
	c:取組はやや不十分で		特になし	
	あり、改善を要する			
	d:取組は不十分であ			
	り、抜本的な改善を要す			
	る			
	イ 第三者機関による	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	事業の審査・評価	令和元年7月5日に	評定b	
	s:取組は十分であり、			
	かつ、目標を上回る顕著			
		関する第三者委員会を		
	a: 取組は十分であり、			
	かつ、目標を上回る成果) 1 1 1 / July 1 1 1 C 0	
	があった	11 2100	<課題と対応>	
			•	
	b:取組は十分であった		特になし	
	c:取組はやや不十分で			
	あり、改善を要する			
	d:取組は不十分であ			
	り、抜本的な改善を要す			
	る			
	ウ 必要に応じた業務		<評定と根拠>	
	の見直し	委員会の開催後、業務	評定b	
	s:取組は十分であり、	の見直しにつなげるべ	四半期毎の業務の点	
	かつ、目標を上回る顕著	き委員指摘事項への対	検・評価結果に基づき、	
	な成果があった	応方針について整理の	必要に応じた業務運営	
	a:取組は十分であり、	上、関係各部において必	への反映に十分取り組	
	かつ、目標を上回る成果	要な業務の見直しを行	んだ。	
	があった	った。		
	b:取組は十分であった		<課題と対応>	
	c:取組はやや不十分で		特になし	
	あり、改善を要する			
	d:取組は不十分であ			
	り、抜本的な改善を要す			
	る 			
	~			
5 機能的で効率的な 5 機能的で効率的な 5 機能的	りで効率的な ○5 機能的で効率的			
27. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.				

組織体制の整備	組織体制の整備	組織体制の整備	な組織体制の整備			
業務運営を機能的か	業務運営を機能的か	業務運営を機能的か	必要に応じた機能的	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
つ効率的に推進する観	つ効率的に推進する観	つ効率的に推進する観	で効率的な組織体制の	令和元年度において	評定-	
点から、諸情勢の変化等	点から、諸情勢の変化等	点から、諸情勢の変化等	見直し	は実績なし		
を踏まえ、必要に応じ、	を踏まえ、必要に応じ、	を踏まえ、必要に応じ、	s:取組は十分であり、		<課題と対応>	
機能的で効率的な組織	機能的で効率的な組織	機能的で効率的な組織	かつ、目標を上回る顕著		特になし	
体制の整備を図る。	体制の整備を図る。	体制の整備を図る。	な成果があった			
			a:取組は十分であり、			
			かつ、目標を上回る成果			
			があった			
			b:取組は十分であった			
			c:取組はやや不十分で			
			あり、改善を要する			
			d:取組は不十分であ			
			り、抜本的な改善を要す			
			る			
6 補助事業の効率化	6 補助事業の効率化	6 補助事業の効率化	○6 補助事業の効率			
等	等	等	化等			
(1) 透明性の確保	(1)透明性の確保	(1) 透明性の確保	◇(1)透明性の確保			
透明性の高い事業の	透明性の高い事業の	透明性の高い事業の	ア 分母を事業数(事業	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
実施を図る観点から、補	実施を図る観点から、補	実施を図る観点から、補	の性格・内容に照らし、	令和元年度補正予算	評定b	
助事業についての事業	助事業についての事業	助事業についての事業	公募による事業実施主	及び2年度当初予算に	畜産業振興事業及び	
		実施主体の選定に当た				
		っては、原則として公募				
					定を公募方式で行うこ	
		もに、以下の取組を実施				
に関する各種情報を公	する。	する。		表後、事業実施主体の選		
表することとし、事業の					ができた。達成度合は	
採択の概要については、			ための特に優れた取組	行った。	100% (15 事業/15 事業)	
四半期終了月の翌月末			内容が認められる	(1.70)	であった。	
までに公表する。			a:達成度合は100%で		(am tire)	
また、事業の適切かつ				畜産分野:年3回、13		
円滑な実施の観点から、			ための優れた取組内容	事業	特になし	
事業の進行状況を的確			が認められる			
に把握するとともに、事			b:達成度合は100%で			
業説明会、現地確認調査			あった	野菜分野:年3回、2事		
等を実施し、事業実施主				業(契約野菜収入確保モ		
体に対して法令遵守を				デル事業、加工・業務用		
含め指導を徹底する。			d:達成度台は、80%未	野菜生産基盤強化事業)		

		満であった			
ア 事業の目的、補助	ア事業の目的、補助	イ ホームページでの	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
率、予算額、事業実施期	率、予算額、事業実施期	事業概要及び採択した	補助事業の適正、効率	評定 b	
間等の事業概要、事業実	間等の事業概要、事業実	事業の概要の公表	的な実施を図るため、令	提供すべき事業の概	
施地域等の採択した事	施地域等の採択した事	分母を公表回数とし、	和元年度に実施する畜	要等の情報を適切にホ	
業の概要を、四半期終了	業の概要を、四半期終了	分子を四半期終了月の	産業振興事業及び野菜	ームページにおいて公	
月の翌月末までにホー	月の翌月末までにホー	翌月末までにホームペ	農業振興事業の事業概	表した。達成度合は	
ムページで公表する。	ムページで公表する。	ージに公表した回数と	要及び採択した事業の	100% (8回/8回)	
		する。	概要について、四半期終		
		s : 達成度合は 100%で	了月の翌月末までにホ	<課題と対応>	
		あり、かつ、その達成の	ームページで公表した。	特になし	
		ための特に優れた取組			
		内容が認められる	(内訳)		
		a : 達成度合は 100%で	畜産分野:年4回		
		あり、かつ、その達成の	野菜分野:年4回		
		ための優れた取組内容			
		が認められる			
		b:達成度合は100%で			
		あった			
		c:達成度合は、80%以			
		上 100%未満であった			
		d:達成度合は、80%未			
		満であった			
) ** ********) ************************************			∠ ⇒τ; -	I
イ 事業説明会、現地確		ウ 事業説明会等の実		<評定と根拠>	
	事業説明会、現地確認調		補助事業の適正、効率		
	査等を実施し、事業実施			新規・拡充事業を中心	
遵守を含め指導を徹底		た補助事業数(拡充事業		に事業説明会、現地確認	
する。	を含め指導を徹底する。		①畜産業振興事業にお	·	
		·	いて、必要のあった新規	·	
			1事業・拡充2事業につ		
			いて、事業実施主体に対		
			する事業説明会(肉畜1		
		あり、かつ、その達成の		3事業)であった。	
		ための特に優れた取組		2 Am 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		内容が認められる	3回)を実施した。	<課題と対応>	
			なお、継続事業につい	特になし	
			ても同様の説明会(肉畜		
		ための優れた取組内容	24 回、酪農 5 回、全 29		

			が認められる	回)及び現地確認調査		
			b : 達成度合は 100%で	(肉畜13回、酪農18回、		
			あった	全31回)を実施した。		
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未	②野菜農業振興事業に		
			満であった	おける継続事業につい		
				て、事業実施主体に対す		
				る説明会 (12回) 及び現		
				地確認調査(53回)を実		
				施した。		
(2) 効率的な事業の実	(2) 効率的な事業の実	(2) 効率的な事業の実	◇(2)効率的な事業の	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
施	施	施	実施	補助事業の適正、効率	評定b	
効率的かつ効果的な	効率的かつ効果的な	効率的かつ効果的な	ア 事業の進行管理シ	的な実施を確保するた	進行管理システムによ	
事業の実施を図る観点	事業の実施を図る観点	事業の実施を図る観点	ステムに基づいた進行	め、事業の進行管理シス	り、事業の進行管理を的	
から、受理した要領、実	から、事業の進行状況を	から、事業の進行状況を	管理の実施	テムにより執行件数や	確に実施した。	
施計画及び交付申請に	的確に把握するととも	的確に把握するととも	s:取組は十分であり、	執行額等について毎月		
ついて、10業務日以内に	に、以下の取組を実施す	に、以下の取組を実施す	かつ、目標を上回る顕著	進捗状況の管理を行っ	<課題と対応>	
承認等を行うとともに、	る。	る。	な成果があった	た。	特になし	
施設整備事業について			a:取組は十分であり、			
費用対効果分析等の評			かつ、目標を上回る成果			
価手法を踏まえた採択			があった			
及び費用対効果分析を			b:取組は十分であった			
実施した施設整備事業			c:取組はやや不十分で			
についての事後評価を			あり、改善を要する			
実施し、事後評価により			d:取組は不十分であ			
効用が費用以下となる			り、抜本的な改善を要す			
場合は、すべて改善指導			る			
を実施する。						
また、畜産業振興事業						
等について、補助金の効						
率的な交付の観点から、						
国における事業の改廃						
にも資するよう、決算上						
の不用理由の分析を行						
うとともに、事業実施主						
体における基金につい						
て毎年度見直しを行う。						

その上で、保有資金及び						
事業実施主体に造成し						
ている基金については、						
機構の業務実施に必要						
な経費を確保する。						
 (第3期中期目標期間						
実績:要領等の受理から						
10 業務日以内の承認						
等:99%)						
, , , , ,						
	ア 費用対効果分析、コ	 ア 費用対効果分析、コ	イ 費用対効果分析・コ	 <主要な業務実績>	<評定と根拠>	
				評価手法が開発され		
		·		ている施設整備事業に		
		採択する。	採択	ついて、費用対効果分析		
				又はコスト分析の評価		
				基準を満たしているも		
				のを採択した。採択状況		
			ものを採択した件数と		た。達成度合は100%(86	
			する。	(費用対効果・採択件		
			' ' ' 。 s:達成度合は 100%で		$ T/00 T/C0/7/C_0$	
				食肉流通改善合理化支	<課題と対応>	
			ための特に優れた取組		特になし	
				15()	付になし	
			内容が認められる	.i.言l. 1 /H·		
			a:達成度合は100%で なり、から、その表はの	/ 小 計		
			あり、かつ、その達成の	(コスト分析・採択件		
			が認められる	数)		
			,, ,			
				酪農経営支援総合対策		
			あった	事業 34件		
				肉用牛経営安定対策補		
			上 100%未満であった			
				世肥舎等長寿命化推進 東端 7/11		
			満であった	事業 7件		
				食肉流通改善合理化支		
				援事業 3件		
				畜産経営災害総合対策 1872年版本業 2.7%		
				緊急支援事業 6件		
				酪農労働省力化推進施		
				設等緊急整備対策事業		

			<u></u>	<u></u>	
			24 件		
			小計 85 件		
			合計 86 件		
イ 設置する施設等に イ	イ 設置する施設等に	ウ 設置する施設等に	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
ついては、必要に応じてしつ	ついては、必要に応じて	ついての必要に応じた	採択した事業実施計	評定-	
現地調査を行う。 現	見地調査を行う。	現地調査の実施	画について、施設等の設		
		s:取組は十分であり、	置工事は計画に沿って	<課題と対応>	
		かつ、目標を上回る顕著	進行していることをヒ	特になし	
		な成果があった	アリング又は報告徴求		
		a:取組は十分であり、	により確認した結果、工		
		かつ、目標を上回る成果	事の進捗が遅れるなど		
		があった	により、現地調査を必要		
		b:取組は十分であった	とするものはなかった。		
		c:取組はやや不十分で			
		あり、改善を要する			
		d:取組は不十分であ			
		り、抜本的な改善を要す			
		3			
ウ 費用対効果分析を ウ	カ 費用対効果分析を	エ 設置後3年目(ただ	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
実施している事業にあり実	実施している事業で設	し、肉用牛生産の新規参	費用対効果分析を実	評定 b	
っては、施設設置後3年 置	置した施設については、	入等を支援する事業に	施している事業で設置	必要な対象事業全て	
目(ただし、肉用牛生産 施	施設設置後3年目(ただ	あっては5年目)までの	した対象施設全てにつ	について利用状況の確	
の新規参入等を支援すし	、、肉用牛生産の新規参	ものの利用状況の調査	いて、施設設置後3年目	認を行った。達成度合は	
る事業にあっては5年 入	人等を支援する事業に	と必要に応じた現地調	までのもの (15 件) 及び	100% (30件/30件)で	
目)までは利用状況の調しあ	かっては5年目) までの	査の実施	5年目までのもの (15	あった。	
査を行う。	らのの利用状況の調査	分母を対象件数とし、	件) について利用状況を		
<u>を</u>	を行う。	分子を確認した件数と	確認した。	<課題と対応>	
		する。		特になし	
		s :達成度合は100%で			
		あり、かつ、その達成の			
		ための特に優れた取組			
		内容が認められる			
		a :達成度合は100%で			
		あり、かつ、その達成の			
		ための優れた取組内容			
		が認められる			
		b:達成度合は100%で			

		あった			
		c:達成度合は、80%以			
		上 100%未満であった			
		d:達成度合は、80%未			
		満であった			
また、3年(ただし、	また、3年(ただし、肉	才 事後評価	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
肉用牛生産の新規参入	用牛生産の新規参入等	分母を効用が費用以	目標年を3年(肉用牛	評定 b	
等を支援する事業にあ	を支援する事業にあっ	下となった件数とし、分	生産の新規参入等を支	投資効率1以下のも	
っては5年)を経過した	ては5年)を経過した年	子を現地調査等を通じ	援する事業にあっては	のについて、改善策に基	
年に、事後評価を行うこ	に、事後評価を行うこと	改善を指導した件数と	5年)としている施設 13	づく現地指導を実施し	
ととし、事業を実施した	とし、事業を実施した効	する。	件について、事後評価報	た。達成度合いは100%	
効用が費用以下となる	用が費用以下となる場	s : 達成度合は 100%で	告書を徴取し、効用が費	であった。(1件/1件)	
場合は、現地調査等を通	合は、現地調査等を通	あり、かつ、その達成の	用を上回ったか否かの		
じ、改善を指導する。	じ、改善を指導する。	ための特に優れた取組	審査・確認を行った。	<課題と対応>	
		内容が認められる	その結果、肉用牛生産	特になし	
		a : 達成度合は 100%で	の新規参入等を支援す		
		あり、かつ、その達成の	る事業1件について、投		
		ための優れた取組内容	資効率が1以下となり、		
		が認められる	事業実施主体から提出		
		b:達成度合は100%で	のあった改善策に基づ		
		あった	き現地指導を実施した。		
		c:達成度合は、80%以			
		上 100%未満であった	なお、肉用牛生産の新		
		d:達成度合は、80%未	規参入等を支援する事		
		満であった	業は、平成27年度から		
			国へ移管している。		
		カ事務処理手続の迅		<評定と根拠>	
·	速化、進行管理の徹底等	·	進行管理システムの		
		分母を受理した要領、			
の交付決定については、	ら要領及び事業実施計	実施計画及び交付申請	主体から要領及び事業	活用等により、速やかな	
		の合計件数とし、分子を			
		このうち 10 業務日以内			
を行う。	間並びに補助金の交付	で行った要領、実施計画	の期間並びに補助金の	100% (1,285 件/1,285	
		の承認通知及び交付決			
		定の通知の合計件数と			
	での期間を 10 業務日以	する。	うまでの期間は、総受理	<課題と対応>	
	内とする。	s : 達成度合は 100%で	件数1,285件の全てにつ	特になし	
		あり、かつ、その達成の	いて 10 業務日以内であ		

	1	- 1				
			ための特に優れた取組	った。		
			内容が認められる	(内訳)		
			a :達成度合は100%で	畜産分野:959件/959件		
			あり、かつ、その達成の	野菜分野:326件/326件		
			ための優れた取組内容			
			が認められる			
			b : 達成度合は 100%で			
			あった			
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
才	新規等の補助事業	オ 新規等の補助事業	キ 新規等の補助事業	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
12-	ついては、事業効果を	については、事業効果を	への適切な評価手法の	令和元年度拡充事業	評定 b	
適均	切に評価できる手法	適切に評価できる手法	導入	である酪農経営支援総	新規等の補助事業に	
<u>を</u> 込	導入するとともに、事	を導入する。また、事業	分母を新規等の補助	合対策に係る地域の生	ついて、適切な評価手法	
業等	実施状況等を踏まえ、	実施状況等を踏まえ、必	事業数とし、分子を評価	産体制強化事業等の4	の導入を行うことがで	
必要	要に応じ、評価手法の	要に応じ、評価手法の改	手法導入事業数とする。	事業により整備する器	きた。達成度合は 100%	
改善改善	善を行う。	善を行う。	s : 達成度合は 100%で	具・機材について、コス	(4事業/4事業) であ	
			あり、かつ、その達成の	ト分析基準の改定又は	った。	
			ための特に優れた取組	見直しを行った。		
			内容が認められる	なお、令和元年度予備	<課題と対応>	
			a : 達成度合は 100%で	費で措置された学校給	特になし	
			あり、かつ、その達成の	食用牛乳の供給停止に		
			ための優れた取組内容	伴う需給緩和対策事業		
			が認められる	については、新型コロナ		
			b : 達成度合は 100%で	ウイルス感染症対策と		
			あった	して緊急的に実施した		
			c:達成度合は、80%以	事業であり、その性格		
			上 100%未満であった	上、新たな評価手法の導		
			d:達成度合は、80%未	入になじまなかったた		
			満であった	め、達成度合の算定に含		
				めていない。		
				【参考】新たなコスト分		
				析基準の改定又は見直		
				しを行った事業		
				①酪農経営支援総合対		
				策事業のうち地域の		
·	'	'		•		

				生産体制強化事業		
				②堆肥舎等長寿命化推		
				進事業のうち、地域の		
				実情に応じた堆肥舎		
				等の長寿命化のため		
				の補修の実証の取組		
				③酪農労働省力化推進		
				施設等緊急整備対策		
				事業のうち、後継牛預		
				・ 託育成体制整備事業		
				④酪農労働省力化推進		
				施設等緊急整備対策		
				事業のうち、労働負担		
				事業のプラ、カ側貝担 軽減事業		
			カー 証年工法の以来に	ノナ亜み类が安体へ	/ 証点 1. 担 揃 /	
			ク 評価手法の必要に		<評定と根拠>	
			応じた改善等	事業実施状況等を踏	評定一	
			s:取組は十分であり、	まえた結果、令和元年度	, 크메 브로	
			かつ、目標を上回る顕著			
			な成果があった	善等の必要がなかった。	特になし	
			a:取組は十分であり、			
			かつ、目標を上回る成果			
			があった			
			b:取組は十分であった			
			c:取組はやや不十分で			
			あり、改善を要する			
			d:取組は不十分であ			
			り、抜本的な改善を要す			
			3			
	カ 畜産業振興事業等				<評定と根拠>	
	について、決算上の不用			平成 30 年度事業のう		
				ち不用額が大きい事業		
			かつ、目標を上回る顕著	について、その理由を分	について、その理由を適	
	成された基金について、	由の分析を行う。	な成果があった	析し、令和元年7月5日	切に分析した。	
	補助金等の交付により		a:取組は十分であり、	に開催した補助事業に		
	造成した基金等に関す		かつ、目標を上回る成果	関する第三者委員会に	<課題と対応>	
	る基準(平成 18 年8月		があった	おいて、その結果を報告	特になし	
	15 日閣議決定。以下「基		b:取組は十分であった	した。		
	金基準」という。) 等に		c:取組はやや不十分で			
	·					

	準じて定めた基準に基		あり、改善を要する			
	づき、国における事業の		d:取組は不十分であ			
	改廃に資するよう、毎年		り、抜本的な改善を要す			
	度見直しを実施する。そ		る			
	の上で、保有資金及び事					
	業実施主体に造成して					
	いる基金については、機					
	構の業務実施に必要な					
	経費を確保する。					
		(イ)造成された基金に	コー基金の見直し	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	
		ついて、補助金等の交付	 s:取組は十分であり、	基金基準等に準じて	評定 b	<u> </u>
				定めた基金管理基準に		
		に関する基準 (平成 18	な成果があった	基づき6基金の見直し	き、基金の見直しを行う	
			a:取組は十分であり、		ことができた。	
			かつ、目標を上回る成果			
		う。)等に準じて定めた		の低い加工原料乳生産	<課題と対応>	
				者経営安定対策事業の		
		直しを行う。		基金の一部を返還させ	111(-,20	
			あり、改善を要する	た。		
			d:取組は不十分であ	100		
			り、抜本的な改善を要す			
			3、1次本的な以音を安す			
			\(\sigma\)			
7 1 C T の 活 田 に ト		7 ICTの活用によ	○7 ICTの活用に	 <主要な業務実績>	<評定と根拠>	
る業務の効率化				と と と と と と と と と と		
		TPP等政策大綱に				
基づく制度改正等を踏						
		まえて、ICTの活用等		行管理及び資金管理機		
		を検討し、業務運営の効				
率化を推進する。				独法会計基準の改訂(運		
学化を推進する。	学化を推進する。	学化と推進する。				
				営費交付金の収益化基準及びおびよい。		
				準及びセグメント区分		
				に基づく情報開示)に対		
				応するため、新たな財務	ぐさ <i>に</i> 。	
				会計システムを構築し	∠ 寺田 日本) エレー・ヘ	
			り、抜本的な改善を要す		<課題と対応>	
			3	また、同システムにつ	特になし	
				いて、担当職員に対する		
				研修会を複数回開催し、		

				新年度から新たなシス		
				テムに対応するための		
				準備を行った。		
第5 財務内容の改善	8 砂糖勘定の短期借	8 砂糖勘定の短期借	○8 砂糖勘定の短期			
に関する事項	入に係るコストの抑制	入に係るコストの抑制	借入に係るコストの抑			
			制			
3 砂糖勘定の短期借	砂糖勘定の累積欠損	砂糖勘定の累積欠損	(指標=適切な方法に	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
入れに係るコストの抑	があることから、「糖価	があることから、「糖価	よる借入金融機関の決	短期借入金の借入れ	評定 b	
制	調整制度の安定的な運	調整制度の安定的な運	定、適切な借入期間の設	に当たり、平成 31 年 3	競争性を持たせた借	
砂糖勘定の累積欠損	営に向けた取組につい	営に向けた取組につい	定)	月 18 日に一般競争入札	入金融機関の決定及び	
があることから、「糖価	て」(平成22年9月農林	て」(平成22年9月農林	s:取組は十分であり、	を実施(応札金融機関:	適切な借入期間の設定	
調整制度の安定的な運	水産省公表) に基づき負	水産省公表) に基づき負	かつ、目標を上回る顕著	3者) し、令和元年度の	により、借入コストの抑	
営に向けた取組につい	担者からの調整金収入	担者からの調整金収入	な成果があった	借入金融機関を決定し	制に努めることができ	
て」(平成22年9月農林	及び生産者等への交付	及び生産者等への交付	a:取組は十分であり、	た結果、借入利率のうち	た。	
水産省公表)に基づき負	金支出の適正化等の収	金支出の適正化等の収	かつ、目標を上回る成果	固定利率(スプレッド)		
担者からの調整金収入	支改善に向けて講じら	支改善に向けて講じら	があった	は、0%となった。	<課題と対応>	
及び生産者等への交付	れている取組を踏まえ、	れている取組を踏まえ、	b:取組は十分であった	また、変動利率(日本	特になし	
金支出の適正化等の収	交付金の交付等を適正	交付金の交付等を適正	c:取組はやや不十分で	円 TIBOR)については、		
支改善に向けて講じら	に実施するとともに、短	に実施するとともに、短	あり、改善を要する	5月の大型連休及び年		
れている取組を踏まえ、	期借入れを行うに当た	期借入れを行うに当た	d:取組は不十分であ	末年始を除き全ての借		
交付金の交付等を適正	っては、短期金融市場の	っては、短期金融市場の	り、抜本的な改善を要す	入期間を1週間以内と		
に実施するとともに、短	金利動向を踏まえた適	金利動向を踏まえた適	る	したことにより、年間を		
期借入れを行うに当た	切な借入期間の設定等、	切な借入期間の設定等、		通じて 0.0147%となっ		
っては、短期金融市場の	借入コストの抑制に努	借入コストの抑制に努		た。以上により短期借入		
金利動向を踏まえた適	める。	める。		金の金利は、0.0147%と		
切な借入期間の設定等、				なった。(短期プライム		
借入コストの抑制に努				レート: 1.475%)		
める。						

(契約に係る事務手続等)

契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。

契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあっては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経 理担当理事、経理担当総括調整役、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。

また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」(19農畜機第4914号)及び「複数年度契約について」(20農畜機第3538号)により適切に措置している。

(第三者への再委託)

委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、書面により機構の承認を得ることを契約事務細則で定めており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。令和元年度においては18件(少額随意契約を除く)について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。

(一者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②IT技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、③調達情報の「メルマガ」配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づく公告時期の早期化、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組を実施した結果、一者応札は32件(前年度46件)となった。

(法人の長に対する報告)

令和元年6月 20 日に開催された第 11 回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に 報告し、点検・評価を受けた。

(会計検査院からの指摘への対応)

令和元年度は指摘なし

第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3	財務運営の適正化及び資金の管理及び運用							

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)	
		(前中期目標期間最終年度						当該年度までの累積値等、必要な情	
		値等)						報	

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善	第3 予算(人件費の見	第3 予算、収支計画及	◎第3 予算、収支計画			
に関する事項	積りを含む。)、収支計画	び資金計画	及び資金計画			
	及び資金計画					
	1~3 [略]	1~3 [略]				
1 財務運営の適正化	4 財務運営の適正化	4 財務運営の適正化	○1 財務運営の適正	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
			化	「独立行政法人農畜産	評定 b	
中期目標期間におけ	独立行政法人会計基	独立行政法人会計基	(1) 収益化単位の業務	業振興機構の運営費交	引き続き収益化単位	
る予算、収支計画及び資	準の改訂 (平成 12 年 2	準 (平成 12 年 2 月 16 日	毎の予算と実績の適正	付金収益化に係る基準	の業務毎に予算と実績	
金計画を適正に計画す	月 16 日独立行政法人会	独立行政法人会計基準	な管理	等について〔平成 28 年	の管理を行うことがで	
るとともに、効率的に執	計基準研究会策定、平成	研究会策定)等により、	s:取組は十分であり、	3月 31 日付〕〔27 農畜	きた。	
行する。	27年1月27日改訂)等	運営費交付金の会計処	かつ、目標を上回る顕著	機第 5928 号〕」等に基づ		
独立行政法人会計基	により、運営費交付金の	理として、業務達成基準	な成果があった	き、引き続き収益化単位	<課題と対応>	
準の改訂(平成 12 年 2	会計処理として、業務達	による収益化が原則と	a:取組は十分であり、	の業務毎に予算と実績	特になし	
月 16 日独立行政法人会	成基準による収益化が	されたことを踏まえ、引	かつ、目標を上回る成果	の管理を行った。		
計基準研究会策定、平成	原則とされたことを踏	き続き収益化単位の業	があった			
27年1月27日改訂)等	まえ、引き続き収益化単	務毎に予算と実績を適	b:取組は十分であった			
により、運営費交付金の	位の業務毎に予算と実	正に管理する。	c:取組はやや不十分で			
会計処理として、業務達	績を適正に管理する。		あり、改善を要する			
成基準による収益化が			d:取組は不十分であ			
原則とされたことを踏			り、抜本的な改善を			
まえ、引き続き収益化単			要する			
位の業務毎に予算と実						
績を適正に管理する。						

),), ⇔t⇒t, t .t	1. 2. ⇔1 <i>⇒t</i> - t - t),), ⇒t <i>⇒t</i> , t .t □	(a \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		, deputs to the tree of	
また、財務内容の一層				<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
の透明性を確保する観			た適切な区分に基づく			
点から、業務内容等に応	- , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		セグメント情報の開示			
	じた適切な区分に基づ			た適切な区分に基づく		
			s:取組は十分であり、	セグメント情報の開示		
示する。	示する。	示する。	かつ、目標を上回る顕著	を行った。	セグメント情報の開示	
			な成果があった		を行うことができた。	
			a:取組は十分であり、			
			かつ、目標を上回る成果		<課題と対応>	
			があった		特になし	
			b:取組は十分であった			
			c:取組はやや不十分で			
			あり、改善を要する			
			d:取組は不十分であ			
			り、抜本的な改善を要す			
			る			
2 資金の管理及び運	5 資金の管理及び運	5 資金の管理及び運	○2 資金の管理及び	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
用	用	用	運用	「資金管理運用基準」	評定 b	
資金の管理及び運用	資金の管理及び運用	資金の管理及び運用	「資金管理運用基準」	に基づき、事業資金等の	支払に必要な資金は、	
においては、安全性に十	においては、安全性に十	においては、「資金管理	に基づく、安全性に十分	うち流動性の確保が必	支払が滞ることなく効	
分留意しつつ効率的に	分留意しつつ効率的に	運用基準」に基づき、安	留意した効率的な運用	要な資金については、支	率的に運用した。	
行う。	行う。	全性に十分留意しつつ	(指標=毎月2回以上	払計画に基づき余裕金	また、長期運用が可能	
		効率的に行う。	の運用、有価証券による	の発生状況を把握し、主	な資金についても、安全	
		(1)事業資金等のうち	運用の実施)	に大口定期預金による	性に留意しつつ有価証	
		流動性の確保が必要な	s:取組は十分であり、	運用を毎月2回以上実	券による効率的な運用	
		資金については、支払計	かつ、目標を上回る顕著	施した。	を行うことができた。	
		画に基づき余裕金の発	な成果があった	また、資本金、事業資		
		生状況を把握し、主に大	a:取組は十分であり、	金の一部については、満	<課題と対応>	
		口定期預金による運用	かつ、目標を上回る成果	期償還の額や時期、新た	特になし	
		を毎月2回以上実施す	があった	に長期運用が可能な余		
		る。	b:取組は十分であった	裕金の発生状況を把握		
		(2) 資本金、事業資金	c:取組はやや不十分で	し、有価証券による運用		
		の一部については、満期	あり、改善を要する	を実施した。		
		償還の有無、長期運用が	d:取組は不十分であ			
		可能な余裕金の発生状	り、抜本的な改善を要す			
		況を把握し、有価証券に	る			
		よる運用を実施する。	(経済情勢、農畜産業を			
		•	巡る情勢、国際環境の変			
			化等を踏まえた政策的			
			要因による影響があっ			
			た場合には、これを捨象			
			して評価する。)			
				<u> </u>	l	

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金 765 億円及び畜産業振興資金 3,163 億円(関連法人等に対する出資金見合等 72 億円を含む。)、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金 381 億円を令和元年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

(関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。 これらについては、令和元年5月~9月の間に出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。 なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

(目的積立金等の状況)

法人全体

(単位:百万円、%)

公八王 件				`	十四・ログロ、 /0/
	平成 30 年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
	(初年度)				(最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	35, 612	31, 118			
目的積立金		_			
積立金	_	608			
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	351	586			
当期の運営費交付金交付額(a)	2, 441	2, 608			
うち年度末残高(b)	351	235			
当期運営費交付金残存率(b÷a)	14. 4	9. 0			

⁽注)金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定

(単位:百万円、%)

m / 					•	1 - 1 7 7 7
		平成 30 年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
		(初年度)				(最終年度)
前期中期目	標期間繰越積立金	870	870			
目的積立金		_	_			
積立金		_	0			
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付	金債務	188	294			
当期の運営	費交付金交付額(a)	793	737			
	うち年度末残高(b)	188	106			
当期運営費	交付金残存率(b÷a)	23. 7	14. 4			

<u>(注)</u> 金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定

(単位:百万円、%)

	平成 30 年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
	(初年度)				(最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	27, 622	25, 293			
目的積立金	_	_			
積立金	_	_			
うち経営努力認定相当額					

(注1)金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

(単位:百万円、%)

• • • • • • • •						
		平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
目的積立金		_	_			
積立金		_	354			
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付金		80	162			
当期の運営	費交付金交付額(a)	357	489			
	うち年度末残高(b)	80	83			
当期運営費交付金残存率(b÷a)		22. 4	17.0			

(注)金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位:百万円、%)

	平成 30 年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
	(初年度)				(最終年度)
目的積立金	_	_			
積立金	_	_			
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	60	86			
当期の運営費交付金交付額(a)	926	1, 007			
うち年度末残高(b)	60	27			
当期運営費交付金残存率(b÷a)	6. 5	2.7			

(注)金額は、百万円未満四捨五入である。

でん粉勘定

*** 1/4 / / / /					
	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	2, 960	2, 960			
目的積立金	_	_			
積立金	_	254			
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	15	30			
当期の運営費交付金交付額(a)	311	314			
うち年度末残高(b)	15	15			
当期運営費交付金残存率(b÷a)	4.8	4.8			

⁽注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定 (単位:百万円、%)

1 3/13 3 1 🖂 3/					'	1 12 . 12 / 4 / 6/
		平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期日	目標期間繰越積立金	4, 161	1, 994			(
目的積立金			_			
積立金		_	0			
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付	†金債務	9	13			
当期の運営費交付金交付額(a)		54	61			
	うち年度末残高(b)	9	5			
当期運営費	交付金残存率(b÷a)	16. 7	8. 2			

⁽注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

第4 短期借入金の限度額

1.当事務及び事業に関する基本情報										
4	短期借入金の限度額									

2	2. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)			
			(前中期目標期間最終年度						当該年度までの累積値等、必要な情			
			値等)						報			

3.	各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年	F度評価に係る自己評価及	び主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	_	第4 短期借入金の限	第4 短期借入金の限	◎第4 短期借入金の			
		度額	度額	限度額			
		1 運営費交付金の受	1 運営費交付金の受	短期借入金額の十分			
		入れの遅延等による資	入れの遅延等による資	な精査			
		金の不足となる場合に	金の不足となる場合に	○1 運営費交付金の	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
		おける短期借入金の限	おける短期借入金の限	受入の遅延等による資	資金の状況を常に把	評定-	
		度額は、単年度4億円と	度額は、4億円とする。	金の不足となる場合に	握した結果、借入れの必		
		する。		おける短期借入れ	要はなかった。	<課題と対応>	
				s:取組は十分であり、		特になし	
				かつ、目標を上回る顕著			
				な成果があった			
				a:取組は十分であり、			
				かつ、目標を上回る成果			
				があった			
				b:取組は十分であった			
				c:取組はやや不十分で			
				あり、改善を要する			
				d:取組は不十分であ			
				り、抜本的な改善を要す			
				る			
		2 国内産糖価格調整	2 国内産糖価格調整	○2 国内産糖価格調	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
		事業の甘味資源作物交	事業の甘味資源作物交	整事業の甘味資源作物	期中における短期借	評定 b	
		付金及び国内産糖交付	付金及び国内産糖交付	交付金及び国内産糖交	入金残高(最高額 250.6	機構は輸入糖等から	
		金の支払資金の一時不	金の支払資金の一時不	付金の支払資金の一時	億円) は借入限度額の範	調整金を徴収し、これを	

足となる場合における	足となる場合における	不足となる場合におけ	囲内であった。	主な財源として、甘味資
短期借入金の限度額は、	短期借入金の限度額は、	る短期借入れ	具体的には、期首の借	源作物生産者等に交付
単年度 800 億円とする。	800 億円とする。	s:取組は十分であり、	入金残高169億円及び交	金を交付する国内産糖
		かつ、目標を上回る顕著	付金支払不足額522億円	価格調整事業を実施し
		な成果があった	のうち、440 億円を調整	ているが、当該事業の支
		a:取組は十分であり、	金収入等により償還し、	払財源である調整金収
		かつ、目標を上回る成果	残りの251億円について	入の単価や生産者等へ
		があった	借換えを行った。	の交付金単価等は、農林
		b:取組は十分であった	機構は輸入糖等から	水産省が決定すること
		c:取組はやや不十分で	調整金を徴収し、これを	となっている。
		あり、改善を要する	主な財源として、甘味資	砂糖勘定の短期借入
		d:取組は不十分であ	源作物生産者等に交付	金は、機構が制度を的確
		り、抜本的な改善を要す	金を交付する国内産糖	に運営した結果、甘味資
		る	価格調整事業を実施し	源作物交付金及び国内
			ているが、当該事業の支	産糖交付金の支払資金
			払財源である調整金収	等の不足について借り
			入の単価や生産者等へ	入れたものであり、借入
			の交付金単価等は、農林	れに至った理由等は適
			水産省が決定すること	切であった。また、借入
			となっている。砂糖勘定	先を入札で決定する等
			の短期借入金は、機構が	により、借入利率を低く
			制度を的確に運営した	抑え金利負担の軽減を
			結果、甘味資源作物交付	図ることができた。
			金及び国内産糖交付金	
			の支払資金等の不足額	<課題と対応>
			について借り入れたも	特になし
			のである。	
			【期末借入残高の推移】	
			<30 年度>169 億円	
			<元年度>251 億円	
3 でん粉価格調整事	3 でん粉価格調整事	○3 でん粉価格調整	<主要な業務実績>	<評定と根拠>
業のでん粉原料用いも	業のでん粉原料用いも	事業のでん粉原料用い	資金の状況を把握し	評定一
交付金及び国内産いも	交付金及び国内産いも	も交付金及び国内産い	た結果、借入れの必要は	
でん粉交付金の支払資	でん粉交付金の支払資	もでん粉交付金の支払	なかった。	<課題と対応>
金の一時不足となる場	金の一時不足となる場	資金の一時不足となる		特になし
合における短期借入金	合における短期借入金	場合における短期借入		
の限度額は、単年度 120	の限度額は、120億円と	ħ		
億円とする。	する。	s:取組は十分であり、		
		かつ、目標を上回る顕著		
		な成果があった		
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

a:取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成果 があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分で あり、改善を要する d:取組は不十分であ り、抜本的な改善を要す る	

(砂糖勘定の繰越欠損金)

繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。

令和元年度においては、調整金等収入506億円に対し、交付金等支出572億円で65億円の調整金の収支差が生じたことから、令和元年度末における砂糖勘定の調整金に係る繰越欠損金は277億円となった。

1. 当事務及び事業に関	関する基本情報
5	1 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、
	並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付
	2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付

2	. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)			
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な			
			度値等)						情報			

3. 名	各事業年度の業務に係	る目標、計画、業務実績、	年度評価に係る自己評価	T及び主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
_	_	第5 不要財産又は不	第5 不要財産又は不	◎第5 不要財産又は			
		要財産となることが見	要財産となることが見	不要財産となることが			
		込まれる財産がある場	込まれる財産がある場	見込まれる財産がある			
		合には、当該財産の処	合には、当該財産の処	場合には、当該財産の			
		分に関する計画	分に関する計画	処分に関する計画			
		緊急的な経済対策と	緊急的な経済対策と	○1 緊急的な経済対	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
		して平成21年度補正予	して平成21年度補正予	策として平成21年度補	緊急的な経済対策と	評定 b	
		算、平成24年度補正予	算、平成24年度補正予	正予算、平成24年度補	して平成21年度補正予	国からの納入告知に	
		算、平成25年度補正予	算、平成25年度補正予	正予算、平成25年度補	算、平成24年度補正予	基づき、計画どおり国	
		算及び平成26年度補正	算及び平成26年度補正	正予算及び平成 26 年度	算、平成25年度補正予	庫納付を行うことがで	
		予算で措置された畜産	予算で措置された畜産	補正予算で措置された	算及び平成 26 年度補正	きた。	
		業振興事業の実施に伴	業振興事業の実施に伴	畜産業振興事業の実施	予算で措置された畜産		
		う返還金等、並びに畜	う返還金等、並びに畜	に伴う返還金等、並び	業振興事業に係る返還	<課題と対応>	
		産高度化支援リース事	産高度化支援リース事	に畜産高度化支援リー	金等の不要となる資金	特になし	
		業及び配合飼料価格安	業及び配合飼料価格安	ス事業及び配合飼料価	については、令和元年		
		定基金運営円滑化等事	定基金運営円滑化等事	格安定基金運営円滑化	10月30日に1,339百万		
		業の実施に伴う返還金	業の実施に伴う返還金	等事業の実施に伴う返	円の国庫納付を行っ		
		等について、各年度に	等について、各年度に	還金等の金銭による納	た。		
		発生した当該返還金等	発生した当該返還金等	付	また、配合飼料価格		
		をその翌年度までに金	をその翌年度までに金	s:取組は十分であり、	安定基金運営円滑化等		
		銭により国庫に納付す	銭により国庫に納付す	かつ、目標を上回る顕	事業に係る返還金		
		る。	る。	著な成果があった	29,765 百万円を令和元		
					年 10 月 30 日及び令和		
				a:取組は十分であり、	2年3月13日に国庫納		

			かつ、目標を上回る成	付した。			
			果があった				
			b:取組は十分であっ				
			た				
			c:取組はやや不十分				
			であり、改善を要する				
			d:取組は不十分であ				
			り、抜本的な改善を要				
			する				
	平成23年に発生した	平成23年に発生した	○ 2 平成 23 年度予	<主要な業務実績>	<評定と根拠>		
	東北地方太平洋沖地震	東北地方太平洋沖地震	備費で措置された畜産	平成23年度に牛肉・	評定 b		
	に伴う原子力発電所の	に伴う原子力発電所の	業振興事業の実施に伴	稲わらセシウム関連緊	国からの納入告知に		
	事故により汚染された	事故により汚染された	う返還金等の金銭によ	急対策として予備費を	基づき、計画どおり四		
	稲わらが原因で牛肉か	稲わらが原因で牛肉か	る納付	財源に措置した対策の	半期毎に国庫納付を行		
	ら暫定規制値を超える	ら暫定規制値を超える	s:取組は十分であり、	うち、肉用牛肥育経営	うことができた。		
	放射性セシウムが検出	放射性セシウムが検出	かつ、目標を上回る顕	緊急支援事業に係る、			
	された件に対する緊急	された件に対する緊急	著な成果があった	返還金等 40 百万円を平	<課題と対応>		
	対策として平成23年度	対策として平成23年度		成 31 年 4 月 26 日、令	特になし		
	予備費で措置された畜	予備費で措置された畜	a:取組は十分であり、	和元年7月31日、10月			
	産業振興事業の実施に	産業振興事業の実施に	かつ、目標を上回る成	30 日及び令和2年1月			
	伴う返還金等につい	伴う返還金等につい	果があった	28 日に国庫納付した。			
	て、早期に金銭により	て、金銭により国庫に	b:取組は十分であっ				
	国庫に納付する。	納付する。	た				
			c:取組はやや不十分				
			であり、改善を要する				
			d:取組は不十分であ				
			り、抜本的な改善を要				
			する				
	l l	1	i	i	i e	i e	

特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しよう	とするときは、その計画	

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度						当該年度までの累積値等、必要な情
			値等)						報

3	. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年	三度評価に係る自己評価及び	ド主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	く績・自己評価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	_	第6 第5に規定する	第6 前号に規定する		<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
		財産以外の重要な財産	財産以外の重要な財産	_	実績なし	評定一	
		を譲渡し、又は担保に供	を譲渡し、又は担保に供				
		しようとするときは、そ	しようとするときは、そ			<課題と対応>	
		の計画	の計画			_	
		予定なし	予定なし				

4. その他参考情報
特になし

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関す	する基本情報	
7	剰余金の使途	

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度						当該年度までの累積値等、必要な情
			値等)						報

3.	各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年	- 	び主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	_	第7 剰余金の使途	第7 剰余金の使途	◎第7 剰余金の使途	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
		人材育成のための研	人材育成のための研	剰余金の使途につい	業務運営に必要なも	評定一	
		修、職場環境等の充実な	修、職場環境等の充実な	て、中期計画に定めた使	のに充てるべき剰余金		
		ど業務運営に必要なも	ど業務運営に必要なも	途に充てた結果、当該事	はなかった。	<課題と対応>	
		のに充てる。	のに充てる。	業年度に得られた成果		特になし	
				s:取組は十分であり、			
				かつ、目標を上回る顕著			
				な成果があった			
				a:取組は十分であり、			
				かつ、目標を上回る成果			
				があった			
				b:取組は十分であった			
				c:取組はやや不十分で			
				あり、改善を要する			
				d:取組は不十分であ			
				り、抜本的な改善を要す			
				る			

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
$8 - 1 \sim 8 - 8$	8-1 ガバナンスの強化		8-4 消費者等への広報
	(1) 内部統制の充実・強化		(1) 消費者等への情報提供
	(2) コンプライアンスの推進		(2) ホームページの機能強化
	8-2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む	,)	8-5 情報セキュリティ対策の向上
	(1)職員の人事に関する方針		(1)情報セキュリティ対策の向上
	(2)人員に関する指標		(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備
	(3)業務運営能力等の向上		8-6 施設及び設備に関する計画
	8-3 情報公開の推進		8-7 積立金の処分に関する事項
	(1)情報開示及び照会事項への対応		8-8 長期借入れを行う場合の留意事項
	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進		

評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
		(前中期目標期間						当該年度までの累積値等、必要な情
		最終年度値等)						報
情報提供した事項に	_	3件	3件	5件				
対する照会件数				-				
目標業務日以内に対		3件	3件	5件				
応した件数	対応							
達成度合	_	100%	100%	100%				
機構からの直接補助	_	2回	2 回	2 回				
対象者等に係る情報								
公表回数								
目標業務日以内に対	9月末までの公	2回	2 回	2 旦				
応した回数	表							
達成度合	_	100%	100%	100%				
生産者等への資金に	_	2回	2 回	2 回				
係る情報公表回数								
目標業務日以内に対	9月末までの公	2回	2 回	2 回				
応した回数	表							
達成度合	_	100%	100%	100%				
輸入指定糖等から徴	_	4回	4 回	4 回				
収した調整金の総額								
等に係る情報公表回								
数								
目標業務日以内に対	四半期終了月の	4回	4回	4回				
応した回数	翌月末までの公							
	表							
達成度合	_	100%	100%	100%				

機構からの補助金に	_	7基金	7基金	6基金		
より造成された基金						
数						
保有状況等を公表し	全ての基金につ	7基金	7基金	6基金		
た基金数	いて公表					
達成度合	_	100%	100%	100%		
事業返還金を含む経	_	1回	1 回	1 回		
理の流れに係る情報						
公表回数						
目標業務日以内に対	9月末までの公	1 回	1 回	1 回		
応した回数	表					
達成度合	_	100%	100%	100%		

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第6 その他業務運営	第8 その他主務省令	第8 その他主務省令	◎第8 その他農林水			
に関する重要事項	で定める業務運営に関	で定める業務運営に関	産省令で定める業務運			
	する事項	する事項	営に関する事項			
1 内部統制の充実・強	1 ガバナンスの強化	1 ガバナンスの強化	○1 ガバナンスの強			
化			化			
法令等を遵守しつつ	(1) 内部統制の充	(1) 内部統制の充	(1) 内部統制の充			
適正に業務を行い、機構	実・強化	実・強化	実・強化			
に期待される役割を適	法令等を遵守しつつ	内部統制の充実・強化				
切に果たしていくため、	適正に業務を行い、機構	を図るため、次の取組を				
「独立行政法人の業務	に期待される役割を適	行い、必要に応じて規程				
の適正を確保するため	切に果たしていくため、	等を見直す。				
の体制等の整備」(平成	「独立行政法人の業務	ア 内部統制を適切に	アのお統制の推進	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
26年11月28日総管査第	の適正を確保するため	推進するための内部統	s:取組は十分であり、	令和元年5月27日に	評定 b	
322 号総務省行政管理局	の体制等の整備」(平成	制委員会を開催し、各種	かつ、目標を上回る顕著	内部統制委員会を開催	内部統制委員会を2回	
長通知) に基づき業務方	26年11月28日総管査第	内部統制の取組に係る	な成果があった	し、各種内部統制の取組	開催し各種取組に関す	
法書に定めた事項を適	322 号総務省行政管理局	モニタリングを実施す	a:取組は十分であり、	に係る平成 29 年度の点	る点検等を通じ、PDCA	
正に実施するとともに、	長通知)に基づき業務方	る。	かつ、目標を上回る成果	検結果のフォローアッ	サイクルによる確実な	
実施状況についてモニ	法書に定めた事項を適		があった	プ及び平成30年度のモ	検証及び今後に向けた	
タリングを行い、必要に	正に実施するとともに、		b:取組は十分であった	ニタリング結果の点検	対応の検討を行うこと	
応じて規程等を見直す	実施状況についてモニ		c:取組はやや不十分で	を行ったほか、業務の正	ができた。また、イント	
等、内部統制の更なる充	タリングを行い、必要に		あり、改善を要する	確な執行の確保に資す	ラネットを通じた内部	
実・強化を図る。	応じて規程等を見直す		d:取組は不十分であ		統制に関する情報の職	
	等、内部統制の更なる充		り、抜本的な改善を要す		員への共有についても	
保持に対する役職員の	実・強化を図る。		る		改善し、併せてその浸	
意識向上を図るため、外					透・推進を十分に図っ	
部有識者を含むコンプ				各部への共有を図った。	た。行動憲章について	

ライアンス委員会で審			また、9月24日にも	は、機構業務の特性等を	
議された計画に基づく			同委員会を開催し、前年	踏まえた見直しを行う	
コンプライアンスを推			度に策定した「内部統制	ことができた。	
進する。			に関する改善方針」に係		
			る具体化方策の実施状	<課題と対応>	
			況の点検を行った。この	9月に開催した内部	
			ほか、内部統制に関する	統制委員会では、「内部	
			職員の理解の向上に資	統制に関する改善方針」	
			するため、イントラネッ	に係る具体化方策の実	
			トに関連情報を一覧性	施状況について概ね適	
			のある形で整理・掲載し	切に対応されており、引	
			たサイトを設置した。	き続き実施していくこ	
			さらに、役職員の行動	ととされたほか、内部統	
			の拠り所となる行動憲	制に関する意識向上を	
			章について、機構業務の	図るためのアプローチ	
				を工夫することが必要	
			に向けた取組の方向性	 とされた。これを踏ま	
			を踏まえつつ、役職員の	え、今後も具体化方策の	
			意見も反映しながら見	 実施状況の定期的な点	
				検を行うとともに、職員	
				に対しては対面での周	
			った。	 知・説明の機会を増やす	
				等のより丁寧な対応を	
				図っているところ。新た	
				 な行動憲章については、	
				役職員に定着し、実践さ	
				れるよう、折に触れ周知	
				等を実施することとし	
				ている。	
	イ 理事長の意思決定	イー役員会の開催	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	
		s:取組は十分であり、	財務諸表の承認申請、		
	会を開催する。	かつ、目標を上回る顕著			
	Z C [7] [E / 00			することにより、理事長	
		a:取組は十分であり、			
		かつ、目標を上回る成果			
			補佐するため、役員会を) (C4X) / MILTO (C)	
			20 回開催し、審議を行っ	<課題と対応>	
		c:取組はやや不十分で		特になし	
		あり、改善を要する	, <u> </u>	1310.00	
		d:取組は不十分であ			
		り、抜本的な改善を要す			

		る			
	ウ 組織目標の達成等	ウ 役職員間の意思疎	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	に必要な情報を適切に	通及び情報共有化の推	組織に与えられたミ	評定 b	
	伝達し、役職員間の意思	進	ッションを有効かつ効	計画どおり幹部会を	
	疎通及び情報の共有化	s:取組は十分であり、	率的に実施するための	開催し、その内容のイン	
	を図るため、幹部会を定	かつ、目標を上回る顕著	内部統制の充実を図る	トラネットへの掲載等	
	期的に開催する。	な成果があった	ため、理事長の主催によ	を行うことを通じ、役職	
		 a:取組は十分であり、	り、原則、毎週、役員を	 員間の意思疎通及び情	
			メンバーとする幹部会		
		があった	を開催し、業務運営の方		
		 b:取組は十分であった	向性を明確に伝えると		
			ともに、組織として取り	<課題と対応>	
			組むべき課題やそれへ		
			の対応を把握・共有し、		
			その内容をイントラネ		
		3	ットに掲載するなどし		
		Δ	て役職員に広く周知し		
			た。		
			700		
	エ 平成 31 年度内部監	エー内部監査の宝施	 <主要な業務実績>	 <評定と根拠>	
		s:取組は十分であり、	内部監査年度計画(平	,,,, = ,, =	
	部監査を実施する。		成31年3月18日付け30		
	印品直で天旭りる。	な成果があった		おける被監査部署4部	
			でき、調査情報部、企画		
			調整部、畜産振興部、野		
		があった	一 一 京業務部の所掌業務、法		
			人文書の管理、保有個人		
		·	情報等の管理及び情報	$C \subset M \subset C$	
				/ 細胞 レサウト	
			セキュリティ対策について中が歌本な実体と		
			いて内部監査を実施し、	特になし	
			内部監査報告書を取り		
		3	まとめ、理事長に報告し		
			た。		
) <u> </u>]]] <i>hibi</i>		∠⊐π',	
		オーリスク管理対策の		<評定と根拠>	
	適切かつ効率的に管理		令和元年9月13日に		
			リスク管理委員会を開		
	取組を推進する。		催し、各部におけるリス		
			ク管理の実施状況等に	·	
		a:取組は十分であり、	ついて審議した。	管理に十分取り組んだ。	

		L. L. II - L. hole-orn -t. F		
	かつ、目標を上回る成果			
	があった	会での意見等を踏まえ、	<課題と対応>	
	·	リスク管理の形骸化を	特になし	
	·	防止するため、若手職員		
		を対象とした研修会を		
		実施し、リスク管理導入		
		の経緯や業務上問題と		
	る	なった最近の事例と対		
		応策などリスク管理に		
		関する幅広いテーマに		
		より説明を行った。		
		さらに、総務部と連携		
		し、イントラネット上に		
		内部統制のポータル的		
		なサイトを作成し、内部		
		統制本体に関わる情報		
		と併せ、リスク管理に係		
		る情報についても整		
		理・掲出した。		
カ 個人情報の適正な	 カ 個人情報保護対策	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
取扱いを通じた個人の	の推進	平成 31 年 4 月 25 日、	評定 b	
権利利益を保護するた	s:取組は十分であり、	令和元年6月14日及び	個人情報保護に関す	
め、個人情報の保護対策	かつ、目標を上回る顕著	6月 19 日に開催された	る研修、認識度調査、個	
を講じる。	な成果があった	個人情報保護制度の運	人情報保護管理担当者	
	a:取組は十分であり、	用に関する研修会(総務	の自己点検及びその結	
	かつ、目標を上回る成果	省) に職員4名を参加さ	果に対する指導を通じ	
	があった	せた。また、地方事務所	て、個人情報保護対策を	
			十分に推進することが	
	c:取組はやや不十分で	象に指導を行った(鹿児	できた。	
	あり、改善を要する	島:7月、10月 那覇:		
	d:取組は不十分であ	10月)。	<課題と対応>	
	り、抜本的な改善を要す	令和元年11月25日~	特になし	
	る	12 月 6 日の間に実施さ		
		れたコンプライアンス		
		に関する認識度調査に		
		おいて、個人情報の保護		
		についてセルフチェッ		
		クを行い、個人情報の漏		
		えい防止のための対応		
		いることを確認した。		
		が概ね適切に行われて		

(2) : ンプライアンス (2) : ンプライアンス の特点 (2) : シッチ (2)	 				
個人教養の確認・組出			このほか、令和2年2		
(2) コンプライアンス (2) コンプライアンス の単位 表情知: (3) お扱う (2) コンプライアンス の単位 (2) コンプライアンス (3) コンプライアンス (3) コンプライアンス (3) コンプライアンス (4) コンプライアンス			月27日から3月11日に		
(2) コングライアンス (2) コングライアンス の能態 (2) コングライアンス の能態 (2) コングライアンス の能態 (2) コングライアンス の能態 (2) コングライアンス 連急する。 コンボーン (2) コングライアンスを連急する。 コンボーン (2) コングライアンス (個人情報保護管理担当		
#薬に至るるは後の表表のは関する自己に放 を対する国民の 「企業のではするの原産のでは、 「会社のでは、			者(各課長)を対象に個		
(2) コンプライアンス (2) コンアライアンス (2) コンプライアンス (2			人情報に係る取得から		
(2) コンプライアンス の推画			廃棄に至る各段階の取		
(2) コンプライアンス の形態			扱いに関する自己点検		
(2) コンプライアンス の地面			を実施し、その結果に従		
(2) コンプライアンス の地面			って、必要な指導を行っ		
(2) コンプライアンス の推進			た。		
の機能					
接権に対する国表の 信威を確保する販点から、	(2) コンプライアンス (2) コンプライアンス	(2) コンプライアンス	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
信報を確保する観点があら、治が達する後越自の意識 に対する後越自の意識 に担するを収負の意識 に担するを収負の意識 に担立のなため、外部有 議者を含むコンプライアンス推進計 があった は悪地は十分であった は悪地は十分であった に、漁却はは十分であった に、漁却はは十分であった に、漁却はは十分であった に、漁却はは十分であった に、漁却はは十分であった に、漁却はは十分であった の適切な運用、ビラーに かんの声 に基本でイコンプライアンスを推進する。 に、漁却はマヤペモーので あり、政等を取する に、漁却はマヤペモーので あり、政等を取する は、政権は不十分であった も、政権の企政権を外 に関する政権 に は、カース 2 一次フライアンス推進財 で の。 以本本的企政審を要す で おきを通動 は 近れて 3 一次 2 一次	の推進の推進	の推進	令和元年度コンプラ	評定 b	
高、法令遵守令倫理保持 南上を図るため、コンプ 方成根状があった 石水図が 内水図が	機構に対する国民の 法令遵守や倫理保持	s:取組は十分であり、	イアンス推進計画に基	令和元年度コンプラ	
	信頼を確保する観点か に対する役職員の意識	かつ、目標を上回る顕著	づき、コンプライアンス	イアンス推進計画に基	
面上を図るため、外部有 報書を含むコンプライ 大型 では では では では では では では で	ら、法令遵守や倫理保持 向上を図るため、コンプ	な成果があった	推進相談等窓口(内部相	づき、コンプライアンス	
演奏を含わコンプライ	に対する役職員の意識 ライアンス委員会で審	a:取組は十分であり、	談窓口·外部相談窓口)	を推進することができ	
カース	向上を図るため、外部有 議された平成 31 年度コ	かつ、目標を上回る成果	の適切な運用、eラーニ	た。	
れた計画に基づくコン ブライアンスを推進する。	職者を含むコンプラインプライアンス推進計	があった	ング研修や外部講師研	また、コンプライアン	
プライアンスを推進する。	アンス委員会で審議さ 画に基づくコンプライ	b:取組は十分であった	修等の実施、認識度調	ス推進相談等窓口につ	
る。	れた計画に基づくコンアンスを推進する。	c:取組はやや不十分で	査、推進状況の点検、「コ	いて、リーフレット等の	
り、抜本的な改善を要す おる ける啓発活動、他法人等 における事例の共有、教 育資材の活用等について、計画 どおり 実施した。	プライアンスを推進す	あり、改善を要する	ンプライアンス推進週	作成・配布を通じ機構内	
る における事例の共有、教育資材の活用等について、計画どおり実施した。 計画どおり実施した。 特にコンプライアンス推進相談等窓口については、平成30年度に 策定した内部総制に関する改善方針及びその 具体化方策を踏まえ、相談者に安心感を持って 利用してもらえるよう、中堅・若年職員等との意見交換を行いつつ相談後の流れ等を記載したリーフレットや想定される相談内容を類型化	る。	d:取組は不十分であ	間」(5月、10月)にお	に改めて周知をしたほ	
育資材の活用等について、計画どおり実施した。 特にコンプライアンス推進相談等窓口については、平成30年度に策定した内部統制に関する改善力針及びその具体化方策を踏まえ、相談者に安心感を持って利用してもらえるよう、中壁・若年職員等との意見交換を行いつつ相談後の流れ等を記載したリーフレットや想定される相談内容を類型化		り、抜本的な改善を要す	ける啓発活動、他法人等	か、コンプライアンス委	
で、計画どおり実施した。 た。 特にコンプライアンス推進和談等窓口については、平成30年度に策定した内部統制に関する改善方針及びその具体化が策を踏まえ、相談者に安心感を持って利用してもらえるよう、中堅・若年職員等との意見交換を行いつつ和談後の流れ等を記載したリーフレットや想定される相談内容を類型化		る	における事例の共有、教	員会を開催し、令和元年	
た。 特にコンプライアン ス推進相談等窓口については、平成30年度に 策定した内部統制に関する改善方針及びその 具体化方策を踏まえ、相談者に安心感を持って 利用してもらえるよう、中堅・若年職員等との意見交換を行いつつ相談後の流れ等を配載した リーフレットや想定される相談内容を類型化			育資材の活用等につい	度コンプライアンス推	
特にコンプライアンス 推進相談等窓口については、平成 30 年度に 策定した内部統制に関する改善方針及びその 具体化方策を踏まえ、相談者に安心感を持つて 利用してもらえるよう、 中堅・若年職員等との意見交換を行いつつ相談後の流れ等を記載したリーフレットや想定される相談内容を類型化			て、計画どおり実施し	進計画の実施状況を報	
ス推進相談等窓口については、平成 30 年度に策定した内部統制に関する改善方針及びその具体化方策を踏まえ、相談者に安心感を持って利用してもらえるよう、中堅・若年職員等との意見交換を行いつつ相談後の流れ等を記載したリーフレットや想定される相談内容を類型化			た。	告するとともに、令和2	
いては、平成 30 年度に 策定した内部統制に関 する改善方針及びその 具体化方策を踏まえ、相 談者に安心感を持って 利用してもらえるよう、 中堅・若年職員等との意 見交換を行いつつ相談 後の流れ等を記載した リーフレットや想定さ れる相談内容を類型化			特にコンプライアン	年度コンプライアンス	
策定した内部統制に関する改善方針及びその 具体化方策を踏まえ、相談者に安心感を持って 利用してもらえるよう、 中堅・若年職員等との意 見交換を行いつつ相談 後の流れ等を記載した リーフレットや想定される相談内容を類型化			ス推進相談等窓口につ	推進計画を策定するこ	
する改善方針及びその 具体化方策を踏まえ、相 談者に安心感を持って 利用してもらえるよう、 中堅・若年職員等との意 見交換を行いつつ相談 後の流れ等を記載した リーフレットや想定さ れる相談内容を類型化			いては、平成30年度に	とができた。	
具体化方策を踏まえ、相 談者に安心感を持って 利用してもらえるよう、 中堅・若年職員等との意 見交換を行いつつ相談 後の流れ等を記載した リーフレットや想定さ れる相談内容を類型化			策定した内部統制に関		
談者に安心感を持って 利用してもらえるよう、 中堅・若年職員等との意 見交換を行いつつ相談 後の流れ等を記載した リーフレットや想定さ れる相談内容を類型化			する改善方針及びその	<課題と対応>	
利用してもらえるよう、 中堅・若年職員等との意 見交換を行いつつ相談 後の流れ等を記載した リーフレットや想定さ れる相談内容を類型化			具体化方策を踏まえ、相	特になし	
中堅・若年職員等との意 見交換を行いつつ相談 後の流れ等を記載した リーフレットや想定さ れる相談内容を類型化			談者に安心感を持って		
見交換を行いつつ相談 後の流れ等を記載した リーフレットや想定される相談内容を類型化			利用してもらえるよう、		
後の流れ等を記載した リーフレットや想定される相談内容を類型化			中堅・若年職員等との意		
リーフレットや想定される相談内容を類型化			見交換を行いつつ相談		
れる相談内容を類型化			後の流れ等を記載した		
			リーフレットや想定さ		
			れる相談内容を類型化		
			した事例集を作成し、機		

				構内に配布するなど、効		
				果的な周知を図った。		
				未的な向知を図った。 また、令和2年3月12		
				日にコンプライアンス		
				5 5 7 7 7 7 7 7 7 7		
				年度コンプライアンス		
				推進計画の実施状況を		
				報告するとともに、令和		
				2年度コンプライアン		
				ス推進計画について審		
				議の上、これを策定し		
				た。		
2 職員の人事に関す	2 職員の人事に関す					
る計画		る計画(人員及び人件費				
	の効率化に関する目標					
	を含む。)	を含む。)	標を含む。)			
機構の使命や業務の	(1) 方針	(1) 方針	◇ (1) 職員の人事に関		<評定と根拠>	
目的を自覚し、その職階		業務運営の効率化に		勤務状況管理システ		
			(指標=職員の適正な			
を十全に発揮できるよ	応した職員の適正な配	応した職員の適正な配	配置、人事評価制度等)	の勤務時間等をリアル	の一層の活性化を図る	
う、人事評価を通じて職	置を進めるとともに、職	置を進めるとともに、職	s:取組は十分であり、	タイムで把握しつつ、人	ため、職員の適正配置、	
員個々の能力や実績等	員の業務運営能力等の	員の業務運営能力等の	かつ、目標を上回る顕著	事管理・人材育成に関す	人事評価、管理職ポスト	
を的確に把握するとと	育成を図る。	育成を図る。	な成果があった	る指針等を踏まえて職	オフ、新規採用等の取組	
もに、研修等による人材	また、機構の組織・業	また、機構の組織・業	a:取組は十分であり、	員の適正配置を行った	を適切に実施した。	
の育成及び適切な配置	務運営の一層の活性化	務運営の一層の活性化	かつ、目標を上回る成果	ほか、人事評価及び管理		
を行う。	を図るため、人事評価制	を図るため、人事評価制	があった	職ポストオフをそれぞ	<課題と対応>	
	度、適正な新規採用等を	度、管理職ポストオフ制	b:取組は十分であった	れの制度に基づき実施	特になし	
	着実に実施する。	度、適正な新規採用等を	c:取組はやや不十分で	した。		
		着実に実施する。	あり、改善を要する	また、令和元年度にお		
			d:取組は不十分であ	いて4名の新規採用及		
			り、抜本的な改善を要す	び9名の中途採用を行		
			る	った。		
	(2)人員に関する指標	(2)人員に関する指標	◇(2)人員に関する指	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	期末の常勤職員数は、	期末の常勤職員数は、	標	期末の常勤職員数は	評定 b	
	250 人を上回らないもの	250 人を上回らないもの	s:取組は十分であり、	238 人となった。	常勤職員数が計画ど	
	とする。	とする。	かつ、目標を上回る顕著		おり250人を上回ってい	
			な成果があった		ないことを確認した。	
	〔参考1〕		a:取組は十分であり、			
	期初の常勤職員数の見		かつ、目標を上回る成果		 <課題と対応>	

込み 237 人		があった		特になし		
期末の常勤職員数の見		b:取組は十分であった				
込み 250 人 (期初の常勤		c:取組はやや不十分で				
職員数にTPP11協定の発		あり、改善を要する				
効に伴い追加される加		d:取組は不十分であ				
糖調製品からの調整金		り、抜本的な改善を要す				
徴収業務に係る増員数		る				
13 人を加えた数)						
		(各年度の年度計画に				
〔参考2〕		おいて規定されている				
中期目標期間中の人件		具体的な常勤職員数の				
費総額見込み 10,643 百		目標に基づき、達成度合				
万円		を評価する)				
(3)業務運営能力等の	(3)業務運営能力等の	(3)業務運営能力等の				
向上	向上	向上				
機構の使命や業務の	職員の事務処理能力					
目的を自覚し、その職階	の向上を図るため、業務					
に応じた業務遂行能力	運営能力開発向上基本					
を十全に発揮できるよ	計画に基づき、研修を実					
う、以下のとおり研修を	施する。					
行う。						
ア 職員の総合的能力	ア 職員の総合的能力	ア 階層別研修の実施	<主要な業務実績>	<評定と根拠>		
を養成するため階層別	を養成するための階層	s:取組は十分であり、	令和元年度新規採用	評定 b	<u> </u>	
研修(初任者、一般職員、	別研修として以下の研	かつ、目標を上回る顕著	者等に対し、職員として	階層別に求められる		
管理職)を実施する。	修を実施する。	な成果があった	必要な基礎知識や職場	職員の総合的能力を養		
	(ア)初任者研修として、	a:取組は十分であり、	への適応力を付与する	成するため、階層別研修		
	ビジネスマナー研修、初	かつ、目標を上回る成果	ことを目的に、以下の研	を計画どおり実施する		
	任者現場研修等	があった	修を実施した。	ことができた。		
	(イ)一般職員研修とし	b:取組は十分であった	ア 新聞購読研修(11			
	て、農村派遣研修、行政	c:取組はやや不十分で	月~3月、令和2年度	<課題と対応>		
	実務研修、統計研修等	あり、改善を要する	新規採用予定者6名)	特になし		
	(ウ)管理職研修として、	d:取組は不十分であ	イ 採用時衛生研修(4			
	新任管理職研修等	り、抜本的な改善を要す	月、11月、令和元年度			
		る	新規採用者4名、中途			
			採用者9名)			
			ウ 業務概要習得研修			
			(4月、11月、令和元			
			年度新規採用者4名、			
			中途採用者 9 名)			
			エ ビジネスマナー研			
			修(4月、令和元年度			
I I		I		I		

			新規採用者4名)		
			才 初任者現地研修(2		
			月、令和元年度新規採		
			用者等 12 名)		
			一般職員に対し、係		
			員、係長、課長補佐、課		
			長代理のそれぞれの階		
			層において職務遂行能		
			力や資質を高めること		
			を目的に以下の研修を		
			実施した。		
			ア 農村派遣研修(7~		
			12月、9名)		
			イ 行政実務研修(7~		
			6月、3名)		
			ウ 係長研修(2月、17		
			名)		
			工 上級中堅職員研修		
			(2月、1名)		
			オ 役員等を講師とし		
			た機構業務の位置付		
			け等に係る研修(7、		
			9、1、2月、349名)		
			管理職に対し、必要と		
			される知識及び技能を		
			付与し、管理者としての		
			能力を高めることを目		
			的に以下の研修を実施		
			した。		
			ア 新任管理職研修		
			(10、11、12月、7名)		
			イ 中堅管理職研修		
			(12、2月、4名)		
	イ 職員の恵明的能力	イ 専用団研修の宝塩	 <主要な業務実績>	<評定と根拠>	
1 - 職員の専門的能力 を養成するため、必要に			職員の専門能力を養		
応じて、会計事務職員研					
			放りるため、以下の如修 を実施した。	職員の専門的能力を 養成するための専門分	
持管理研修、衛生管理者				野別研修を計画どおり	
養成研修等の専門別研					
	「声がりを入事でし	~ ハロ际で工門の豚木	ムロナ4万4MQ79川6 (10	\(\rightarrow\) \(\rightarrow	

	修を実施する。	る。	があった	~11月、1名)		
		°° (ア)会計関連研修とし	b:取組は十分であった	・広報・システム関連研	<課題と対応>	
		て、会計事務職員研修	c:取組はやや不十分で	修(6月、1名)	特になし	
			あり、改善を要する	・情報ネットワーク維持	14. = 0. 0	
		研修として、広報研修、	d:取組は不十分であ	管理研修(11、12月、		
		情報ネットワーク維持	り、抜本的な改善を要す	2名)		
		管理研修	3	・総務・人事関連研修		
		「ウ)総務・人事関連研修	3	ア 衛生管理者養成研		
		として、衛生管理者養成		修(8月、1名)		
		研修、個人情報保護研修		イ 個人情報保護研修		
		(エ)監査関連研修とし		(4、6月、4名)		
		て、内部監査研修等		• 監査関連研修		
		(才)調査情報関連研修		内部監査研修(8月、		
		として、語学力向上研		1名)		
		修、海外派遣研修、		•調査情報関連研修		
		(カ)畜産関連研修とし		ア 語学向上研修(9~		
		て、中央畜産技術研修		12月、3名)		
		会、食肉基礎研修		イ 海外派遣研修(2		
				月、1名)		
				ウ JETRO派遣 (海		
				外派遣を含む)研修		
				(4月~3月、3名)		
				• 畜産関連研修		
				ア 中央畜産技術研修		
				(6、7、9、11月、		
				18 名)		
				イ 食肉基礎研修(12		
				月、5名)		
3 情報公開の推進	3 情報公開の推進	3 情報公開の推進	○3 情報公開の推進			
	(1)情報開示及び照会	 (1)情報開示及7ド昭今	◇(1) 照会事項への対	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
·	事項への対応	事項への対応	応	情報提供した事項に		
			情報提供した事項に			
			関する照会についての			
			原則として翌業務日以		し、達成度合は100%(5	
		から、独立行政法人等の		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	件/5件) であった。	
	保有する情報の公開に	保有する情報の公開に				
·	関する法律(平成 13 年		あり、かつ、その達成の		<課題と対応>	
			ための特に優れた取組		特になし	
情報の開示を行うほか、	1月報リノ 刑/小ど1」フリよか、	1	ドトトが砂め/りょしん			1

		<u>, </u>				
する照会に対しては、迅	づき情報提供した事項	づき情報提供した事項	あり、かつ、その達成の			
速かつ確実な対応をす	に関する照会に対して	に関する照会に対して	ための優れた取組内容			
ることとし、関連する保	は、迅速かつ確実な対応	は、迅速かつ確実な対応	が認められる			
有情報については、原則	をすることとし、関連す	をすることとし、関連す	b : 達成度合は 100%で			
として翌業務日以内に	る保有情報については、	る保有情報については、	あった			
対応する。	原則として翌業務日以	原則として翌業務日以	c:達成度合は、80%以			
	内に対応する。	内に対応する。	上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
(2)資金の流れ等につ	(2)資金の流れ等につ	(2)資金の流れ等につ	(2)資金の流れ等につ			
いての情報公開の推進	いての情報公開の推進	いての情報公開の推進	いての情報公開の推進			
機構が実施する補助	機構が実施する補助	機構が実施する補助				
事業等の運営状況等に	事業等の運営状況等に	事業等の運営状況等に				
ついて、国民に十分な説	ついて、国民に十分な説	ついて、国民に十分な説				
明責任を果たす等の観	明責任を果たす等の観	明責任を果たす等の観				
点から、機構からの直接	点から、機構からの直接	点から、以下の取組を行				
の補助対象者のみなら	の補助対象者のみなら	う。				
ず、そこから更に補助を	ず、そこから更に補助を	ア 畜産関係業務、野菜	◇ア 畜産関係業務、			
受けた者の団体名、金	受けた者の団体名、金	関係業務	野菜関係業務			
額、実施時期等を公表す	額、実施時期等を公表す	(ア) 機構からの直接の	(ア) 機構からの直接	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
る。また、それと併せ、	る。また、それと併せ、	補助対象者及びそこか	補助対象者等に係る情	畜産関係業務及び野	評定 b	
生産者等に渡った資金	生産者等に渡った資金	ら更に補助を受けた者	報公開の推進	菜関係業務において、機	計画どおり9月末ま	
の事業別・地域別の総額	の事業別・地域別の総額	の団体名、金額、実施時	分母を公表回数とし、	構からの直接の補助対	でに公表することがで	
も公表する。	も公表する。	期等を9月末までに公	分子を9月末までに公	象者及びそこから更に	きた。達成度合は 100%	
		表する。	表した回数とする。	補助を受けた者の団体	(2回/2回)であった。	
			s : 達成度合は 100%で	名、金額、実施時期等を		
			あり、かつ、その達成の	令和元年9月末までに	<課題と対応>	
			ための特に優れた取組	ホームページにおいて	特になし	
			内容が認められる	公表した。		
			a : 達成度合は 100%で			
			あり、かつ、その達成の			
			ための優れた取組内容			
			が認められる			
			b : 達成度合は 100%で			
			あった			
			c : 達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
i l		(イ) 生産者等に渡った	(イ) 生産者等への資金		<評定と根拠>	1

	ては、その総額等を毎年	資金の事業別・地域別の	に係る情報公開の推進	畜産関係業務及び野	評定 b	
	度取りまとめ、翌年度9	総額を9月末までに公	分母を公表回数とし、分	菜関係業務において、生	計画どおり9月末ま	
	月末までに公表する。	表する。	子を9月末までに公表	産者に渡った資金の事	でに公表することがで	
			した回数とする。	業別、地域別の総額を令	きた。達成度合は 100%	
			s : 達成度合は 100%で	和元年9月末までにホ	(2回/2回)であった。	
			あり、かつ、その達成の	ームページにおいて公		
			ための特に優れた取組	表した。	<課題と対応>	
			内容が認められる		特になし	
			a : 達成度合は 100%で			
			あり、かつ、その達成の			
			ための優れた取組内容			
			が認められる			
			b:達成度合は100%で			
			あった			
			c : 達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
特産関係(砂糖・でん	特産関係(砂糖・でん	イ 特産関係(砂糖・で	◇イ 特産関係 (砂	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
粉) の交付金交付業務の	粉) については、機構が	ん粉)業務	糖・でん粉)業務	機構が輸入指定糖等	評定 b	
運営状況等については、	輸入指定糖等から徴収	機構が輸入指定糖等	分母を公表回数とし、	から徴収した調整金の	計画どおり四半期の	
機構からの交付金交付	した調整金の総額及び	から徴収した調整金の	分子を四半期終了月の	総額及び機構から交付	終了月の翌月末までに	
対象者に交付した交付	機構からの交付金交付	総額及び機構からの交	翌月末までに公表した	金交付対象者に交付し	情報を公表することが	
金の事業別・地域別の総	対象者に交付した交付	付金交付対象者に交付	回数とする。	た交付金の事業別・地域	できた。達成度合は	
額を公表する。	金の事業別・地域別の総	した交付金の事業別・地	s : 達成度合は 100%で	別の総額を四半期毎に	100% (4回/4回) であ	
	額を四半期毎に取りま	域別の総額を四半期毎	あり、かつ、その達成の	取りまとめ、その実績及	った。	
	とめ、その実績及び収支	に取りまとめ、その実績	ための特に優れた取組	び収支状況について四		
	状況について、四半期終	及び収支状況について、	内容が認められる	半期終了月の翌月末ま	<課題と対応>	
	了月の翌月末までに公	四半期終了月の翌月末	a : 達成度合は 100%で	でにホームページにお	特になし	
	表する。	までに公表する。	あり、かつ、その達成の	いて公表した。		
			ための優れた取組内容			
			が認められる			
			b:達成度合は100%で			
			あった			
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
		ウ 畜産業振興事業に			<評定と根拠>	
により、事業実施主体に	により事業実施主体に	より事業実施主体等に	金により造成された基	基金管理基準に基づ	評定 b	

おいて造成された基金 | おいて造成された基金 | おいて造成された基金 | 金に係る情報公開の推 | き、以下の6基金につい | 基金管理基準に基づ 機構から直接交付を受しまし間接的に機構の補しる。 けた補助金による基金 助金の交付を受けて設 のみならず、事業実施主 | 置されているものも含 体を経由し間接的に機一め、全ての基金保有状 構の補助金の交付を受一況、今後の使用見込み等 けて設置されているもしを取りまとめ、機構にお のも含め、全ての基金保しいて公表する。 有状況、今後の使用見込 み等を機構において公 表する。

については、補助金等の | については、基金基準等 | については、基金基準等 | 進 交付により造成した基 | の趣旨を踏まえ、機構か | に準じて定めた基準に | 分母を機構からの補 | 本的事項等を令和元年 | ることができた。 達成度 金等に関する基準(平成 | ら直接交付を受けた補 | 基づき、基金の保有状 | 助金により造成された | 11 月 11 日にホームペー | 合は 100%(6基金/6基 18 年8月 15 日閣議決 | 助金による基金のみな | 況、今後の使用見込み等 | 基金数とし、分子を公表 | ジにおいて公表した。 定)等の趣旨を踏まえ、 らず、事業実施主体を経 を取りまとめて公表す

した基金数とする。

s:達成度合は100%で | ②畜産経営維持緊急支 | <課題と対応> あり、かつ、その達成の ための特に優れた取組 ③貸付機械取得資金 内容が認められる

a:達成度合は100%で ⑤畜産高度化支援リー あり、かつ、その達成の ための優れた取組内容 ⑥加工原料乳生産者積 が認められる

b:達成度合は100%で あった

c:達成度合は、80%以 上 100%未満であった d:達成度合は、80%未

満であった

①融資準備財産

援資金融通事業基金

④事業準備財産

ス基金

立金

て、名称、基金額等の基 き、基本的事項を公表す 金)であった。

特になし

務について、会計処理の | について、会計処理の透 | 繰り入れられた事業返 | む経理の流れに係る情 | 平成 30 年度の実績に | 評定 b 透明性を確保する観点 | 明性を確保する観点か | 還金を含む経理の流れ | 報公開の推進 れられた事業返還金を「られた事業返還金を含」月末までに公表する。 含む経理の流れを公表 む経理の流れを毎年度 するとともに、事業返還 取りまとめ、翌年度9月 金の活用について、その一末までに公表する。 会計処理の分かりやすしまた、事業返還金の活用 い説明を付記する等、積 について、その会計処理 極的に説明責任を果たしの分かりやすい説明を すものとする。

付記する等により、積極 的な説明を行う。

このほか、畜産関係業 | このほか、畜産関係業務 | エ 畜産業振興資金に | ◇エ 事業返還金を含 | <主要な業務実績>

表した回数とする。

内容が認められる

a : 達成度合は 100%で | いて公表した。 あり、かつ、その達成の ための優れた取組内容 が認められる

b:達成度合は100%で あった

c:達成度合は、80%以 上 100%未満であった d:達成度合は、80%未

満であった

<評定と根拠>

係る畜産業振興資金に 平成 30 年度の畜産業 から、資金の規模及び畜しら、資金の規模及び畜産しを、事業返還金の活用理し、分母を公表回数とし、し繰り入れられた補助事し振興事業の実績につい 産業振興資金に繰り入 | 業振興資金に繰り入れ | 由等を付記した上で9 | 分子を9月末までに公 | 業に係る返還金を含む | て、畜産振興資金に繰り 経理の流れを、事業返還 | 入れられた事業返還金 s:達成度合は100%で 金の活用理由等を付記 を含む経理の流れを、わ あり、かつ、その達成のした上で、わかりやすいしかりやすい内容で9月 ための特に優れた取組 内容で令和元年9月 12 末までに公表すること 日にホームページにおしができた。達成度合は 100% (1回/1回) であ った。

> <課題と対応> 特になし

4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	○4 消費者等への広			
			報			l
消費者等への情報の	(1)消費者等への情報	(1)消費者等への情報	◇(1)消費者等への情			
提供については、国民消	提供	提供	報提供			
費生活の安定に寄与す	消費者等への情報の提	消費者等への情報の				
るとともに、機構の業務	供については、国民消費	提供については、国民消				
運営に対する国民の理	生活の安定に寄与する	費生活の安定に寄与す				
解を深めるため、消費者	とともに機構の業務運	るとともに機構の業務				
等の関心の高い農畜産	営に対する国民の理解	運営に対する国民の理				
物や機構の業務に関連	を深める観点から、消費	解を深める観点から、消				
した情報を積極的に分	者等の関心の高い農畜	費者等の関心の高い農				
かりやすい形で発信す	産物や機構の業務に関	畜産物や機構の業務に				
る。	連した情報を積極的に	関連した情報を積極的				
また、ホームページに	分かりやすい形で発信	に分かりやすい形で発				
よる情報提供について	するため、以下の取組を	信するため、以下の取組				
は、機構の最新の動向を	実施する。	を実施する。				
正確かつ迅速に提供す		ア 広報活動の強化を	ア 広報推進委員会に	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
るとともに、利用者が必		図るため、広報推進委員	おける広報活動の改善	各部の幹部職員から	評定 b	
要とする情報に効率的		会を開催し、改善策を検	策についての検討	構成される広報推進委	ホームページ等の改	
にアクセスできるよう、		討する。	s:取組は十分であり、	員会を5回開催し、ホー	善を図るため、広報推進	
ホームページの機能強			かつ、目標を上回る顕著	ムページやその他の広	委員会において、広報活	
化に努める。			な成果があった	報活動の改善・強化につ	動の改善と強化につい	
			a:取組は十分であり、	ながる方策等を検討し、	て検討し、広報活動の改	
			かつ、目標を上回る成果	その結果を踏まえ、機構	善・強化に努めることが	
			があった	の業務運営に対する国	できた。	
			b:取組は十分であった	民の理解を深めるため		
			c:取組はやや不十分で	のコンテンツの改善や	<課題と対応>	
			あり、改善を要する	低年齢層の子供の興味	特になし	
			d:取組は不十分であ	関心を惹く情報の充実		
			り、抜本的な改善を要す	を図るためのキッズコ		
			る	ーナーの見直し等を行		
				った。		
	ア 消費者等へのアン	イ 消費者等の情報ニ	イ 消費者の情報ニー	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	ケート調査を実施し、そ	ーズを把握するため、ホ	ズ、ホームページ、業務	消費者ニーズ、ホーム	評定 b	
	の結果等を踏まえ、ホー	ームページ、業務紹介用	紹介用パンフレットに	ページ、業務紹介用パン	令和2年度における	
	ムページ等の充実を図	パンフレットに関する	関するアンケート調査	フレットに関するアン	情報提供の参考とする	
	る。	アンケート調査を実施	の実施	ケート調査を令和2年	ため、計画どおりアンケ	
		するとともに、その結果	s:取組は十分であり、	1月に実施した。(全国	ート調査を実施するこ	
		等を踏まえ、ホームペー	かつ、目標を上回る顕著	15 歳以上の男女、有効サ	とができた。	
		ジの「消費者コーナー」	な成果があった	ンプル数は 200 名)		

	,		,	
の充実等を図ることに	a:取組は十分であり、		<課題と対応>	
より、消費者等への分か	かつ、目標を上回る成果		特になし	
りやすい情報提供を推	があった			
進する。	b:取組は十分であった			
	c:取組はやや不十分で			
	あり、改善を要する			
	d:取組は不十分であ			
	り、抜本的な改善を要す			
	3			
	ウ ホームページでの	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	
		機構の業務運営に対		
		する国民の理解を更に		
		深めるため、機構の業務		
		の役割や必要性を紹介		
	" - F · · · · · · · · ·	したコンテンツに Q&A		
			更新しホームページに	
			掲載することで、機構の	
		すい説明を追加し、ホー		
			り分かりやすい形で消	
	があった	また、低年齢層の子供		
		の興味関心を惹く情報		
	· ·	の充実を図るため、ホー		
		ムページのキッズコー		
			ことで、機構の業務活動	
			について広く消費者等の理解な得えない。	
	3		の理解を得るとともに	
			機構の認知度を向上さ	
		く親しみやすいページ	せることかでさた。 	
		に更新するなどの見直	/ 細胞 しせけく	
		しを行った。	<課題と対応>	
		併せて、平成30年度に	特になし	
		実施したアンケートに		
		おいて、農畜産物の価格		
		等を知りたいとの消費		
		者の回答が多かったこ		
		とを踏まえ、ホームペー		
		ジの「消費者コーナー」		
		に野菜の小売価格動向		
		(ベジ探ヘリンク) 等を		
		掲載した。		

	交換会等を通じた双向・同時的な情報や意の交換等により、農畜物や機構業務に関す消費者等の理解の促を図る。
--	-----------------------------------------------------

	ホームページによる	ホームページの機能	(指標=活用状況の	によりホームページの	ホームページのアク	
	 情報提供については、利	強化を図るため、以下の	集計・分析、必要に応じ	アクセス数等の集計分	 セス分析を行うことに	
			たホームページへの反		·	
		ア ホームページの改		ス分析の結果を提供し、		
		-	s:取組は十分であり、			
			かつ、目標を上回る顕著		ホームページのスマ	
		況の集計・分析を実施す		0700	ートフォンへの対応を	
	機能強化に努める。	る。	a:取組は十分であり、		引き続き行うことを通	
		-	かつ、目標を上回る成果			
		果、アンケート調査結		行ってきたホームペー		
			b:取組は十分であった			
			c:取組はやや不十分で			
			あり、改善を要する		·	
			めり、以番を安りる d:取組は不十分であ			
			り、抜本的な改善を要す			
		その結果をホームペー				
			් 		業者等に対し、機構のホースのでは、	
		ジに反映させる。		の関連産業の発展に資		
				するため、これらの業種		
					を新たに提供すること	
				の構成する団体がホー		
					発展に資することがで	
				を掲載する機会を新た		
				に提供した。	このことから、中期計	
					画における所期の目標	
					を上回る成果が得られ	
					たため、a 評価とした。	
					/ 細胞 1. 對伏 /	
					<課題と対応>	
					特になし	
5	5 情報セキュリティ	5 情報セキュリティ	○5 情報セキュリテ			
			イ対策の向上		_	
	(1)サイバーセキュリ			/ 全世の世級宝建へ	 <評定と根拠>	
	(1) リイハーピャュリ					
				·		
	法律第 104 号) 第 25 条					
	第1項に基づく最新の「森の機器等の情報を					
	「政府機関等の情報セ				に基づき、関係する内部	
	キュリティ対策のため			① 情報システム台帳		
	の統一基準群」等を踏ま					
					に係る訓練、研修、自己	
	切に見直すとともに、こ				点検等の取組及び情報	
こ基づき情報ヤキュリ	れに基づき情報セキュ	キュリティ対策を講じ、	a:取組は十分であり、	L システムの現状、今後	機器等の更改、導入を計	

こ、基盤を書からは担い	リニ、地体を誰い、桂却	は担いっことにもより	よ。 日無と「日7 と 田	の再ルダのマウー専用	
			かつ、目標を上回る成果		画どおり実施すること
ステムに対するサイバ				等を把握した。	ができた。
			b:取組は十分であった		
に対する組織的対応能		·			イ委員会において、令和
力の強化に取り組む。ま		組む。また、実施状況を			元年度情報セキュリテー
			d:取組は不十分であ		イ対策推進計画の実績
握し、PDCA サイクルによ		·		標的型メール訓練を	
り情報セキュリティ対			3	実施した。	で、令和2年度の同計画
策の改善を図る。	対策の改善を図る。	る。		③ 標的型攻撃メール	
					クルによる情報セキュ
					リティ対策の改善を図し
				不審メールの見分け	ることができた。
				方等について、役職員	
				に対してポップアッ	
				プ形式により毎日繰	特になし。
				り返し周知を行った。	
				④ 役職員による自己	
				点検を行うとともに、	
				点検結果に基づく各	
				部の改善結果を評価	
				し、得られた共通的な	
				留意点について、次年	
				度の自己点検計画に	
				反映させることとし	
				た。	
				⑤ 前年度に旧フォル	
				ダから分離したスペ	
				シャルフォルダ(個人	
				情報など機密性の高	
				い情報を保存)につい	
				て、旧フォルダからの	
				データ移行及び新た	
				なアクセス権限の設	
				定を実施し、8月から	
				運用を開始した。	
				⑥ 役職員用端末につ	
				いて、ウィンドウズ 10	
				へのアップデートを	
				9月に実施した。ま	
				た、不許可端末遮断装	
				置を導入し、12月から	
				運用を開始するとと	

			もに、ファイルサー		
			バ・メールサーバ等の		
			更改を行い、3月から		
			運用を開始した。		
			⑦ プロキシサーバ、		
			IPS による外部監視サ		
			ービス、ファイル暗号		
			化システム及び振舞		
			検知ソフトについて、		
			運用を継続した。		
			8 NISC からの情報セ		
			キュリティ監査に係		
			る監査結果報告を受		
			け、所見に対する改善		
			結果及び改善計画を		
			取りまとめ、NISC へ提		
			出するとともに、12		
			月に実施されたフォ		
			ローアップに対して、		
			適切に対応した。		
			⑨ 政府機関等の情報		
			セキュリティ対策の		
			ための統一基準群等		
			の改正等を踏まえ、情		
			報セキュリティ規程		
			の一部改正を行った。		
			なお、令和2年3月24		
			日に情報セキュリティ		
			委員会を開催し、令和元		
			年度情報セキュリティ		
			対策推進計画の実績を		
			報告するとともに、令和		
			2年度情報セキュリテ		
			ィ対策推進計画の了承		
			を得た。		
(2)農林水産省との緊	(2) 緊急時を含めた浦	 ◇ (2) 緊急時を含めた	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
急時を含めた連絡体制		連絡体制の整備	農林水産省の担当部		
を整備し、情報セキュリ			局を含めた緊急時の連 局を含めた緊急時の連		
			絡網の整備・更新を行っ		
農林水産省との情報交			お柄の整備・更利を行う た。また、ソフトウェア		
辰/小/生年とり情報文	畑 し、旧 耿 ヒ イ ユ ソ ノ イ		1.0 よに、ノノドソエノ	反外が圧1世コ即用と	

		T	T	T	
換を積極的に行う。		s:取組は十分であり、			
特に、事故・障害等が	部局との情報交換を積	かつ、目標を上回る顕著	セキュリティに関する	同部局との情報セキュ	
発生した場合は、速やか	極的に行う。	な成果があった	アップデートの実施状	リティに係る適時の情	
に農林水産省の情報セ	特に、事故・障害等が	a:取組は十分であり、	況等について、同省の担	報交換を的確に実施す	
キュリティ責任者に連	発生した場合は、速やか	かつ、目標を上回る成果	当部局に連絡・相談する	ることができた。	
絡して適切な対策を実	に所管部局の情報セキ	があった	ことにより情報交換を		
施する。	ュリティ責任者に連絡	b:取組は十分であった	行った。	<課題と対応>	
	して適切な対策を実施	c:取組はやや不十分で	このほか、機構内の各	特になし	
	する。	あり、改善を要する	情報システム責任者等		
		d:取組は不十分であ	の名簿についても整		
		り、抜本的な改善を要す	備・更新し、連絡体制を		
		る	整備した。		
C +/===== T - x ==== (#±) = ==					
	6 施設及び設備に関				
	する計画	_	_	_	
予定なし	予定なし 				
 7 徒立への加八に関	7 徒立人の加八に則	○7 前期中期目標期	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
		間繰越積立金の処分		下足と似拠/ 評定 b	
	する事項		(畜産勘定)		
目標期間繰越積立金は、		s:取組は十分であり、		前中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、補	
	独立行政法人農畜産業			検立並は、雷崖樹足、柵 給金等勘定、でん粉勘定	
			事業団より承継した株		
				·	
				いてそれぞれ適切に管理されている。	
	構法」という。) 附則第		として、機構法附則第8 条第1項に基づき管理		
		b. 取組は「分であった」 c: 取組はやや不十分で		<課題と対応>	
	た、補給金等勘定、でん			特になし	
		d:取組は不十分であ	(補給金等勘定)	付になし	
		り、抜本的な改善を要す			
	繰越積立金は、それぞれ		十成 30 千度次昇にわ いて4,166 百万円の当期		
	株越慎立並は、てれてれて 機構法第 10 条第 1 号ロ		純損失を計上したため、		
	からへまでに規定する		機構法第 10 条第 1 号口		
	業務、同条第5号ホ及び		からへまでに規定する		
	未務、同未弟3万か及び へに規定する業務並び		業務に前中期目標期間		
	に 成 足 り る 未 務 业 い に の 用 子 牛 生 産 安 定 等		操越積立金(30年度末残		
特別措置法(昭和 63 年			高 27,622 百万円)を充		
· ·	法律第 98 号) 第 3 条第		同 21,022 日 <i>5</i> 円 7 で 元 て た。		
	1項に規定する業務に		(100		
	五頃に祝足りる未務に 充てることとする。		 (でん粉勘定)		
フル くる	/u へる C C Y る。		平成 30 年度決算にお		
			いて、当期純利益を計上		
			いし、ヨ朔杷利金を訂上		

				したため、前中期目標期		
				間繰越積立金(30年度末		
				残高 2,960 百万円)の充		
				当実績はなかった。		
				(肉用子牛勘定)		
				平成 30 年度決算にお		
				いて2,086百万円の当期		
				純損失を計上したため、		
				肉用子牛生産安定等特		
				別措置法第3条第1項		
				に規定する業務に前中		
				期目標期間繰越積立金		
				(30 年度末残高 4,161		
				百万円)を充てた。		
				1 /3 1) E /L C /C 0		
6 長期借入れを行う	8 長期借入れを行う	_	○8 長期借入れを行		 <評定と根拠>	
	場合の留意事項		う場合の留意事項	長期借入れは行わな		
機構法に基づき長期	機構法に基づき長期		長期借入金の極力有		ПП	
借入れを行うに当たっし			利な条件での借入れ	7 7 100	 <課題と対応>	
ては、市中の金利情勢等			s: 取組は十分であり、			
を考慮し、極力有利な条			かつ、目標を上回る顕著			
	件での借入れを行う。		な成果があった			
	T C 0 / 目 / C / U で 11 / 0		a: 取組は十分であり、			
			かつ、目標を上回る成果			
			があった			
			b:取組は十分であった			
			c:取組はやや不十分で t n お また			
			あり、改善を要する			
			d:取組は不十分であり、サナヤウンン・			
			り、抜本的な改善を要す			
			る			

4. その他参考情報

特になし